

令 04 原機（再）020
令和 4 年 6 月 30 日

原子力規制委員会 殿

住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
申 請 者 名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
代表者の氏名 理 事 長 小口 正範
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所
再処理施設に係る廃止措置計画変更認可申請書

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 50 条の 5 第 3 項において準用する同法第 12 条の 6 第 3 項の規定に基づき，下記のとおり核燃料サイクル工学研究所 再処理施設の廃止措置計画変更認可の申請をいたします。

記

一．氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
代表者の氏名 理事長 小口 正範

二. 工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所
所 在 地 茨城県那珂郡東海村大字村松 4 番地 33

三. 変更に係る事項

平成 30 年 6 月 13 日付け原規規発第 1806132 号をもって認可を受け、その後別表 1 のとおり変更の認可を受け、別表 2 のとおり変更の届出を行った核燃料サイクル工学研究所の再処理施設の廃止措置計画に関し、次の事項の一部を別紙のとおり変更する。

三. 廃止措置対象施設及びその敷地

五. 性能維持施設

六. 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに技術基準規則第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容

七. 使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料から分離された物の管理及び譲渡しの方法

添付書類二 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図

添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

四. 変更の理由

再処理施設分離精製工場に貯蔵しているふげん使用済燃料を国内又は国外の再処理事業者の再処理施設へ全量搬出するに当たり、再処理施設分離精製工場内の使用済燃料の搬送方法及び安全対策について変更認可申請する。

以 上

変更認可の経緯（1 / 3）

認可年月日	認可番号	備考
平成 30 年 11 月 30 日	原規規発第 1811305 号	再処理施設に関する設計及び工事の方法の認可を受けている案件について廃止措置期間中に工事を行うことを明記，ガラス固化技術開発施設の工程制御装置等の更新
平成 31 年 2 月 18 日	原規規発第 19021811 号	ガラス固化技術開発施設の溶融炉制御盤の更新，ガラス固化技術開発施設の固化セルのインセルクーラの電動機ユニットの交換
平成 31 年 3 月 29 日	原規規発第 1903297 号	ガラス固化技術開発施設の溶融炉の間接加熱装置（予備品）の製作及び交換
令和元年 9 月 10 日	原規規発第 1909101 号	動力分電盤制御用電源回路の一部変更，管理区域境界に設置された窓ガラスの交換，分離精製工場プール水処理系第 2 系統のポンプの交換，クリプトン回収技術開発施設の浄水供給配管等の一部更新，分離精製工場，放出廃液油分除去施設等への浄水供給配管の一部更新，分離精製工場のアンバー系排風機の電動機交換

変更認可の経緯（2 / 3）

認可年月日	認可番号	備考
令和元年 9 月 10 日	原規規発第 1909102 号	ガラス固化技術開発施設における放射線管理設備の更新
令和元年 9 月 10 日	原規規発第 1909103 号	アスファルト固化処理施設の浄水配管及び蒸気凝縮水配管の一部更新，第二アスファルト固化体貯蔵施設の水噴霧消火設備の一部更新
令和 2 年 2 月 10 日	原規規発第 2002103 号	安全対策の検討に用いる基準地震動，基準津波，設計竜巻及び火山事象
令和 2 年 7 月 10 日	原規規発第 2007104 号	廃止措置中の過失，機械又は装置の故障，浸水，地震，火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類，程度，影響等
令和 2 年 9 月 25 日	原規規発第 2009252 号	ガラス固化技術開発施設に係る津波・地震の安全対策，高放射性廃液貯蔵場及びガラス固化技術開発施設の事故対処に係る事故の抽出・有効性評価の進め方等の基本的方針，竜巻，火山，外部火災等，その他事象に係る安全対策

変更認可の経緯 (3 / 3)

認可年月日	認可番号	備考
令和3年1月14日	原規規発第2101142号	高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟に係る事故対処の有効性評価の進め方, 基本的考え方(有効性評価の起回事象, 事故選定等)及び制御室の安全対策
令和3年4月27日	原規規発第2104272号	事故対処の有効性評価有効性の確認, 代表漂流物の妥当性の検証, 制御室に係る有毒ガスの影響確認
令和3年6月30日	原規規発第21063018号	新検査制度への移行に伴い, 施設定期検査に係る事項の削除, 品質マネジメントに係る事項の追加等を変更
令和3年10月5日	原規規発第2110059号	廃止措置期間中に性能を維持すべき再処理施設, 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間, 廃止措置の工程
令和4年5月17日	原規規発第2205173号	工程洗浄により再処理設備本体等の一部の機器に残存している核燃料物質を回収するため, 対象となる施設, 工程, 回収の方法等の追加

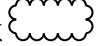
変更届出の経緯 (1 / 1)

変更届出年月日	変更届出番号	備 考
令和 3 年 9 月 14 日	令 03 原機(再)023	再処理施設に関する設計及び工事の計画の「高放射性廃液貯蔵場の耐津波補強工事」(別冊 1-14)に係る設計条件及び仕様のうち、配管類の仕様について、材料の入手性の観点から同等の日本産業規格の規格に変更、使用材料の表記を変更
令和 4 年 2 月 15 日	令 03 原機(再)054	再処理施設に関する設計及び工事の計画の「高放射性廃液貯蔵場(HAW)の事故対処に係る接続口の設置」(別冊 1-18)において、新たに設置する接続口の使用材料の表記の誤植を変更
令和 4 年 4 月 14 日	令 04 原機(再)007	理事長交代(令和 4 年 4 月 1 日付け)に伴う代表者の氏名の変更

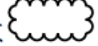
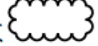
核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書

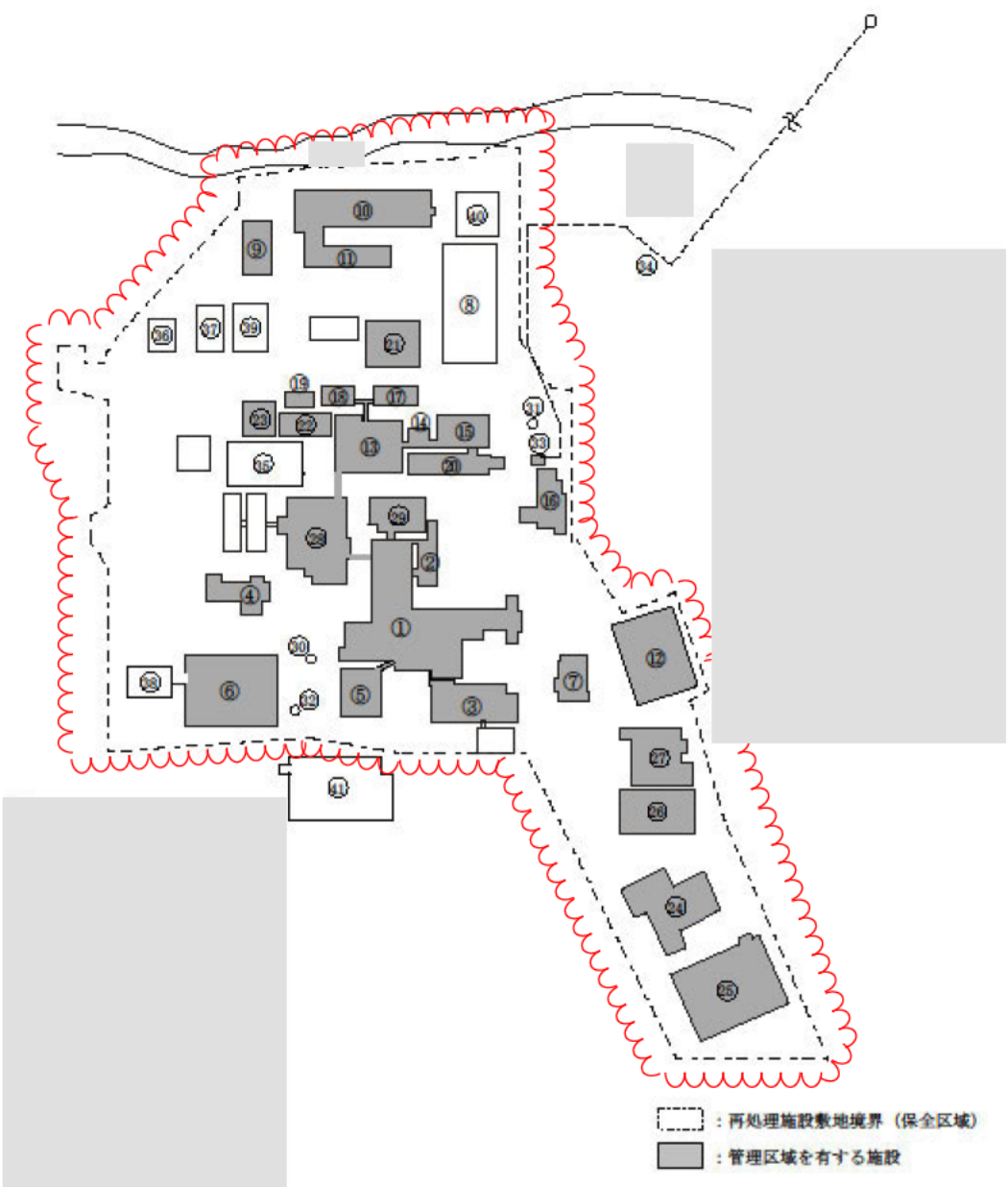
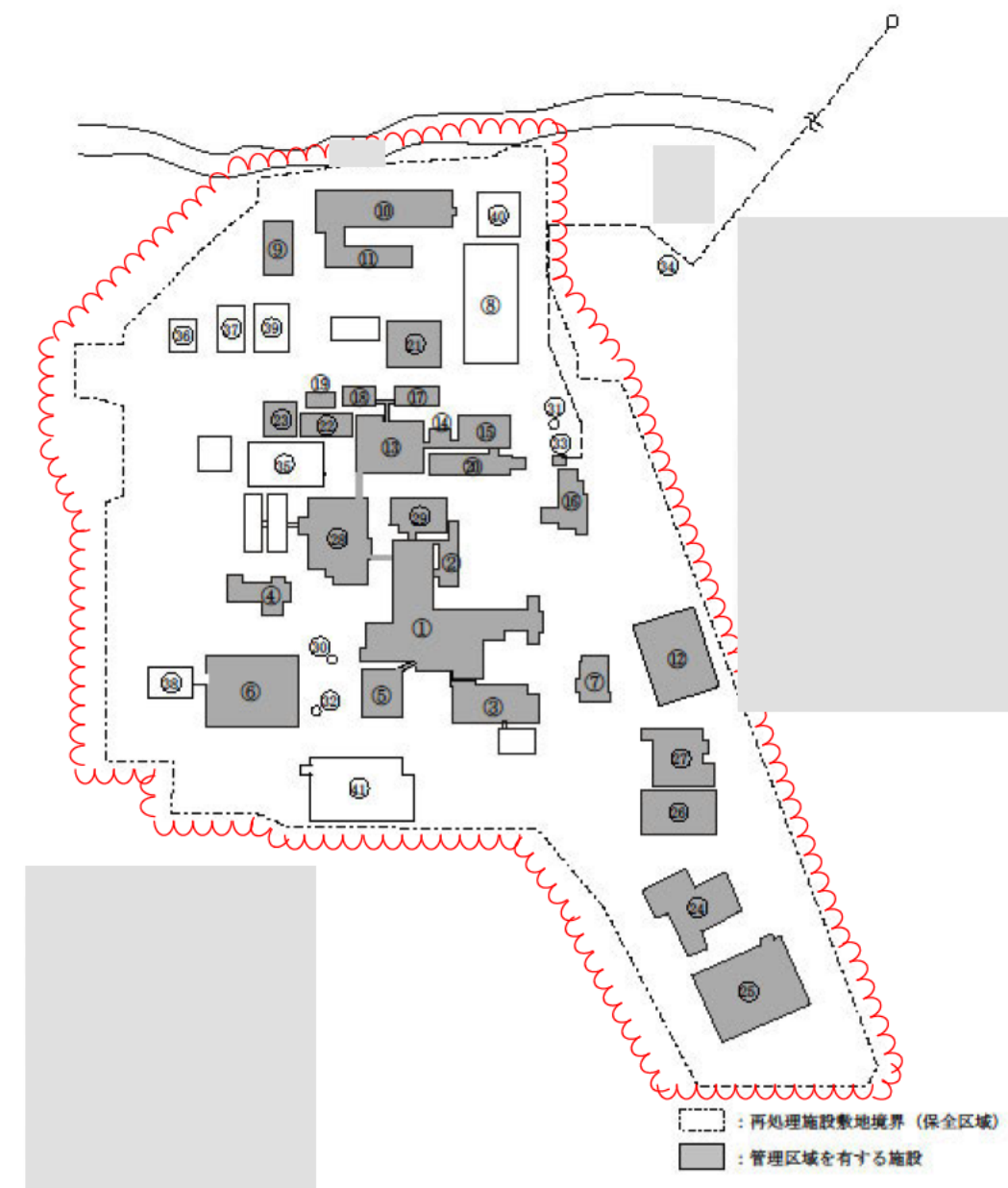
変更前後比較表

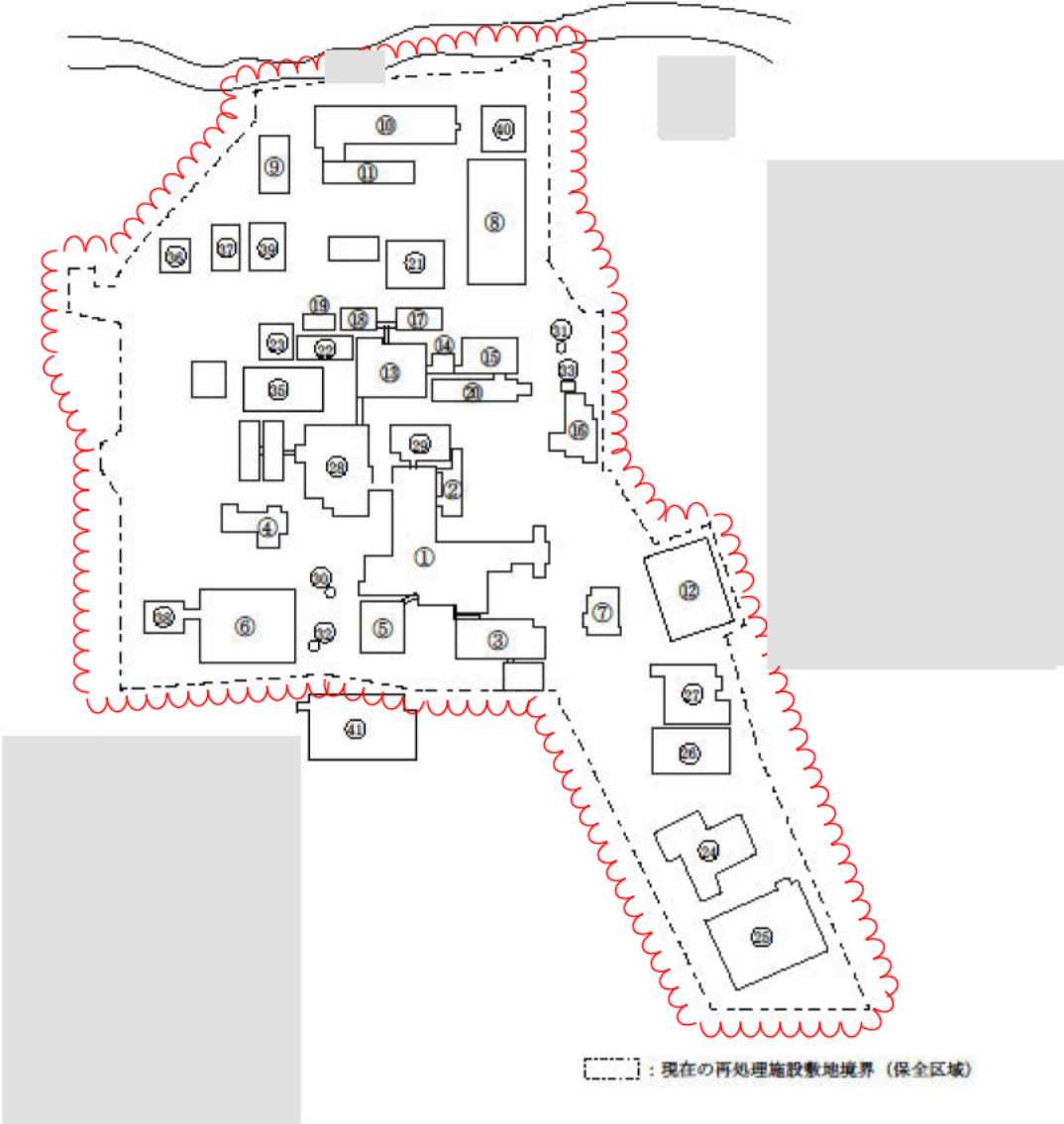
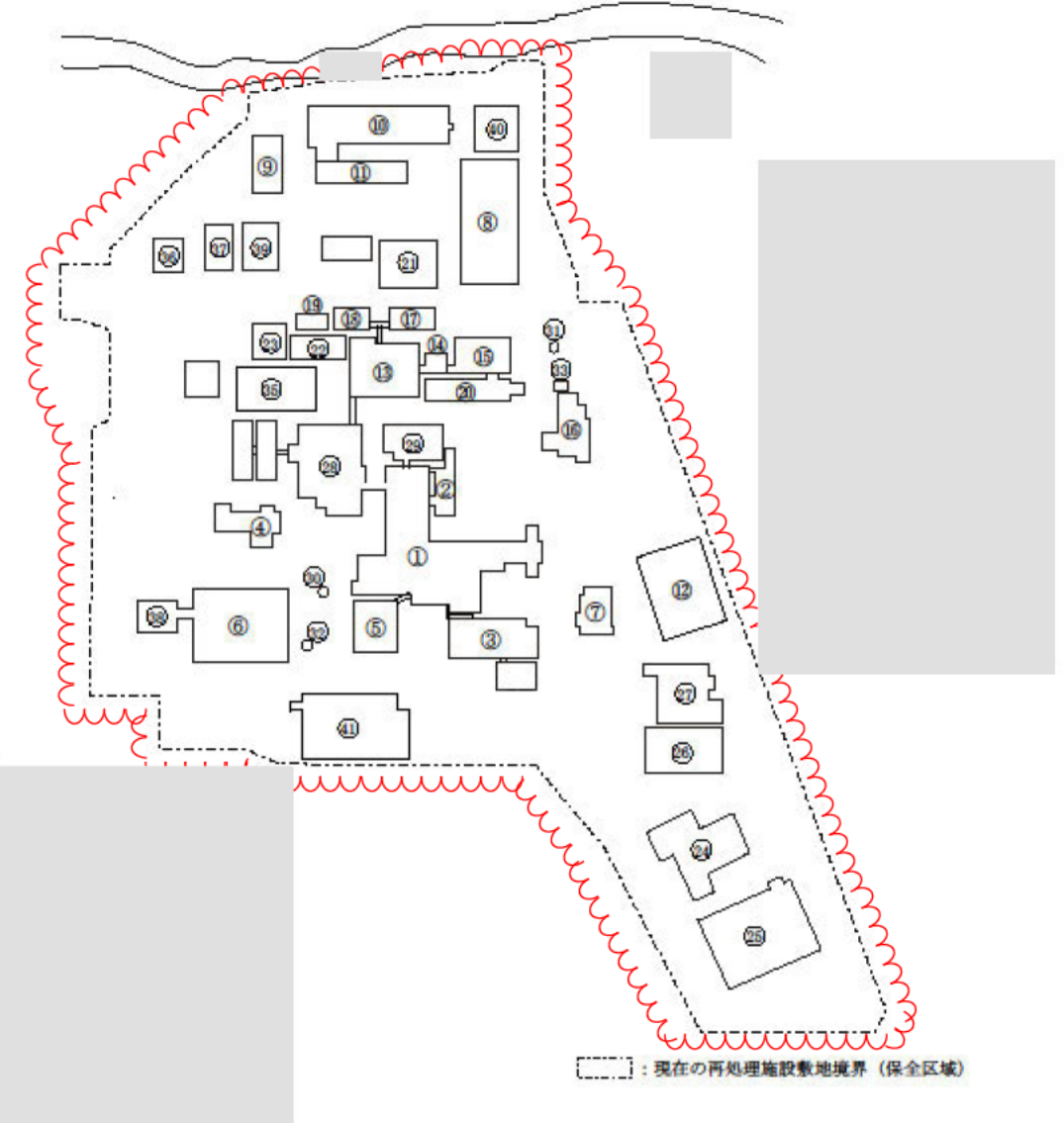
核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更箇所を 又は  で示す。


<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>
<p>一. 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名 (省略)</p> <p>二. 廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地 (省略)</p>	<p>一. 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更なし)</p> <p>二. 廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地 (変更なし)</p>	

変更箇所を  または  で示す。

<p>変更前</p> <p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>
<p>三. 廃止措置対象施設及びその敷地</p>  <p>図 3-1 再処理施設の敷地及び廃止措置対象施設の配置</p>	<p>三. 廃止措置対象施設及びその敷地</p>  <p>図 3-1 再処理施設の敷地及び廃止措置対象施設の配置</p>	<p>保全区域の変更を反映</p>



<p>変 更 前</p> <p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変 更 後</p>	<p>変更理由</p>
<p>四. 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</p>  <p>図 4-1 廃止措置終了後の再処理施設の配置図 (全施設管理区域を解除)</p>	<p>四. 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</p>  <p>図 4-1 廃止措置終了後の再処理施設の配置図 (全施設管理区域を解除)</p>	<p>保全区域の変更を反映</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更箇所を 又は  で示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>
<p>五. 性能維持施設</p> <p>表 5-1 性能維持施設 (1/<u>20</u>) ~ (20/<u>20</u>)</p>	<p>五. 性能維持施設</p> <p>表 5-1 性能維持施設 (1/<u>26</u>) ~ (20/<u>26</u>)</p>	<p>性能維持施設の追加に伴う表番号の変更</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更箇所を  又は  で示す。


<p>変更前</p> <p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																																																
	<p>表 5-1 性能維持施設 (21/26)</p> <table border="1" data-bbox="1365 420 2427 1795"> <thead> <tr> <th colspan="3">設備名称等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6"> <u>ガラス固化技術開発施設(TVF)</u> <u>ガラス固化技術開発棟</u> </td> <td rowspan="5">消火設備</td> <td>自動火災報知設備</td> </tr> <tr> <td>熱感知カメラ</td> </tr> <tr> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td>消火栓(屋内・屋外)</td> </tr> <tr> <td>パッケージ型ハロゲン化物自動消火設備</td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td>非常灯及び誘導灯</td> </tr> <tr> <td> <u>ガラス固化技術開発施設(TVF)</u> <u>ガラス固化技術開発棟</u> </td> <td colspan="2">予備ケーブル(火災防護における代替策用)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4"> <u>ガラス固化技術開発施設(TVF)</u> <u>ガラス固化技術管理棟</u> </td> <td rowspan="3">消火設備</td> <td>自動火災報知設備</td> </tr> <tr> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td>消火栓(屋内・屋外)</td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td>非常灯及び誘導灯</td> </tr> <tr> <td rowspan="4"> <u>クリプトン回収技術開発施設(Kr)</u> </td> <td rowspan="3">消火設備</td> <td>自動火災報知設備</td> </tr> <tr> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td>消火栓(屋内・屋外)</td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td>非常灯及び誘導灯</td> </tr> <tr> <td rowspan="6"> <u>高放射性廃液貯蔵場(HAW)</u> </td> <td rowspan="5">消火設備</td> <td>自動火災報知設備</td> </tr> <tr> <td>熱感知カメラ</td> </tr> <tr> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td>消火栓(屋内・屋外)</td> </tr> <tr> <td>パッケージ型ハロゲン化物自動消火設備</td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td>非常灯及び誘導灯</td> </tr> <tr> <td> <u>高放射性廃液貯蔵場(HAW)</u> </td> <td colspan="2">予備ケーブル(火災防護における代替策用)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4"> <u>ウラン脱硝施設(DN)</u> </td> <td rowspan="3">消火設備</td> <td>自動火災報知設備</td> </tr> <tr> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td>消火栓(屋内・屋外)</td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td>非常灯及び誘導灯</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等			<u>ガラス固化技術開発施設(TVF)</u> <u>ガラス固化技術開発棟</u>	消火設備	自動火災報知設備	熱感知カメラ	消火器	消火栓(屋内・屋外)	パッケージ型ハロゲン化物自動消火設備	照明設備	非常灯及び誘導灯	<u>ガラス固化技術開発施設(TVF)</u> <u>ガラス固化技術開発棟</u>	予備ケーブル(火災防護における代替策用)		<u>ガラス固化技術開発施設(TVF)</u> <u>ガラス固化技術管理棟</u>	消火設備	自動火災報知設備	消火器	消火栓(屋内・屋外)	照明設備	非常灯及び誘導灯	<u>クリプトン回収技術開発施設(Kr)</u>	消火設備	自動火災報知設備	消火器	消火栓(屋内・屋外)	照明設備	非常灯及び誘導灯	<u>高放射性廃液貯蔵場(HAW)</u>	消火設備	自動火災報知設備	熱感知カメラ	消火器	消火栓(屋内・屋外)	パッケージ型ハロゲン化物自動消火設備	照明設備	非常灯及び誘導灯	<u>高放射性廃液貯蔵場(HAW)</u>	予備ケーブル(火災防護における代替策用)		<u>ウラン脱硝施設(DN)</u>	消火設備	自動火災報知設備	消火器	消火栓(屋内・屋外)	照明設備	非常灯及び誘導灯	<p>性能維持施設の追加に伴う見直し</p>
設備名称等																																																		
<u>ガラス固化技術開発施設(TVF)</u> <u>ガラス固化技術開発棟</u>	消火設備	自動火災報知設備																																																
		熱感知カメラ																																																
		消火器																																																
		消火栓(屋内・屋外)																																																
		パッケージ型ハロゲン化物自動消火設備																																																
	照明設備	非常灯及び誘導灯																																																
<u>ガラス固化技術開発施設(TVF)</u> <u>ガラス固化技術開発棟</u>	予備ケーブル(火災防護における代替策用)																																																	
<u>ガラス固化技術開発施設(TVF)</u> <u>ガラス固化技術管理棟</u>	消火設備	自動火災報知設備																																																
		消火器																																																
		消火栓(屋内・屋外)																																																
	照明設備	非常灯及び誘導灯																																																
<u>クリプトン回収技術開発施設(Kr)</u>	消火設備	自動火災報知設備																																																
		消火器																																																
		消火栓(屋内・屋外)																																																
	照明設備	非常灯及び誘導灯																																																
<u>高放射性廃液貯蔵場(HAW)</u>	消火設備	自動火災報知設備																																																
		熱感知カメラ																																																
		消火器																																																
		消火栓(屋内・屋外)																																																
		パッケージ型ハロゲン化物自動消火設備																																																
	照明設備	非常灯及び誘導灯																																																
<u>高放射性廃液貯蔵場(HAW)</u>	予備ケーブル(火災防護における代替策用)																																																	
<u>ウラン脱硝施設(DN)</u>	消火設備	自動火災報知設備																																																
		消火器																																																
		消火栓(屋内・屋外)																																																
	照明設備	非常灯及び誘導灯																																																

<p>変更前</p> <p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																																																												
	<p>表 5-1 性能維持施設 (22/26)</p> <table border="1" data-bbox="1365 420 2427 1890"> <thead> <tr> <th colspan="3">設備名称等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ウラン貯蔵所(UO3)</td> <td rowspan="3">消火設備</td> <td>自動火災報知設備</td> </tr> <tr> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td>消火栓(屋外)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ウラン貯蔵所(UO3)</td> <td>照明設備</td> <td>非常灯及び誘導灯</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第二ウラン貯蔵所(2UO3)</td> <td rowspan="3">消火設備</td> <td>自動火災報知設備</td> </tr> <tr> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td>消火栓(屋内・屋外)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第二ウラン貯蔵所(2UO3)</td> <td>照明設備</td> <td>非常灯及び誘導灯</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第三ウラン貯蔵所(3UO3)</td> <td rowspan="3">消火設備</td> <td>自動火災報知設備</td> </tr> <tr> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td>消火栓(屋内・屋外)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第三ウラン貯蔵所(3UO3)</td> <td>照明設備</td> <td>非常灯及び誘導灯</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)</td> <td rowspan="3">消火設備</td> <td>自動火災報知設備</td> </tr> <tr> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td>消火栓(屋内・屋外)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)</td> <td>照明設備</td> <td>非常灯及び誘導灯</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">除染場(DS)</td> <td rowspan="3">消火設備</td> <td>自動火災報知設備</td> </tr> <tr> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td>消火栓(屋内)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">除染場(DS)</td> <td>照明設備</td> <td>非常灯及び誘導灯</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">分離精製工場(MP)</td> <td rowspan="6">消火設備</td> <td>自動火災報知設備</td> </tr> <tr> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td>消火栓(屋内・屋外)</td> </tr> <tr> <td>水噴霧消火設備</td> </tr> <tr> <td>炭酸ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>粉末消火設備</td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td>非常灯及び誘導灯</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">分析所(CB)</td> <td rowspan="3">消火設備</td> <td>自動火災報知設備</td> </tr> <tr> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td>消火栓(屋内・屋外)</td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td>非常灯及び誘導灯</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等			ウラン貯蔵所(UO3)	消火設備	自動火災報知設備	消火器	消火栓(屋外)	ウラン貯蔵所(UO3)	照明設備	非常灯及び誘導灯	第二ウラン貯蔵所(2UO3)	消火設備	自動火災報知設備	消火器	消火栓(屋内・屋外)	第二ウラン貯蔵所(2UO3)	照明設備	非常灯及び誘導灯	第三ウラン貯蔵所(3UO3)	消火設備	自動火災報知設備	消火器	消火栓(屋内・屋外)	第三ウラン貯蔵所(3UO3)	照明設備	非常灯及び誘導灯	プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)	消火設備	自動火災報知設備	消火器	消火栓(屋内・屋外)	プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)	照明設備	非常灯及び誘導灯	除染場(DS)	消火設備	自動火災報知設備	消火器	消火栓(屋内)	除染場(DS)	照明設備	非常灯及び誘導灯	分離精製工場(MP)	消火設備	自動火災報知設備	消火器	消火栓(屋内・屋外)	水噴霧消火設備	炭酸ガス消火設備	粉末消火設備	照明設備	非常灯及び誘導灯	分析所(CB)	消火設備	自動火災報知設備	消火器	消火栓(屋内・屋外)	照明設備	非常灯及び誘導灯	<p>性能維持施設の追加に伴う見直し</p>
設備名称等																																																														
ウラン貯蔵所(UO3)	消火設備	自動火災報知設備																																																												
		消火器																																																												
		消火栓(屋外)																																																												
ウラン貯蔵所(UO3)	照明設備	非常灯及び誘導灯																																																												
	第二ウラン貯蔵所(2UO3)	消火設備	自動火災報知設備																																																											
消火器																																																														
消火栓(屋内・屋外)																																																														
第二ウラン貯蔵所(2UO3)	照明設備	非常灯及び誘導灯																																																												
	第三ウラン貯蔵所(3UO3)	消火設備	自動火災報知設備																																																											
消火器																																																														
消火栓(屋内・屋外)																																																														
第三ウラン貯蔵所(3UO3)	照明設備	非常灯及び誘導灯																																																												
	プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)	消火設備	自動火災報知設備																																																											
消火器																																																														
消火栓(屋内・屋外)																																																														
プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)	照明設備	非常灯及び誘導灯																																																												
	除染場(DS)	消火設備	自動火災報知設備																																																											
消火器																																																														
消火栓(屋内)																																																														
除染場(DS)	照明設備	非常灯及び誘導灯																																																												
	分離精製工場(MP)	消火設備	自動火災報知設備																																																											
消火器																																																														
消火栓(屋内・屋外)																																																														
水噴霧消火設備																																																														
炭酸ガス消火設備																																																														
粉末消火設備																																																														
照明設備	非常灯及び誘導灯																																																													
分析所(CB)	消火設備	自動火災報知設備																																																												
		消火器																																																												
		消火栓(屋内・屋外)																																																												
	照明設備	非常灯及び誘導灯																																																												

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表



変更箇所を  又は  で示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p style="text-align: center;">令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>																																																							
	<p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (23/26)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">設 備 名 称 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>ユーティリティ施設(UC)</u></td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">消火設備</td> <td style="text-align: center;">自動火災報知設備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消火器</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消火栓(屋内・屋外)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">照明設備</td> <td style="text-align: center;">非常灯及び誘導灯</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>資材庫</u></td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">消火設備</td> <td style="text-align: center;">自動火災報知設備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消火器</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消火栓(屋内・屋外)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">照明設備</td> <td style="text-align: center;">非常灯及び誘導灯</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>高放射性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS)</u></td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">消火設備</td> <td style="text-align: center;">自動火災報知設備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消火器</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消火栓(屋外)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">照明設備</td> <td style="text-align: center;">非常灯及び誘導灯</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(2HASWS)</u></td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">消火設備</td> <td style="text-align: center;">自動火災報知設備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消火器</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消火栓(屋内・屋外)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">照明設備</td> <td style="text-align: center;">非常灯及び誘導灯</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>アスファルト固化処理施設(ASP)</u></td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">消火設備</td> <td style="text-align: center;">自動火災報知設備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消火器</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消火栓(屋内・屋外)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水噴霧消火設備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">照明設備</td> <td style="text-align: center;">非常灯及び誘導灯</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>アスファルト固化体貯蔵施設(AS1)</u></td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">消火設備</td> <td style="text-align: center;">自動火災報知設備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消火器</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消火栓(屋内・屋外)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水噴霧消火設備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">照明設備</td> <td style="text-align: center;">非常灯及び誘導灯</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>第二アスファルト固化体貯蔵施設(AS2)</u></td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">消火設備</td> <td style="text-align: center;">自動火災報知設備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消火器</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消火栓(屋内・屋外)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水噴霧消火設備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">照明設備</td> <td style="text-align: center;">非常灯及び誘導灯</td> </tr> </tbody> </table>	設 備 名 称 等			<u>ユーティリティ施設(UC)</u>	消火設備	自動火災報知設備	消火器	消火栓(屋内・屋外)	照明設備	非常灯及び誘導灯	<u>資材庫</u>	消火設備	自動火災報知設備	消火器	消火栓(屋内・屋外)	照明設備	非常灯及び誘導灯	<u>高放射性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS)</u>	消火設備	自動火災報知設備	消火器	消火栓(屋外)	照明設備	非常灯及び誘導灯	<u>第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(2HASWS)</u>	消火設備	自動火災報知設備	消火器	消火栓(屋内・屋外)	照明設備	非常灯及び誘導灯	<u>アスファルト固化処理施設(ASP)</u>	消火設備	自動火災報知設備	消火器	消火栓(屋内・屋外)	水噴霧消火設備	照明設備	非常灯及び誘導灯	<u>アスファルト固化体貯蔵施設(AS1)</u>	消火設備	自動火災報知設備	消火器	消火栓(屋内・屋外)	水噴霧消火設備	照明設備	非常灯及び誘導灯	<u>第二アスファルト固化体貯蔵施設(AS2)</u>	消火設備	自動火災報知設備	消火器	消火栓(屋内・屋外)	水噴霧消火設備	照明設備	非常灯及び誘導灯	<p style="text-align: center;">性能維持施設の追加に伴う見直し</p>
設 備 名 称 等																																																									
<u>ユーティリティ施設(UC)</u>	消火設備	自動火災報知設備																																																							
		消火器																																																							
		消火栓(屋内・屋外)																																																							
	照明設備	非常灯及び誘導灯																																																							
<u>資材庫</u>	消火設備	自動火災報知設備																																																							
		消火器																																																							
		消火栓(屋内・屋外)																																																							
	照明設備	非常灯及び誘導灯																																																							
<u>高放射性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS)</u>	消火設備	自動火災報知設備																																																							
		消火器																																																							
		消火栓(屋外)																																																							
	照明設備	非常灯及び誘導灯																																																							
<u>第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(2HASWS)</u>	消火設備	自動火災報知設備																																																							
		消火器																																																							
		消火栓(屋内・屋外)																																																							
	照明設備	非常灯及び誘導灯																																																							
<u>アスファルト固化処理施設(ASP)</u>	消火設備	自動火災報知設備																																																							
		消火器																																																							
		消火栓(屋内・屋外)																																																							
		水噴霧消火設備																																																							
	照明設備	非常灯及び誘導灯																																																							
<u>アスファルト固化体貯蔵施設(AS1)</u>	消火設備	自動火災報知設備																																																							
		消火器																																																							
		消火栓(屋内・屋外)																																																							
		水噴霧消火設備																																																							
	照明設備	非常灯及び誘導灯																																																							
<u>第二アスファルト固化体貯蔵施設(AS2)</u>	消火設備	自動火災報知設備																																																							
		消火器																																																							
		消火栓(屋内・屋外)																																																							
		水噴霧消火設備																																																							
	照明設備	非常灯及び誘導灯																																																							

変更箇所を  又は  で示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p style="text-align: center;">令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>																																																								
	<p style="text-align: center;">表 5-1 性能維持施設 (24/26)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">設 備 名 称 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>第一低放射性固体廃棄物貯蔵場(1LASWS)</u></td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">消火設備</td> <td style="text-align: center;">自動火災報知設備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消火器</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消火栓(屋内・屋外)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">照明設備</td> <td style="text-align: center;">非常灯及び誘導灯</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>第二低放射性固体廃棄物貯蔵場(2LASWS)</u></td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">消火設備</td> <td style="text-align: center;">自動火災報知設備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消火器</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消火栓(屋外)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">照明設備</td> <td style="text-align: center;">非常灯及び誘導灯</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>廃棄物処理場(AAF)</u></td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">消火設備</td> <td style="text-align: center;">自動火災報知設備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消火器</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消火栓(屋内・屋外)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水噴霧消火設備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">炭酸ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">照明設備</td> <td style="text-align: center;">非常灯及び誘導灯</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>第二低放射性廃液蒸発処理施設(E)</u></td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">消火設備</td> <td style="text-align: center;">自動火災報知設備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消火器</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消火栓(屋内)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">照明設備</td> <td style="text-align: center;">非常灯及び誘導灯</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z)</u></td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">消火設備</td> <td style="text-align: center;">自動火災報知設備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消火器</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消火栓(屋内・屋外)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">照明設備</td> <td style="text-align: center;">非常灯及び誘導灯</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>放出廃液油分除去施設(C)</u></td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">消火設備</td> <td style="text-align: center;">自動火災報知設備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消火器</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消火栓(屋内・屋外)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">照明設備</td> <td style="text-align: center;">非常灯及び誘導灯</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>廃溶媒処理技術開発施設(ST)</u></td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">消火設備</td> <td style="text-align: center;">自動火災報知設備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消火器</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消火栓(屋内)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水噴霧消火設備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">炭酸ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">照明設備</td> <td style="text-align: center;">非常灯及び誘導灯</td> </tr> </tbody> </table>	設 備 名 称 等			<u>第一低放射性固体廃棄物貯蔵場(1LASWS)</u>	消火設備	自動火災報知設備	消火器	消火栓(屋内・屋外)	照明設備	非常灯及び誘導灯	<u>第二低放射性固体廃棄物貯蔵場(2LASWS)</u>	消火設備	自動火災報知設備	消火器	消火栓(屋外)	照明設備	非常灯及び誘導灯	<u>廃棄物処理場(AAF)</u>	消火設備	自動火災報知設備	消火器	消火栓(屋内・屋外)	水噴霧消火設備	炭酸ガス消火設備	照明設備	非常灯及び誘導灯	<u>第二低放射性廃液蒸発処理施設(E)</u>	消火設備	自動火災報知設備	消火器	消火栓(屋内)	照明設備	非常灯及び誘導灯	<u>第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z)</u>	消火設備	自動火災報知設備	消火器	消火栓(屋内・屋外)	照明設備	非常灯及び誘導灯	<u>放出廃液油分除去施設(C)</u>	消火設備	自動火災報知設備	消火器	消火栓(屋内・屋外)	照明設備	非常灯及び誘導灯	<u>廃溶媒処理技術開発施設(ST)</u>	消火設備	自動火災報知設備	消火器	消火栓(屋内)	水噴霧消火設備	炭酸ガス消火設備	照明設備	非常灯及び誘導灯	<p style="text-align: center;">性能維持施設の追加に伴う見直し</p>
設 備 名 称 等																																																										
<u>第一低放射性固体廃棄物貯蔵場(1LASWS)</u>	消火設備	自動火災報知設備																																																								
		消火器																																																								
		消火栓(屋内・屋外)																																																								
	照明設備	非常灯及び誘導灯																																																								
<u>第二低放射性固体廃棄物貯蔵場(2LASWS)</u>	消火設備	自動火災報知設備																																																								
		消火器																																																								
		消火栓(屋外)																																																								
	照明設備	非常灯及び誘導灯																																																								
<u>廃棄物処理場(AAF)</u>	消火設備	自動火災報知設備																																																								
		消火器																																																								
		消火栓(屋内・屋外)																																																								
		水噴霧消火設備																																																								
	炭酸ガス消火設備																																																									
照明設備	非常灯及び誘導灯																																																									
<u>第二低放射性廃液蒸発処理施設(E)</u>	消火設備	自動火災報知設備																																																								
		消火器																																																								
		消火栓(屋内)																																																								
	照明設備	非常灯及び誘導灯																																																								
<u>第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z)</u>	消火設備	自動火災報知設備																																																								
		消火器																																																								
		消火栓(屋内・屋外)																																																								
	照明設備	非常灯及び誘導灯																																																								
<u>放出廃液油分除去施設(C)</u>	消火設備	自動火災報知設備																																																								
		消火器																																																								
		消火栓(屋内・屋外)																																																								
	照明設備	非常灯及び誘導灯																																																								
<u>廃溶媒処理技術開発施設(ST)</u>	消火設備	自動火災報知設備																																																								
		消火器																																																								
		消火栓(屋内)																																																								
		水噴霧消火設備																																																								
	炭酸ガス消火設備																																																									
照明設備	非常灯及び誘導灯																																																									



核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更箇所を  又は  で示す。

<p>変更前</p> <p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																																																														
	<p>表 5-1 性能維持施設 (25/26)</p> <table border="1" data-bbox="1365 420 2427 1942"> <thead> <tr> <th colspan="3">設備名称等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)</td> <td rowspan="3">消火設備</td> <td>自動火災報知設備</td> </tr> <tr> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td>消火栓 (屋内・屋外)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>照明設備</td> <td>非常灯及び誘導灯</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">廃溶媒貯蔵場 (WS)</td> <td rowspan="4">消火設備</td> <td>自動火災報知設備</td> </tr> <tr> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td>消火栓 (屋内)</td> </tr> <tr> <td>水噴霧消火設備</td> </tr> <tr> <td>炭酸ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>照明設備</td> <td>非常灯及び誘導灯</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">スラッジ貯蔵場 (LW)</td> <td rowspan="3">消火設備</td> <td>自動火災報知設備</td> </tr> <tr> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td>水噴霧消火設備</td> </tr> <tr> <td>炭酸ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>照明設備</td> <td>非常灯</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第二スラッジ貯蔵場 (LW2)</td> <td rowspan="3">消火設備</td> <td>自動火災報知設備</td> </tr> <tr> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td>消火栓 (屋外)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>照明設備</td> <td>非常灯及び誘導灯</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">焼却施設 (IF)</td> <td rowspan="4">消火設備</td> <td>自動火災報知設備</td> </tr> <tr> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td>消火栓 (屋内・屋外)</td> </tr> <tr> <td>水噴霧消火設備</td> </tr> <tr> <td>炭酸ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>照明設備</td> <td>非常灯及び誘導灯</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中間開閉所</td> <td rowspan="3">消火設備</td> <td>自動火災報知設備</td> </tr> <tr> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td>消火栓 (屋外)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>照明設備</td> <td>非常灯及び誘導灯</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第二中間開閉所</td> <td rowspan="2">消火設備</td> <td>自動火災報知設備</td> </tr> <tr> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td>非常灯及び誘導灯</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等			低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	消火設備	自動火災報知設備	消火器	消火栓 (屋内・屋外)		照明設備	非常灯及び誘導灯	廃溶媒貯蔵場 (WS)	消火設備	自動火災報知設備	消火器	消火栓 (屋内)	水噴霧消火設備	炭酸ガス消火設備		照明設備	非常灯及び誘導灯	スラッジ貯蔵場 (LW)	消火設備	自動火災報知設備	消火器	水噴霧消火設備	炭酸ガス消火設備		照明設備	非常灯	第二スラッジ貯蔵場 (LW2)	消火設備	自動火災報知設備	消火器	消火栓 (屋外)		照明設備	非常灯及び誘導灯	焼却施設 (IF)	消火設備	自動火災報知設備	消火器	消火栓 (屋内・屋外)	水噴霧消火設備	炭酸ガス消火設備		照明設備	非常灯及び誘導灯	中間開閉所	消火設備	自動火災報知設備	消火器	消火栓 (屋外)		照明設備	非常灯及び誘導灯	第二中間開閉所	消火設備	自動火災報知設備	消火器	照明設備	非常灯及び誘導灯	<p>性能維持施設の追加に伴う見直し</p>
設備名称等																																																																
低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	消火設備	自動火災報知設備																																																														
		消火器																																																														
		消火栓 (屋内・屋外)																																																														
	照明設備	非常灯及び誘導灯																																																														
廃溶媒貯蔵場 (WS)	消火設備	自動火災報知設備																																																														
		消火器																																																														
		消火栓 (屋内)																																																														
		水噴霧消火設備																																																														
	炭酸ガス消火設備																																																															
	照明設備	非常灯及び誘導灯																																																														
スラッジ貯蔵場 (LW)	消火設備	自動火災報知設備																																																														
		消火器																																																														
		水噴霧消火設備																																																														
	炭酸ガス消火設備																																																															
	照明設備	非常灯																																																														
第二スラッジ貯蔵場 (LW2)	消火設備	自動火災報知設備																																																														
		消火器																																																														
		消火栓 (屋外)																																																														
	照明設備	非常灯及び誘導灯																																																														
焼却施設 (IF)	消火設備	自動火災報知設備																																																														
		消火器																																																														
		消火栓 (屋内・屋外)																																																														
		水噴霧消火設備																																																														
	炭酸ガス消火設備																																																															
	照明設備	非常灯及び誘導灯																																																														
中間開閉所	消火設備	自動火災報知設備																																																														
		消火器																																																														
		消火栓 (屋外)																																																														
	照明設備	非常灯及び誘導灯																																																														
第二中間開閉所	消火設備	自動火災報知設備																																																														
		消火器																																																														
	照明設備	非常灯及び誘導灯																																																														



<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p style="text-align: center;">令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>						
<p>六. 性能維持施設の位置, 構造及び設備並びにその性能, その性能を維持すべき期間並びに技術基準規則第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容</p> <p>1 性能維持施設の位置, 構造 (省略)</p> <p>2 性能維持施設の設備, その性能, その性能を維持すべき期間 (省略)</p> <p>3 再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情 (省略)</p> <p>4 性能維持施設の改造又は設置 性能維持施設の改造又は設置 (以下「改造等」という。)に係る工事を表6-3に示す。</p> <p style="text-align: center;">表 6-1 (削除)</p> <p style="text-align: center;">表 6-2 (削除)</p>	<p>六. 性能維持施設の位置, 構造及び設備並びにその性能, その性能を維持すべき期間並びに技術基準規則第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容</p> <p>1 性能維持施設の位置, 構造 (変更なし)</p> <p>2 性能維持施設の設備, その性能, その性能を維持すべき期間 (変更なし)</p> <p>3 再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情 (変更なし)</p> <p>4 性能維持施設の改造又は設置 性能維持施設の改造又は設置 (以下「改造等」という。)に係る工事を表6-1及び表6-3に示す。</p> <p style="text-align: center;">表 6-1 事業の変更の許可の申請において必要とされる事項と同様に係る改造等</p> <table border="1" data-bbox="1389 1180 2558 1724"> <thead> <tr> <th>件名</th> <th>概要</th> <th>認可を得たい事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分離精製工場の受入れ・貯蔵施設における使用済燃料の搬出</td> <td>分離精製工場の受入れ・貯蔵施設に貯蔵する使用済燃料については, 専用の使用済燃料輸送用容器に収納し, 他の再処理事業者の再処理施設へ全量を搬出する。</td> <td>平成17年10月1日に指定があったものとみなされた再処理事業指定における「4. 再処理施設の位置, 構造及び設備並びに再処理の方法」の「4. 再処理の方法の概要」の「(2) 工程の概要」の「(i) 受入れ・貯蔵」のうち, 使用済燃料の搬出に係る事項の変更 変更事項を別冊1-1に示す。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表 6-2 (削除)</p>	件名	概要	認可を得たい事項	分離精製工場の受入れ・貯蔵施設における使用済燃料の搬出	分離精製工場の受入れ・貯蔵施設に貯蔵する使用済燃料については, 専用の使用済燃料輸送用容器に収納し, 他の再処理事業者の再処理施設へ全量を搬出する。	平成17年10月1日に指定があったものとみなされた再処理事業指定における「4. 再処理施設の位置, 構造及び設備並びに再処理の方法」の「4. 再処理の方法の概要」の「(2) 工程の概要」の「(i) 受入れ・貯蔵」のうち, 使用済燃料の搬出に係る事項の変更 変更事項を別冊1-1に示す。	<p>使用済燃料搬出に伴う追加</p> <p>使用済燃料搬出に伴う追加</p>
件名	概要	認可を得たい事項						
分離精製工場の受入れ・貯蔵施設における使用済燃料の搬出	分離精製工場の受入れ・貯蔵施設に貯蔵する使用済燃料については, 専用の使用済燃料輸送用容器に収納し, 他の再処理事業者の再処理施設へ全量を搬出する。	平成17年10月1日に指定があったものとみなされた再処理事業指定における「4. 再処理施設の位置, 構造及び設備並びに再処理の方法」の「4. 再処理の方法の概要」の「(2) 工程の概要」の「(i) 受入れ・貯蔵」のうち, 使用済燃料の搬出に係る事項の変更 変更事項を別冊1-1に示す。						

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更箇所を  又は  で示す。


変 更 前				変 更 後				変 更 理 由
令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書								
表 6-3-1 設計及び工事の方法の認可の申請において必要とされる事項と同様の事項に係る改造等				表 6-3-1 設計及び工事の方法の認可の申請において必要とされる事項と同様の事項に係る改造等				構成見直しに伴う別冊番号の変更
件 名	概 要	工事期間(予定)	設計及び工事の方法※	件 名	概 要	工事期間(予定)	設計及び工事の方法※	
ガラス固化技術開発施設の設置 (ガラス固化体容器の製作)	(省略)	～平成 31 年 12 月 (別冊 1-1 参照)	平成元年 1 月 11 日 (63 安 (核規) 第 761 号) により認可された設計及び工事の方法の認可申請書による。	ガラス固化技術開発施設の設置 (ガラス固化体容器の製作)	(省略)	～平成 31 年 12 月 (別冊 2-1 参照)	平成元年 1 月 11 日 (63 安 (核規) 第 761 号) により認可された設計及び工事の方法の認可申請書による。	
溶融炉の間接加熱装置の交換及び製作	(省略)	～平成 31 年 4 月 (別冊 1-1 参照)	平成 28 年 8 月 2 日 (原規規発第 1608023 号) により認可された設計及び工事の方法の認可申請書による。	溶融炉の間接加熱装置の交換及び製作	(省略)	～平成 31 年 4 月 (別冊 2-1 参照)	平成 28 年 8 月 2 日 (原規規発第 1608023 号) により認可された設計及び工事の方法の認可申請書による。	
ガラス固化技術開発施設のガラス固化体吊具の製作	(省略)	適宜工事	平成 28 年 7 月 20 日 (原規規発第 1607201 号) により認可された設計及び工事の方法の認可申請書による。	ガラス固化技術開発施設のガラス固化体吊具の製作	(省略)	適宜工事	平成 28 年 7 月 20 日 (原規規発第 1607201 号) により認可された設計及び工事の方法の認可申請書による。	
焼却施設 焼却炉の温度計取付用ノズル改造及び保護管等の更新	(省略)	適宜工事	平成 28 年 12 月 8 日 (原規規発第 1612082 号) により認可された設計及び工事の方法の認可申請書による。	焼却施設 焼却炉の温度計取付用ノズル改造及び保護管等の更新	(省略)	適宜工事	平成 28 年 12 月 8 日 (原規規発第 1612082 号) により認可された設計及び工事の方法の認可申請書による。	
分離精製工場等のセル系排風機の電動機交換	(省略)	適宜工事	平成 29 年 8 月 29 日 (原規規発第 1708291 号) により認可された設計及び工事の方法の認可申請書による。	分離精製工場等のセル系排風機の電動機交換	(省略)	適宜工事	平成 29 年 8 月 29 日 (原規規発第 1708291 号) により認可された設計及び工事の方法の認可申請書による。	
ガラス固化技術開発施設の工程制御装置等の更新	(省略)	平成 30 年 10 月～平成 31 年 3 月 (別冊 1-2 参照)	設計及び工事の方法は、別冊 1-2 による。	ガラス固化技術開発施設の工程制御装置等の更新	(省略)	平成 30 年 10 月～平成 31 年 3 月 (別冊 2-2 参照)	設計及び工事の方法は、別冊 2-2 による。	
ガラス固化技術開発施設の溶融炉制御盤の更新	(省略)	平成 31 年 2 月～平成 31 年 6 月 (別冊 1-3 参照)	設計及び工事の方法は、別冊 1-3 による。	ガラス固化技術開発施設の溶融炉制御盤の更新	(省略)	平成 31 年 2 月～平成 31 年 6 月 (別冊 2-3 参照)	設計及び工事の方法は、別冊 2-3 による。	
ガラス固化技術開発施設の固化セルのインセルクーラの電動機ユニットの交換	(省略)	平成 31 年 2 月 (別冊 1-4 参照)	設計及び工事の方法は、別冊 1-4 による。	ガラス固化技術開発施設の固化セルのインセルクーラの電動機ユニットの交換	(省略)	平成 31 年 2 月 (別冊 2-4 参照)	設計及び工事の方法は、別冊 2-4 による。	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更箇所を  又は  で示す。


変 更 前				変 更 後				変 更 理 由
令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書								
ガラス固化技術開発施設の溶融炉の間接加熱装置(予備品)の製作及び交換	(省略)	適宜工事 (別冊1-5参照)	設計及び工事の方法は、別冊1-5による。	ガラス固化技術開発施設の溶融炉の間接加熱装置(予備品)の製作及び交換	(省略)	適宜工事 (別冊2-5参照)	設計及び工事の方法は、別冊2-5による。	構成見直しに伴う別冊番号の変更
動力分電盤制御用電源回路の一部変更	(省略)	令和元年9月～令和元年12月 (別冊1-6-1参照)	設計及び工事の方法は、別冊1-6-1による。	動力分電盤制御用電源回路の一部変更	(省略)	令和元年9月～令和元年12月 (別冊2-6-1参照)	設計及び工事の方法は、別冊2-6-1による。	
ガラス固化技術開発施設における放射線管理設備の更新	(省略)	令和元年8月～令和2年3月 (別冊1-6-2参照)	設計及び工事の方法は、別冊1-6-2による。	ガラス固化技術開発施設における放射線管理設備の更新	(省略)	令和元年8月～令和2年3月 (別冊2-6-2参照)	設計及び工事の方法は、別冊2-6-2による。	
アスファルト固化処理施設の浄水配管及び蒸気凝縮水配管の一部更新	(省略)	令和元年10月～令和元年12月、 適宜工事 (別冊1-6-3参照)	設計及び工事の方法は、別冊1-6-3による。	アスファルト固化処理施設の浄水配管及び蒸気凝縮水配管の一部更新	(省略)	令和元年10月～令和元年12月、 適宜工事 (別冊2-6-3参照)	設計及び工事の方法は、別冊2-6-3による。	
第二アスファルト固化体貯蔵施設の水噴霧消火設備の一部更新	(省略)	令和2年1月～令和2年3月、 適宜工事 (別冊1-6-4参照)	設計及び工事の方法は、別冊1-6-4による。	第二アスファルト固化体貯蔵施設の水噴霧消火設備の一部更新	(省略)	令和2年1月～令和2年3月、 適宜工事 (別冊2-6-4参照)	設計及び工事の方法は、別冊2-6-4による。	
管理区域境界に設置された窓ガラスの交換	(省略)	ひび割れ等確認された窓ガラスを適宜交換する。 分離精製工場の窓ガラス交換は、令和元年9月～令和元年11月 (別冊1-7参照)	設計及び工事の方法は、別冊1-7による。	管理区域境界に設置された窓ガラスの交換	(省略)	ひび割れ等確認された窓ガラスを適宜交換する。 分離精製工場の窓ガラス交換は、令和元年9月～令和元年11月 (別冊2-7参照)	設計及び工事の方法は、別冊2-7による。	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更箇所を 又は  で示す。


変 更 前				変 更 後				変 更 理 由
令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書								
分離精製工場プール水処理系第2系統のポンプの交換	(省略)	令和元年9月～令和元年10月, 適宜工事 (別冊1-8参照)	設計及び工事の方法は, 別冊1-8による。	分離精製工場プール水処理系第2系統のポンプの交換	(省略)	令和元年9月～令和元年10月, 適宜工事 (別冊2-8参照)	設計及び工事の方法は, 別冊2-8による。	構成見直しに伴う別冊番号の変更
クリプトン回収技術開発施設の浄水供給配管等の一部更新	(省略)	令和元年8月～令和元年11月, 適宜工事 (別冊1-9参照)	設計及び工事の方法は, 別冊1-9による。	クリプトン回収技術開発施設の浄水供給配管等の一部更新	(省略)	令和元年8月～令和元年11月, 適宜工事 (別冊2-9参照)	設計及び工事の方法は, 別冊2-9による。	
分離精製工場, 放出廃液油分除去施設等への浄水供給配管の一部更新	(省略)	令和元年8月～令和元年11月, 適宜工事 (別冊1-10参照)	設計及び工事の方法は, 別冊1-10による。	分離精製工場, 放出廃液油分除去施設等への浄水供給配管の一部更新	(省略)	令和元年8月～令和元年11月, 適宜工事 (別冊2-10参照)	設計及び工事の方法は, 別冊2-10による。	
分離精製工場のアンバー系排風機の電動機交換	(省略)	令和元年8月, 適宜工事 (別冊1-11参照)	設計及び工事の方法は, 別冊1-11による。	分離精製工場のアンバー系排風機の電動機交換	(省略)	令和元年8月, 適宜工事 (別冊2-11参照)	設計及び工事の方法は, 別冊2-11による。	
※設計及び工事に係る品質管理は、「再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に基づき策定した「再処理施設品質保証計画書(QS-P006)」により行う。なお, 本変更(令和2年6月18日付け令02原機(再)023申請)の認可後に行う設計及び工事に係る品質管理は、「十一. 廃止措置に係る品質マネジメントシステム」により行う。理施設の溶接の技術基準に関する規則」に準拠した溶接の方法及び検査を行う。				※設計及び工事に係る品質管理は、「再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に基づき策定した「再処理施設品質保証計画書(QS-P006)」により行う。なお, 本変更(令和2年6月18日付け令02原機(再)023申請)の認可後に行う設計及び工事に係る品質管理は、「十一. 廃止措置に係る品質マネジメントシステム」により行う。 <u>再処理施設</u> の溶接の技術基準に関する規則」に準拠した溶接の方法及び検査を行う。				記載の適正化

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更箇所を 又は  で示す。


変 更 前				変 更 後				変 更 理 由
令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書								
表 6-3-2 設計及び工事の計画の認可の申請において必要とされる事項と同様の事項に係る改造等				表 6-3-2 設計及び工事の計画の認可の申請において必要とされる事項と同様の事項に係る改造等				構成見直しに伴う別冊番号の変更
件 名	概 要	工事期間(予定)	設計及び工事の計画*	件 名	概 要	工事期間(予定)	設計及び工事の計画*	
高放射性廃液貯蔵場(HAW)及び配管トレンチ(T21)周辺の地盤改良工事	(省略)	令和2年7月～令和4年3月(準備期間を含む。)適宜工事 (別冊 1-12 参照)	設計及び工事の計画は、別冊 1-12 による。	高放射性廃液貯蔵場(HAW)及び配管トレンチ(T21)周辺の地盤改良工事	(変更なし)	令和2年7月～令和4年3月(準備期間を含む。)適宜工事 (別冊 2-12 参照)	設計及び工事の計画は、別冊 2-12 による。	
ガラス固化技術開発施設(TVF)の熔融炉の結合装置の製作及び交換	(省略)	令和3年2月～令和3年6月 適宜工事 (別冊 1-13 参照)	設計及び工事の計画は、別冊 1-13 による。	ガラス固化技術開発施設(TVF)の熔融炉の結合装置の製作及び交換	(変更なし)	令和3年2月～令和3年6月 適宜工事 (別冊 2-13 参照)	設計及び工事の計画は、別冊 2-13 による。	
高放射性廃液貯蔵場(HAW)の耐津波補強工事	(省略)	令和2年10月～令和3年3月 適宜工事 (別冊 1-14 参照)	設計及び工事の計画は、別冊 1-14 による。	高放射性廃液貯蔵場(HAW)の耐津波補強工事	(変更なし)	令和2年10月～令和3年3月 適宜工事 (別冊 2-14 参照)	設計及び工事の計画は、別冊 2-14 による。	
第二付属排気筒及び排気ダクト接続架台の補強	(省略)	令和2年10月～令和4年5月 適宜工事 (別冊 1-15 参照)	設計及び工事の計画は、別冊 1-15 による。	第二付属排気筒及び排気ダクト接続架台の補強	(変更なし)	令和2年10月～令和4年5月 適宜工事 (別冊 2-15 参照)	設計及び工事の計画は、別冊 2-15 による。	
ガラス固化技術開発施設(TVF)の浄水配管等の一部更新	(省略)	令和2年12月～令和3年3月 適宜工事 (別冊 1-16 参照)	設計及び工事の計画は、別冊 1-16 による。	ガラス固化技術開発施設(TVF)の浄水配管等の一部更新	(変更なし)	令和2年12月～令和3年3月 適宜工事 (別冊 2-16 参照)	設計及び工事の計画は、別冊 2-16 による。	
ガラス固化技術開発施設(TVF)制御室の安全対策	(省略)	令和3年2月～令和3年12月 適宜工事 (別冊 1-17 参照)	設計及び工事の計画は、別冊 1-17 による。	ガラス固化技術開発施設(TVF)制御室の安全対策	(変更なし)	令和3年2月～令和3年12月 適宜工事 (別冊 2-17 参照)	設計及び工事の計画は、別冊 2-17 による。	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更箇所を 又は  で示す。


変 更 前				変 更 後				変 更 理 由
令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書								
高放射性廃液貯蔵場(HAW)の事故対処に係る接続口の設置	(省略)	令和3年11月～令和4年2月 適宜工事 (別冊 1-18 参照)	設計及び工事の計画は、別冊 1-18 による。	高放射性廃液貯蔵場(HAW)の事故対処に係る接続口の設置	(変更なし)	令和3年11月～令和4年2月 適宜工事 (別冊 2-18 参照)	設計及び工事の計画は、別冊 2-18 による。	構成見直しに伴う別冊番号の変更
高放射性廃液貯蔵場(HAW)の竜巻防護対策	(省略)	令和4年4月～令和4年8月 適宜工事 (別冊 1-19 参照)	設計及び工事の計画は、別冊 1-19 による。	高放射性廃液貯蔵場(HAW)の竜巻防護対策	(変更なし)	令和4年4月～令和4年8月 適宜工事 (別冊 2-19 参照)	設計及び工事の計画は、別冊 2-19 による。	
主排気筒の耐震補強工事	(省略)	令和3年1月～令和4年6月 適宜工事 (別冊 1-20 参照)	設計及び工事の計画は、別冊 1-20 による。	主排気筒の耐震補強工事	(変更なし)	令和3年1月～令和4年6月 適宜工事 (別冊 2-20 参照)	設計及び工事の計画は、別冊 2-20 による。	
ガラス固化技術開発施設(TVF)の事故対処に係る設備の設置	(省略)	令和3年5月～令和4年2月 適宜工事 (別冊 1-21 参照)	設計及び工事の計画は、別冊 1-21 による。	ガラス固化技術開発施設(TVF)の事故対処に係る設備の設置	(変更なし)	令和3年5月～令和4年2月 適宜工事 (別冊 2-21 参照)	設計及び工事の計画は、別冊 2-21 による。	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更箇所を 又は  で示す。


変 更 前				変 更 後				変 更 理 由
令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書								
動力分電盤制御用電源回路の一部変更(その2)	(省略)	令和3年1月～令和3年3月 適宜工事 (別冊 1-22 参照)	設計及び工事の計画は、別冊 1-22 による。	動力分電盤制御用電源回路の一部変更(その2)	(変更なし)	令和3年1月～令和3年3月 適宜工事 (別冊 2-22 参照)	設計及び工事の計画は、別冊 2-22 による。	構成見直しに伴う別冊番号の変更
安全管理棟排水モニタリング設備の更新	(省略)	令和3年3月 適宜工事 (別冊 1-23 参照)	設計及び工事の計画は、別冊 1-23 による。	安全管理棟排水モニタリング設備の更新	(変更なし)	令和3年3月 適宜工事 (別冊 2-23 参照)	設計及び工事の計画は、別冊 2-23 による。	
津波漂流物防護柵設置工事	(省略)	令和3年4月～令和4年6月 適宜工事 (別冊 1-24 参照)	設計及び工事の計画は、別冊 1-24 による。	津波漂流物防護柵設置工事	(変更なし)	令和3年4月～令和4年6月 適宜工事 (別冊 2-24 参照)	設計及び工事の計画は、別冊 2-24 による。	
ウラン脱硝施設の冷水設備の一部更新	(省略)	令和3年5月～令和3年8月 適宜工事 (別冊 1-25 参照)	設計及び工事の計画は、別冊 1-25 による。	ウラン脱硝施設の冷水設備の一部更新	(変更なし)	令和3年5月～令和3年8月 適宜工事 (別冊 2-25 参照)	設計及び工事の計画は、別冊 2-25 による。	
事故対処設備の保管場所の整備	(省略)	令和3年7月～令和4年3月 適宜工事 (別冊 1-26 参照)	設計及び工事の計画は、別冊 1-26 による。	事故対処設備の保管場所の整備	(変更なし)	令和3年7月～令和4年3月 適宜工事 (別冊 2-26 参照)	設計及び工事の計画は、別冊 2-26 による。	
津波漂流物防護柵(その2)及び引き波による津波漂流物侵入防止のための防護柵の設置工事	(省略)	令和3年11月～令和4年2月 適宜工事 (別冊 1-27 参照)	設計及び工事の計画は、別冊 1-27 による。	津波漂流物防護柵(その2)及び引き波による津波漂流物侵入防止のための防護柵の設置工事	(変更なし)	令和3年11月～令和4年2月 適宜工事 (別冊 2-27 参照)	設計及び工事の計画は、別冊 2-27 による。	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更箇所を 又は  で示す。



変 更 前				変 更 後				変更理由
令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書								
ガラス固化技術 開発施設(TVF) ガラス固化技術 開発棟の設備耐 震補強工事(冷 却水配管のサポ ート追加)	(省略)	令和3年11月～ 令和4年2月 適宜工事 (別冊 1-28 参照)	設計及び工事の計画は、 別冊 1-28 による。	ガラス固化技術 開発施設(TVF) ガラス固化技術 開発棟の設備耐 震補強工事(冷 却水配管のサポ ート追加)	(変更なし)	令和3年11月～ 令和4年2月 適宜工事 (別冊 2-28 参照)	設計及び工事の計画は、 別冊 2-28 による。	構成見直しに伴う別 冊番号の変更
ガラス固化技術 開発施設(TVF) ガラス固化技術 開発棟の耐津波 補強工事	(省略)	令和3年10月～ 令和4年6月 適宜工事 (別冊 1-29 参照)	設計及び工事の計画は、 別冊 1-29 による。	ガラス固化技術 開発施設(TVF) ガラス固化技術 開発棟の耐津波 補強工事	(変更なし)	令和3年10月～ 令和4年6月 適宜工事 (別冊 2-29 参照)	設計及び工事の計画は、 別冊 2-29 による。	
ガラス固化技術 開発施設(TVF) ガラス固化技術 開発棟の竜巻防 護対策	(省略)	令和4年4月～令 和4年9月 適宜工事 (別冊 1-30 参照)	設計及び工事の計画は、 別冊 1-30 による。	ガラス固化技術 開発施設(TVF) ガラス固化技術 開発棟の竜巻防 護対策	(変更なし)	令和4年4月～令 和4年9月 適宜工事 (別冊 2-30 参照)	設計及び工事の計画は、 別冊 2-30 による。	
防火帯の設置	(省略)	令和4年4月～令 和5年3月 適宜工事 (別冊 1-31 参照)	設計及び工事の計画は、 別冊 1-31 による。	防火帯の設置	(変更なし)	令和4年4月～令 和5年3月 適宜工事 (別冊 2-31 参照)	設計及び工事の計画は、 別冊 2-31 による。	
制御室パラメー タ監視・屋外監 視システムの設 置	(省略)	令和4年5月～令 和5年3月 適宜工事 (別冊 1-32 参照)	設計及び工事の計画は、 別冊 1-32 による。	制御室パラメー タ監視・屋外監 視システムの設 置	(変更なし)	令和4年5月～令 和5年3月 適宜工事 (別冊 2-32 参照)	設計及び工事の計画は、 別冊 2-32 による。	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更箇所を 又は  で示す。

変 更 前				変 更 後				変 更 理 由
令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書								
ガラス固化技術 開発施設(TVF) の溶融炉の更新	(省略)	令和4年5月～令 和5年3月 適宜工事 (別冊 1-33 参照)	設計及び工事の計画は、 別冊 1-33 による。	ガラス固化技術 開発施設(TVF) の溶融炉の更新	(変更なし)	令和4年5月～令 和5年3月 適宜工事 (別冊 2-33 参照)	設計及び工事の計画は、 別冊 2-33 による。	構成見直しに伴う別 冊番号の変更
ガラス固化技術 開発施設 (TVF) の槽類 換気系排風機の 一部更新	(省略)	令和5年4月～令 和7年3月 適宜工事 (別冊 1-34 参照)	設計及び工事の計画は、 別冊 1-34 による。	ガラス固化技術 開発施設 (TVF) の槽類 換気系排風機の 一部更新	(変更なし)	令和5年4月～令 和7年3月 適宜工事 (別冊 2-34 参照)	設計及び工事の計画は、 別冊 2-34 による。	
ガラス固化技術 開発施設(TVF) ガラス固化技術 開発棟の浸水防 止扉の耐津波補 強工事	(省略)	令和3年12月～ 令和4年2月 適宜工事 (別冊 1-35 参照)	設計及び工事の計画は、 別冊 1-35 による。	ガラス固化技術 開発施設(TVF) ガラス固化技術 開発棟の浸水防 止扉の耐津波補 強工事	(変更なし)	令和3年12月～ 令和4年2月 適宜工事 (別冊 2-35 参照)	設計及び工事の計画は、 別冊 2-35 による。	
プルトニウム転 換技術開発施設 (PCDF)管理棟駐 車場における事 故対処設備の設 置	(省略)	令和4年7月～令 和6年3月 適宜工事 (別冊 1-36 参照)	設計及び工事の計画は、 別冊 1-36 による。	プルトニウム転 換技術開発施設 (PCDF)管理棟駐 車場における事 故対処設備の設 置	(変更なし)	令和4年7月～令 和6年3月 適宜工事 (別冊 2-36 参照)	設計及び工事の計画は、 別冊 2-36 による。	
高放射性廃液貯 蔵場(HAW)の火 災防護対策に係 る設備の設置	(省略)	令和4年4月～令 和6年3月 適宜工事 (別冊 1-37 参照)	設計及び工事の計画は、 別冊 1-37 による。	高放射性廃液貯 蔵場(HAW)の火 災防護対策に係 る設備の設置	(変更なし)	令和4年4月～令 和6年3月 適宜工事 (別冊 2-37 参照)	設計及び工事の計画は、 別冊 2-37 による。	
ガラス固化技術 開発施設(TVF) ガラス固化技術 開発棟の火災防 護対策に係る設 備の設置	(省略)	令和4年7月～令 和6年3月 適宜工事 (別冊 1-38 参照)	設計及び工事の計画は、 別冊 1-38 による。	ガラス固化技術 開発施設(TVF) ガラス固化技術 開発棟の火災防 護対策に係る設 備の設置	(変更なし)	令和4年7月～令 和6年3月 適宜工事 (別冊 2-38 参照)	設計及び工事の計画は、 別冊 2-38 による。	



核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更箇所を  又は  で示す。

変 更 前				変 更 後				変 更 理 由
令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書								
高放射性廃液貯蔵場(HAW)の内部溢水対策に係る設備の設置	(省略)	令和5年1月～令和6年3月 適宜工事 (別冊 1-39 参照)	設計及び工事の計画は、別冊 1-39 による。	高放射性廃液貯蔵場(HAW)の内部溢水対策に係る設備の設置	(変更なし)	令和5年1月～令和6年3月 適宜工事 (別冊 2-39 参照)	設計及び工事の計画は、別冊 2-39 による。	構成見直しに伴う別冊番号の変更
ガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟の内部溢水対策に係る設備の設置	(省略)	令和4年10月～令和6年3月 適宜工事 (別冊 1-40 参照)	設計及び工事の計画は、別冊 1-40 による。	ガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟の内部溢水対策に係る設備の設置	(変更なし)	令和4年10月～令和6年3月 適宜工事 (別冊 2-40 参照)	設計及び工事の計画は、別冊 2-40 による。	
廃溶媒処理技術開発施設の蒸気配管の一部更新	(省略)	令和3年12月～令和4年3月 適宜工事 (別冊 1-41 参照)	設計及び工事の計画は、別冊 1-41 による。	廃溶媒処理技術開発施設の蒸気配管の一部更新	(変更なし)	令和3年12月～令和4年3月 適宜工事 (別冊 2-41 参照)	設計及び工事の計画は、別冊 2-41 による。	
※ 設計及び工事に係る品質管理は、「十一. 廃止措置に係る品質マネジメントシステム」により行う。				分離精製工場の燃料カスクレーンのワイヤロープの2重化等に係る変更	使用済燃料の搬出時の安全対策として、分離精製工場の燃料カスクレーンのワイヤロープを2重化する改造工事等を行う。	令和4年10月～令和5年3月 適宜工事 (別冊 2-42 参照)	設計及び工事の計画は、別冊 2-42 による。	工事の計画の追加
				ガラス固化技術開発施設(TVF)の固化セルのインセルクーラの電動機ユニットの交換	固化セルのインセルクーラのファンの構成品である電動機ユニットを既設と同等のものに交換する。	令和4年12月 適宜工事 (別冊 2-43 参照)	設計及び工事の計画は、別冊 2-43 による。	
				分離精製工場、高放射性廃液貯蔵場等への浄水供給配管の一部更新	当該施設への浄水供給配管が設置から30年以上経過していることから、経年劣化を考慮し、更新工事を実施する。	令和4年9月～令和5年1月 適宜工事 (別冊 2-44 参照)	設計及び工事の計画は、別冊 2-44 による。	
※ 設計及び工事に係る品質管理は、「十一. 廃止措置に係る品質マネジメントシステム」により行う。								

変 更 前 令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書	変 更 後	変更理由
<p>別添 6-1-1-6～別添 6-1-1-5 (省略)</p> <p>別添 6-1-1-6 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) 及び ガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術開発棟の内部火災対策について</p> <p>1. 概要 (省略)</p> <p>2. 基本事項</p> <p>2.1 火災の発生防止 (省略)</p> <p>2.1.1～2.1.2 (省略)</p> <p>2.1.3 落雷, 地震等の自然現象による火災発生の防止</p> <p>(1) 落雷による火災の発生防止 (省略)</p> <p>(2) 地震による火災の発生防止</p> <p>高放射性廃液貯蔵場 (HAW) の建家は, 廃止措置計画用設計地震動に対して耐震性を有するよう地盤改良を行う (別冊 1-12 「再処理施設に関する設計及び工事の計画 (高放射性廃液貯蔵場 (HAW) 及び配管トレンチ (T21) 周辺の地盤改良工事)」 参照)。また, 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) 及びガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術開発棟の重要な安全機能に係る系統及び機器は, 廃止措置計画用設計地震動に対して耐震性を有することを確認しており (別添 6-1-2-3 「建築・構造物及び機器・配管系の構造 (耐震性) に関する説明書 (高放射性廃液貯蔵場 (HAW) の地震応答解析)」, 別添 6-1-2-5 「建築・構造物及び機器・配管系の構造 (耐震性) に関する説明書 (ガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術開発棟の地震応答解析)」 参照), 自らの損傷や倒壊による火災の発生のおそれはない。</p> <p>2.2～2.3 (省略)</p> <p>3. 火災防護策のまとめ (省略)</p> <p>別添 6-1-2-1～別添 6-1-2-4 (省略)</p>	<p>別添 6-1-1-6～別添 6-1-1-5 (変更なし)</p> <p>別添 6-1-1-6 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) 及び ガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術開発棟の内部火災対策について</p> <p>1. 概要 (変更なし)</p> <p>2. 基本事項</p> <p>2.1 火災の発生防止 (変更なし)</p> <p>2.1.1～2.1.2 (変更なし)</p> <p>2.1.3 落雷, 地震等の自然現象による火災発生の防止</p> <p>(1) 落雷による火災の発生防止 (変更なし)</p> <p>(2) 地震による火災の発生防止</p> <p>高放射性廃液貯蔵場 (HAW) の建家は, 廃止措置計画用設計地震動に対して耐震性を有するよう地盤改良を行う (別冊 2-12 「再処理施設に関する設計及び工事の計画 (高放射性廃液貯蔵場 (HAW) 及び配管トレンチ (T21) 周辺の地盤改良工事)」 参照)。また, 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) 及びガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術開発棟の重要な安全機能に係る系統及び機器は, 廃止措置計画用設計地震動に対して耐震性を有することを確認しており (別添 6-1-2-3 「建築・構造物及び機器・配管系の構造 (耐震性) に関する説明書 (高放射性廃液貯蔵場 (HAW) の地震応答解析)」, 別添 6-1-2-5 「建築・構造物及び機器・配管系の構造 (耐震性) に関する説明書 (ガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術開発棟の地震応答解析)」 参照), 自らの損傷や倒壊による火災の発生のおそれはない。</p> <p>2.2～2.3 (変更なし)</p> <p>3. 火災防護策のまとめ (変更なし)</p> <p>別添 6-1-2-1～別添 6-1-2-4 (変更なし)</p>	<p>構成見直しに伴う引用番号の変更</p>



核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更箇所を  又は  で示す。

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p> <p>別添 6-1-2-5 建物・構築物及び機器・配管系の構造(耐震性)に関する説明書 (ガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術開発棟の地震応答解析 (廃止措置計画用設計地震動))</p> <p>添付資料 6-1-2-5-1～添付資料 6-1-2-5-4 (省略)</p> <p>添付資料 6-1-2-5-5 第二付属排気筒排気ダクト接続架台の地震応答計算書</p> <p>1. 概要</p> <p>第二付属排気筒排気ダクト接続架台は、別冊 1-15 再処理施設に関する設計及び工事の計画 第二付属排気筒及び排気ダクト接続架台の耐震補強工事により、地震時における耐震性向上のため、梁及びブレースの補強、ブレースの新設及び支障部の補強を行うことを計画している。本資料は、廃止措置計画用設計地震動に対して、耐震補強工事後の第二付属排気筒排気ダクト接続架台 (以下「排気ダクト接続架台」という。) が耐震余裕を有することを説明するものである。廃止措置計画用設計地震動は、令和2年2月10日付け原規規発第2002103号をもって認可された「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所再処理施設に係る廃止措置計画変更認可申請書」において策定した敷地の解放基盤表面における水平成分及び鉛直成分の地震動とする。策定した廃止措置計画用設計地震動の応答スペクトルを図 1-1 から図 1-3 に、時刻歴波形を図 1-4 から図 1-6 に示す。解放基盤表面は、S 波速度が 0.7km/s 以上である T.P.※-303 m とする。</p> <p>※T.P. : 東京湾平均海面</p> <p>添付資料 6-1-2-5-6～添付資料 6-1-2-5-7 (省略)</p> <p>別添 6-1-3-1 再処理施設の津波影響評価に関する説明書「再処理施設の津波影響評価」 (省略)</p> <p>別添 6-1-3-2 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) の廃止措置計画用設計津波に対する津波影響評価に関する説明書</p> <p>I 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) の津波防護に関する施設の設計方針 (省略)</p> <p>II 余震による地震応答解析 (省略)</p> <p>III-1 設計津波に対する津波防護施設の強度評価</p> <p>1. ～4. (省略)</p> <p>5. 評価結果</p>	<p>別添 6-1-2-5 建物・構築物及び機器・配管系の構造(耐震性)に関する説明書 (ガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術開発棟の地震応答解析 (廃止措置計画用設計地震動))</p> <p>添付資料 6-1-2-5-1～添付資料 6-1-2-5-4 (変更なし)</p> <p>添付資料 6-1-2-5-5 第二付属排気筒排気ダクト接続架台の地震応答計算書</p> <p>1. 概要</p> <p>第二付属排気筒排気ダクト接続架台は、別冊 2-15 再処理施設に関する設計及び工事の計画 第二付属排気筒及び排気ダクト接続架台の耐震補強工事により、地震時における耐震性向上のため、梁及びブレースの補強、ブレースの新設及び支障部の補強を行うことを計画している。本資料は、廃止措置計画用設計地震動に対して、耐震補強工事後の第二付属排気筒排気ダクト接続架台 (以下「排気ダクト接続架台」という。) が耐震余裕を有することを説明するものである。廃止措置計画用設計地震動は、令和2年2月10日付け原規規発第2002103号をもって認可された「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所再処理施設に係る廃止措置計画変更認可申請書」において策定した敷地の解放基盤表面における水平成分及び鉛直成分の地震動とする。策定した廃止措置計画用設計地震動の応答スペクトルを図 1-1 から図 1-3 に、時刻歴波形を図 1-4 から図 1-6 に示す。解放基盤表面は、S 波速度が 0.7km/s 以上である T.P.※-303 m とする。</p> <p>※T.P. : 東京湾平均海面</p> <p>添付資料 6-1-2-5-6～添付資料 6-1-2-5-7 (変更なし)</p> <p>別添 6-1-3-1 再処理施設の津波影響評価に関する説明書「再処理施設の津波影響評価」 (変更なし)</p> <p>別添 6-1-3-2 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) の廃止措置計画用設計津波に対する津波影響評価に関する説明書</p> <p>I 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) の津波防護に関する施設の設計方針 (変更なし)</p> <p>II 余震による地震応答解析 (変更なし)</p> <p>III-1 設計津波に対する津波防護施設の強度評価</p> <p>1. ～4. (変更なし)</p> <p>5. 評価結果</p>	<p>構成見直しに伴う引用番号の変更</p>



変 更 前 令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書	変 更 後	変更理由
<p>5.1～5.3 (省略)</p> <p>5.4 評価のまとめ</p> <p>高放射性廃液貯蔵場 (HAW) は、ケース1 (浮力+余震+水圧)、ケース2 (波力+余震)、ケース3 (波力+漂流物衝突荷重) の荷重条件に対して、保有水平耐力の検定比は最大0.49、接地圧の検定比は最大0.30 であり、許容限界 (終局耐力) 以下であることを確認した。また、建家外壁のうち1 階外壁 (開口無) 及び1 階外壁北面 (開口有) についても検定比は最大0.89 であり、許容限界 (短期許容応力) 以下であることを確認した。</p> <p>建家外壁の評価に用いた応力 (曲げモーメント、せん断力) は、表4-1～表4-3 に示すとおり、水圧や余震、漂流物による応力に比べて波力による応力が大きい。波力算定に用いる津波高さについては「港湾構造物なし、周辺建家なし」とし、潮位変動に基づき潮位のばらつきを考慮した値とするなど、安全側となる荷重の設定としており、1 階外壁 (開口無) 及び1 階外壁北面 (開口有) も含め、耐津波設計上の裕度を有している。</p> <p>一方、1 階外壁南面 (開口有) の応力は、ケース1、2、3 いずれにおいても許容限界を超えるため、当該部位に対しコンクリートの増打ち補強を実施する。工事の計画として具体的な補強方法を別冊1-14 に示す。また、増打ち補強後の評価を添付資料6-1-3-2-3 「高放射性廃液貯蔵場 (HAW) の外壁の補強について」に示す。</p> <p>Ⅲ-2 設計津波に対する浸水防止設備 (浸水防止扉) の強度評価 (省略)</p> <p>別添 6-1-3-3 TVF ガラス固化技術開発棟の廃止措置計画用設計津波に対する津波影響評価に関する説明書 (省略)</p> <p>別添 6-1-3-4 高放射性廃液貯蔵場 (HAW)、ガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術開発棟及びそれらに関連する施設以外の分離精製工場 (MP) 等の施設の外部事象に対する安全対策に関する説明書 添付資料 6-1-3-4-1～添付資料 6-1-3-4-2 (省略)</p> <p>添付資料 6-1-3-4-3 その他の施設の建家の耐震性及び耐津波性の確認</p> <p>1. 概要</p> <p>その他の施設の設計津波襲来時の影響を確認するため、建家の耐震性及び耐津波性の確認を実施した。なお、分離精製工場 (MP) については、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所再処理施設に係る廃止</p>	<p>5.1～5.3 (変更なし)</p> <p>5.4 評価のまとめ</p> <p>高放射性廃液貯蔵場 (HAW) は、ケース1 (浮力+余震+水圧)、ケース2 (波力+余震)、ケース3 (波力+漂流物衝突荷重) の荷重条件に対して、保有水平耐力の検定比は最大0.49、接地圧の検定比は最大0.30 であり、許容限界 (終局耐力) 以下であることを確認した。また、建家外壁のうち1 階外壁 (開口無) 及び1 階外壁北面 (開口有) についても検定比は最大0.89 であり、許容限界 (短期許容応力) 以下であることを確認した。</p> <p>建家外壁の評価に用いた応力 (曲げモーメント、せん断力) は、表4-1～表4-3 に示すとおり、水圧や余震、漂流物による応力に比べて波力による応力が大きい。波力算定に用いる津波高さについては「港湾構造物なし、周辺建家なし」とし、潮位変動に基づき潮位のばらつきを考慮した値とするなど、安全側となる荷重の設定としており、1 階外壁 (開口無) 及び1 階外壁北面 (開口有) も含め、耐津波設計上の裕度を有している。</p> <p>一方、1 階外壁南面 (開口有) の応力は、ケース1、2、3 いずれにおいても許容限界を超えるため、当該部位に対しコンクリートの増打ち補強を実施する。工事の計画として具体的な補強方法を別冊2-14 に示す。また、増打ち補強後の評価を添付資料6-1-3-2-3 「高放射性廃液貯蔵場 (HAW) の外壁の補強について」に示す。</p> <p>Ⅲ-2 設計津波に対する浸水防止設備 (浸水防止扉) の強度評価 (変更なし)</p> <p>別添 6-1-3-3 TVF ガラス固化技術開発棟の廃止措置計画用設計津波に対する津波影響評価に関する説明書 (変更なし)</p> <p>別添 6-1-3-4 高放射性廃液貯蔵場 (HAW)、ガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術開発棟及びそれらに関連する施設以外の分離精製工場 (MP) 等の施設の外部事象に対する安全対策に関する説明書 添付資料 6-1-3-4-1～添付資料 6-1-3-4-2 (変更なし)</p> <p>添付資料 6-1-3-4-3 その他の施設の建家の耐震性及び耐津波性の確認</p> <p>1. 概要</p> <p>その他の施設の設計津波襲来時の影響を確認するため、建家の耐震性及び耐津波性の確認を実施した。なお、分離精製工場 (MP) については、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所再処理施設に係る廃止</p>	<p>構成見直しに伴う引用番号の変更</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

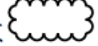
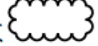
変更箇所を  又は  で示す。

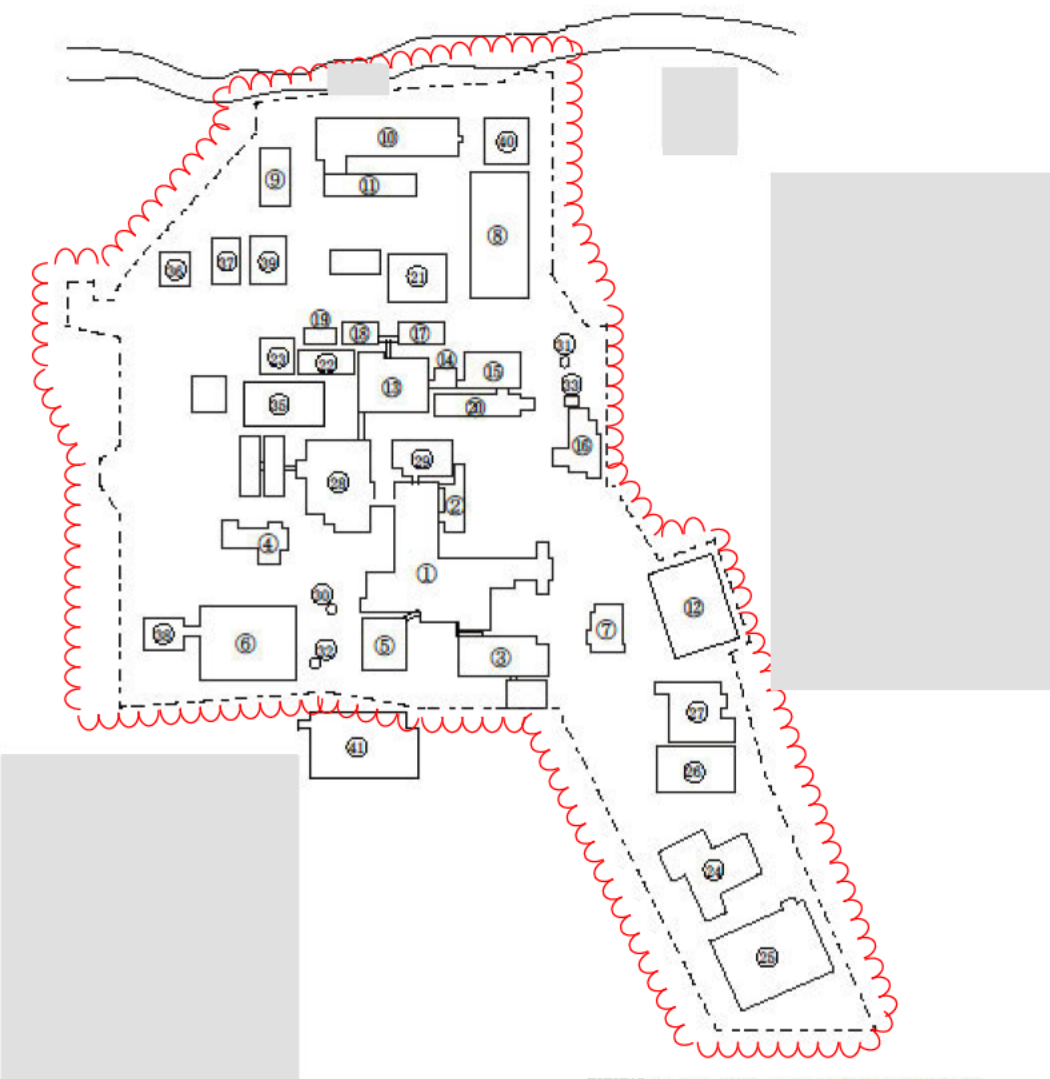
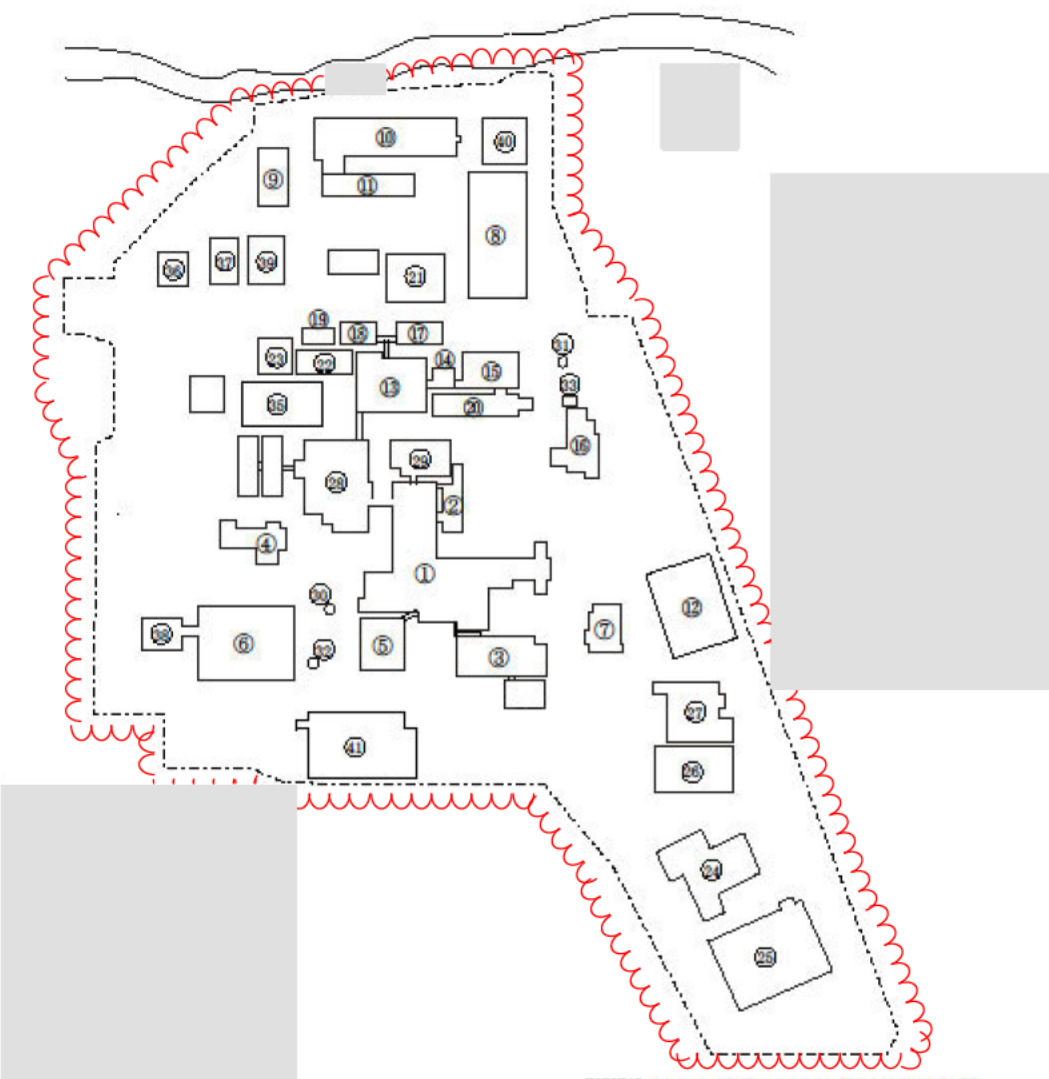
変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p> <p>措置計画変更認可申請書」(令和3年4月27日付け原規規発第2104272号をもって認可)の「(別冊1-24)再処理施設に関する設計及び工事の計画(津波漂流物防護柵の設置工事)添付書類1.申請に係る「再処理施設の技術基準に関する規則」との適合性」の別添-1「分離精製工場(MP)の強度評価」及び別添-1-1「廃止措置計画用設計地震動に対する分離精製工場(MP)建家の地震応答計算書」に示すとおり、耐震性及び耐津波性が確認されているため、分離精製工場(MP)以外のその他の施設について確認を実施した。</p> <p>2.~3. (省略)</p> <p>添付資料6-1-3-4-4 その他の施設の建家の耐震性及び耐津波性の確認</p> <p>1.概要 (省略)</p> <p>2.その他の施設の対象機器の耐震性の確認</p> <p>2.1 分離精製工場(MP)の対象機器の耐震性の確認</p> <p>分離精製工場(MP)については設計地震動の床応答加速度及び床応答スペクトルを有しているため、設計地震動に対して有限要素法(FEM)解析又は原子力発電所耐震設計技術規程(JEAC4601)に示される方法により、対象機器の耐震性を確認した。当初の耐震性の確認に用いた設計地震動の床応答加速度及び床応答スペクトルは、地盤ばねに振動アドミッタンス法を用いた簡易的な評価(簡易評価)に基づき策定した。一方、津波漂流物防護柵の設置工事※1においては、地震動、建家モデル等は簡易評価と同様であるが、地盤ばねにMP建家の非対称基礎形状を正確に扱うことのできる薄層要素法を用いた詳細な評価(詳細評価)を行っており、簡易評価の床応答スペクトルと比較すると、剛構造でない(固有振動数が20Hz以下)場合、対象機器の固有振動数によっては簡易評価の方が床応答加速度が小さくなり、非保守側となる可能性が生じた。当初の簡易評価の床応答加速度に基づいて評価した発生応力に、詳細評価/簡易評価比の最大値(水平方向と鉛直方向を比較し、保守側となる水平方向の比)を乗じて評価結果を補正し、その結果からも設計地震動による発生応力は設計引張強さを下回ることを確認した。水平方向及び鉛直方向の床応答スペクトルの詳細評価/簡易評価比の最大値を表2.1-1に、水平方向の床応答スペクトルの比較図を図2.1-1~図2.1-4に、鉛直方向の床応答スペクトルの比較図を図2.1-5~図2.1-8に示す。</p> <p>剛構造(固有振動数が20Hz以上)の機器に対しては、表2.1-2及び表2.1-3に示すように簡易評価の最大床応答加速度は詳細評価より若干大きく保守側となったことから、簡易評価に基づく発生応力で耐震性を評価した。</p> <p>※1 「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所再処理施設に係る廃止措置計画変更認可申請書」(令和3年4月27日付け原規規発第2104272号をもって認可)の(別冊1-24)再処理施設</p>	<p>措置計画変更認可申請書」(令和3年4月27日付け原規規発第2104272号をもって認可)の「(別冊2-24)再処理施設に関する設計及び工事の計画(津波漂流物防護柵の設置工事)添付書類1.申請に係る「再処理施設の技術基準に関する規則」との適合性」の別添-1「分離精製工場(MP)の強度評価」及び別添-1-1「廃止措置計画用設計地震動に対する分離精製工場(MP)建家の地震応答計算書」に示すとおり、耐震性及び耐津波性が確認されているため、分離精製工場(MP)以外のその他の施設について確認を実施した。</p> <p>2.~3. (変更なし)</p> <p>添付資料6-1-3-4-4 その他の施設の建家の耐震性及び耐津波性の確認</p> <p>1.概要 (変更なし)</p> <p>2.その他の施設の対象機器の耐震性の確認</p> <p>2.1 分離精製工場(MP)の対象機器の耐震性の確認</p> <p>分離精製工場(MP)については設計地震動の床応答加速度及び床応答スペクトルを有しているため、設計地震動に対して有限要素法(FEM)解析又は原子力発電所耐震設計技術規程(JEAC4601)に示される方法により、対象機器の耐震性を確認した。当初の耐震性の確認に用いた設計地震動の床応答加速度及び床応答スペクトルは、地盤ばねに振動アドミッタンス法を用いた簡易的な評価(簡易評価)に基づき策定した。一方、津波漂流物防護柵の設置工事※1においては、地震動、建家モデル等は簡易評価と同様であるが、地盤ばねにMP建家の非対称基礎形状を正確に扱うことのできる薄層要素法を用いた詳細な評価(詳細評価)を行っており、簡易評価の床応答スペクトルと比較すると、剛構造でない(固有振動数が20Hz以下)場合、対象機器の固有振動数によっては簡易評価の方が床応答加速度が小さくなり、非保守側となる可能性が生じた。当初の簡易評価の床応答加速度に基づいて評価した発生応力に、詳細評価/簡易評価比の最大値(水平方向と鉛直方向を比較し、保守側となる水平方向の比)を乗じて評価結果を補正し、その結果からも設計地震動による発生応力は設計引張強さを下回ることを確認した。水平方向及び鉛直方向の床応答スペクトルの詳細評価/簡易評価比の最大値を表2.1-1に、水平方向の床応答スペクトルの比較図を図2.1-1~図2.1-4に、鉛直方向の床応答スペクトルの比較図を図2.1-5~図2.1-8に示す。</p> <p>剛構造(固有振動数が20Hz以上)の機器に対しては、表2.1-2及び表2.1-3に示すように簡易評価の最大床応答加速度は詳細評価より若干大きく保守側となったことから、簡易評価に基づく発生応力で耐震性を評価した。</p> <p>※1 「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所再処理施設に係る廃止措置計画変更認可申請書」(令和3年4月27日付け原規規発第2104272号をもって認可)の(別冊2-24)再処理施設</p>	<p>構成見直しに伴う引用番号の変更</p> <p>構成見直しに伴う引用番号の変更</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

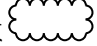
変更箇所を  又は  で示す。

変 更 前 令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書	変 更 後	変更理由
<p>に関する設計及び工事の計画（津波漂流物防護柵の設置工事）、添付書類1申請に係る「再処理施設の技術基準に関する規則」との適合性、別添-1-1 廃止措置計画用設計地震動に対する分離精製工場(MP)建家の地震応答計算書</p> <p>2.2～2.3 (省略)</p> <p>3. 確認結果 (省略)</p> <p>別添 6-1-4-1～別添 6-1-6-1 (省略)</p> <p>七. 使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料から分離された物の管理及び譲渡しの方法 (省略)</p> <p>八. 使用済燃料又は核燃料物質による汚染の除去 (省略)</p> <p>九. 使用済燃料、核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物の廃棄 (省略)</p> <p>十. 廃止措置の工程 (省略)</p> <p>十一. 廃止措置に係る品質マネジメントシステム (省略)</p> <p>十二. 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す方法及び時期 (省略)</p> <p>十三. 特定廃液の固定化その他の処理を行う方法及び時期 (省略)</p> <p>添付書類 一 (省略)</p>	<p>に関する設計及び工事の計画（津波漂流物防護柵の設置工事）、添付書類1申請に係る「再処理施設の技術基準に関する規則」との適合性、別添-1-1 廃止措置計画用設計地震動に対する分離精製工場(MP)建家の地震応答計算書</p> <p>2.2～2.3 (変更なし)</p> <p>3. 確認結果 (変更なし)</p> <p>別添 6-1-4-1～別添 6-1-6-1 (変更なし)</p> <p>七. 使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料から分離された物の管理及び譲渡しの方法 (変更なし)</p> <p>八. 使用済燃料又は核燃料物質による汚染の除去 (変更なし)</p> <p>九. 使用済燃料、核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物の廃棄 (変更なし)</p> <p>十. 廃止措置の工程 (変更なし)</p> <p>十一. 廃止措置に係る品質マネジメントシステム (変更なし)</p> <p>十二. 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す方法及び時期 (変更なし)</p> <p>十三. 特定廃液の固定化その他の処理を行う方法及び時期 (変更なし)</p> <p>添付書類 一 (変更なし)</p>	

変更箇所を  又は  で示す。

<p>変更前</p> <p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>
<p>添付書類 二</p>  <p>図 2-2-1 再処理施設の敷地及び廃止措置対象施設の配置図</p>	<p>添付書類 二</p>  <p>図 2-2-1 再処理施設の敷地及び廃止措置対象施設の配置図</p>	<p>保全区域の変更を反映</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更箇所を 又は  で示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p style="text-align: center;">令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>
<p>添付書類 三 (省略)</p>	<p>添付書類 三 (変更なし)</p>	
<p>添付書類 四 (省略)</p>	<p>添付書類 四 (変更なし)</p>	
<p>添付書類 五 (省略)</p>	<p>添付書類 五 (変更なし)</p>	
<p>添付書類 六</p>	<p>添付書類 六</p>	

変更前		変更後		変更理由
令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書				
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (1/163)				
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
分離精製工場(MP)	燃料受入系扉 シャッタ扉(211-6, 7)とトラップ扉(211-8, 9)のインターロック トラップ扉(211-2)とトラップ扉(211-8, 9)のインターロック トラップ扉(211-8, 9)とシャッタ扉(211-6, 7)、トラップ扉(211-2)のインターロック	閉じ込めの機能	扉間のインターロック機能が正常に動作すること。	分離精製工場の管理区域解除まで
		使用済燃料の貯蔵施設等(冷却機能)	濃縮ウラン貯蔵プールの熱交換器に供給されるプールの流量が170 m ³ /h以上であること及び冷却水の流量が200 m ³ /h以上であること。	使用済燃料の搬出が完了するまで
		使用済燃料の貯蔵施設等(冷却機能)	予備貯蔵プールの熱交換器に供給されるプールの流量が170 m ³ /h以上及び冷却水の流量が200 m ³ /h以上であること。	系統除染が完了するまで
溶融炉	閉じ込めの機能	インターロック機能が正常に動作すること。		
ガラス固化技術開発施設(TVF)	台車(G51M118A)と結合装置(G21M11)のインターロック			
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (1/201)				
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
分離精製工場(MP)	燃料受入系扉 シャッタ扉(211-6, 7)とトラップ扉(211-8, 9)のインターロック トラップ扉(211-2)とトラップ扉(211-8, 9)のインターロック トラップ扉(211-8, 9)とシャッタ扉(211-6, 7)、トラップ扉(211-2)のインターロック	閉じ込めの機能	扉間のインターロック機能が正常に動作すること。	分離精製工場の管理区域解除まで
		使用済燃料の貯蔵施設等(冷却機能)	濃縮ウラン貯蔵プールの熱交換器に供給されるプールの流量が170 m ³ /h以上であること及び冷却水の流量が200 m ³ /h以上であること。	使用済燃料の搬出が完了するまで
		使用済燃料の貯蔵施設等(冷却機能)	予備貯蔵プールの熱交換器に供給されるプールの流量が170 m ³ /h以上及び冷却水の流量が200 m ³ /h以上であること。	系統除染が完了するまで
溶融炉	閉じ込めの機能	インターロック機能が正常に動作すること。		
ガラス固化技術開発施設(TVF)	台車(G51M118A)と結合装置(G21M11)のインターロック			
性能維持施設の追加に伴う表番号の変更記載の適正化				

変更前		変更後		変更理由		
令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書						
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (2/163)						
分離精製工場 (MP)	設備名称等	建家及びセル換気系	送・排風機のインターロック	要求される機能 ・火災等による損傷の防止機能 ・閉じ込めの機能 ・換気機能	性能 ・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	維持すべき期間 分離精製工場の管理区域解除まで
	高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	建家及びセル換気系	送・排風機のインターロック	閉じ込めの機能 ・換気機能	・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (2/201)						
分離精製工場 (MP)	設備名称等	建家及びセル換気系	送・排風機のインターロック	要求される機能 ・火災等による損傷の防止機能 ・閉じ込めの機能 ・換気機能	性能 ・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	維持すべき期間 分離精製工場の管理区域解除まで
	高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	建家及びセル換気系	送・排風機のインターロック	閉じ込めの機能 ・換気機能	・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで
性能維持施設の追加に伴う表番号の変更						

変更前		変更後		変更理由
令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書				
<p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (3/163)</p>				
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
廃棄物処理場(AAF)	<ul style="list-style-type: none"> 火災等による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 換気機能 	<ul style="list-style-type: none"> 通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 	廃棄物処理場の管理区域解除まで	
分析所(CB)	<ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 換気機能 	<ul style="list-style-type: none"> 通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 	分析所の管理区域解除まで	
<p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (3/201)</p>				
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
廃棄物処理場(AAF)	<ul style="list-style-type: none"> 火災等による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 換気機能 	<ul style="list-style-type: none"> 通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 	廃棄物処理場の管理区域解除まで	
分析所(CB)	<ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 換気機能 	<ul style="list-style-type: none"> 通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 	分析所の管理区域解除まで	
				性能維持施設の追加に伴う表番号の変更

変更前

令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (5/163)

設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間
放出廃液油分除去施設 (C)	建家換気系	送・排風機のインターロック	<ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 換気機能 	放出廃液油分除去施設の管理区域解除まで
廃溶媒貯蔵場 (WS)	建家及びセル換気系	送・排風機のインターロック	<ul style="list-style-type: none"> 火災等による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 換気機能 	廃溶媒貯蔵場の管理区域解除まで

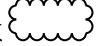
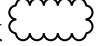
変更後

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (5/201)

設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間
放出廃液油分除去施設 (C)	建家換気系	送・排風機のインターロック	<ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 換気機能 	放出廃液油分除去施設の管理区域解除まで
廃溶媒貯蔵場 (WS)	建家及びセル換気系	送・排風機のインターロック	<ul style="list-style-type: none"> 火災等による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 換気機能 	廃溶媒貯蔵場の管理区域解除まで

変更理由
性能維持施設の追加に伴う表番号の変更

変更前		変更後		変更理由
令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書				
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (6/163)				
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
第二スラッジ貯蔵場 (LW2)	送・排風機のインターロック	<ul style="list-style-type: none"> ・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序が保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧パランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 	第二スラッジ貯蔵場の管理区域解除まで	
建家及びセル換気系	<ul style="list-style-type: none"> ・閉じ込めの機能 ・換気機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧パランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 	ウラン脱硝施設の管理区域解除まで	
建家換気系	<ul style="list-style-type: none"> ・閉じ込めの機能 ・換気機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧パランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 	ウラン脱硝施設の管理区域解除まで	
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (6/201)				
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
第二スラッジ貯蔵場 (LW2)	送・排風機のインターロック	<ul style="list-style-type: none"> ・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧パランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 	第二スラッジ貯蔵場の管理区域解除まで	
建家及びセル換気系	<ul style="list-style-type: none"> ・閉じ込めの機能 ・換気機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧パランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 	ウラン脱硝施設の管理区域解除まで	
建家換気系	<ul style="list-style-type: none"> ・閉じ込めの機能 ・換気機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧パランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 	ウラン脱硝施設の管理区域解除まで	
性能維持施設の追加に伴う表番号の変更				

変更箇所を  又は  で示す。

変更前		変更後		変更理由
令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書				
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (7/163)				
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
焼却施設 (IF)	送・排風機のインターロック	<ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 換気機能 	<ul style="list-style-type: none"> 通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 	焼却施設の管理区域解除まで
第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS)	建家及びセル換気系	<ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 換気機能 	<ul style="list-style-type: none"> 通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (7/201)				
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
焼却施設 (IF)	送・排風機のインターロック	<ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 換気機能 	<ul style="list-style-type: none"> 通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 	焼却施設の管理区域解除まで
第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS)	建家及びセル換気系	<ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 換気機能 	<ul style="list-style-type: none"> 通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで
				性能維持施設の追加に伴う表番号の変更

変更前		変更後		変更理由
令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書				
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (8/163)				
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
アスファルト固化処理施設(ASP)	<ul style="list-style-type: none"> 送・排風機のインターロック 	<ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 換気機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 	アスファルト固化処理施設の管理区域解除まで
アスファルト固化体貯蔵施設(AS1)	<ul style="list-style-type: none"> 送・排風機のインターロック 	<ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 換気機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 	アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (8/201)				
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
アスファルト固化処理施設(ASP)	<ul style="list-style-type: none"> 送・排風機のインターロック 	<ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 換気機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 	アスファルト固化処理施設の管理区域解除まで
アスファルト固化体貯蔵施設(AS1)	<ul style="list-style-type: none"> 送・排風機のインターロック 	<ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 換気機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 	アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで
				性能維持施設の追加に伴う表番号の変更

変更前		変更後		変更理由
令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書				
<p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (9/163)</p>				
<p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (9/201)</p>				
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	変更理由
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
廃溶媒処理技術開発施設(ST) 建家及びセル換気系 送・排風機のインターロック	<ul style="list-style-type: none"> 火災等による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 換気機能 	<ul style="list-style-type: none"> 通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 	廃溶媒処理技術開発施設の管理区域 解除まで	性能維持施設の追加に伴う表番号の変更
低放射濃縮廃液貯蔵施設(LWSF) 建家及びセル換気系 送・排風機のインターロック	<ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 換気機能 	<ul style="list-style-type: none"> 通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 	低放射濃縮廃液貯蔵施設の管理区域 解除まで	
廃溶媒処理技術開発施設(ST) 建家及びセル換気系 送・排風機のインターロック	<ul style="list-style-type: none"> 火災等による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 換気機能 	<ul style="list-style-type: none"> 通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 	廃溶媒処理技術開発施設の管理区域 解除まで	性能維持施設の追加に伴う表番号の変更
低放射濃縮廃液貯蔵施設(LWSF) 建家及びセル換気系 送・排風機のインターロック	<ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 換気機能 	<ul style="list-style-type: none"> 通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 	低放射濃縮廃液貯蔵施設の管理区域 解除まで	

変更前
令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (10/163)

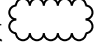
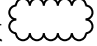
設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間
高放射性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS)	セル換気系	排風機のインターロック	閉じ込めの機能 換気機能	高放射性固体廃棄物貯蔵庫の管理区域解除まで
第二アスファルト固化体貯蔵施設(AS2)	建家及びセル換気系	送・排風機のインターロック	閉じ込めの機能 換気機能	第二アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで

変更後

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (10/201)

設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間
高放射性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS)	セル換気系	排風機のインターロック	閉じ込めの機能 換気機能	高放射性固体廃棄物貯蔵庫の管理区域解除まで
第二アスファルト固化体貯蔵施設(AS2)	建家及びセル換気系	送・排風機のインターロック	閉じ込めの機能 換気機能	第二アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで

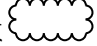
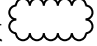
変更理由
性能維持施設の追加に伴う表番号の変更記載の適正化

変更箇所を  又は  で示す。

変更前		変更後		変更理由																								
令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書																												
<p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (11/163)</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガラス固化技術開発施設 (TVF)</td> <td>送・排風機のインターロック</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・閉じ込めの機能 ・換気機能 </td> <td>ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>建家及びセル換気系</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	送・排風機のインターロック	<ul style="list-style-type: none"> ・閉じ込めの機能 ・換気機能 	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	建家及びセル換気系		<ul style="list-style-type: none"> ・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 		<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガラス固化技術開発施設 (TVF)</td> <td>送・排風機のインターロック</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・閉じ込めの機能 ・換気機能 </td> <td>ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>建家及びセル換気系</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	送・排風機のインターロック	<ul style="list-style-type: none"> ・閉じ込めの機能 ・換気機能 	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	建家及びセル換気系		<ul style="list-style-type: none"> ・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 		性能維持施設の追加に伴う表番号の変更
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																									
ガラス固化技術開発施設 (TVF)	送・排風機のインターロック	<ul style="list-style-type: none"> ・閉じ込めの機能 ・換気機能 	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで																									
建家及びセル換気系		<ul style="list-style-type: none"> ・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 																										
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																									
ガラス固化技術開発施設 (TVF)	送・排風機のインターロック	<ul style="list-style-type: none"> ・閉じ込めの機能 ・換気機能 	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで																									
建家及びセル換気系		<ul style="list-style-type: none"> ・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 																										
<p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (11/201)</p>																												

変更前		変更後		変更理由
令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書				
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (12/163)				
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
プラウトニウム転換技術開発施設(PCDF)	<ul style="list-style-type: none"> 送・排風機のインターロック 	<ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 換気機能 	<ul style="list-style-type: none"> 通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 	<ul style="list-style-type: none"> プラウトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで
クリプトン回収技術開発施設(Kr)	<ul style="list-style-type: none"> 送・排風機のインターロック 	<ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 換気機能 	<ul style="list-style-type: none"> 通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 	<ul style="list-style-type: none"> クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (12/201)				
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
プラウトニウム転換技術開発施設(PCDF)	<ul style="list-style-type: none"> 送・排風機のインターロック 	<ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 換気機能 	<ul style="list-style-type: none"> 通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 	<ul style="list-style-type: none"> プラウトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで
クリプトン回収技術開発施設(Kr)	<ul style="list-style-type: none"> 送・排風機のインターロック 	<ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 換気機能 	<ul style="list-style-type: none"> 通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 	<ul style="list-style-type: none"> クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで
				性能維持施設の追加に伴う表番号の変更

変更前		変更後		変更理由
令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書				
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (13/163)				
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	計測制御系統施設 (圧縮空気の供給機能)	吐出圧力が設定値内 (0.50~0.88 MPaGauge) であること。	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで	
ユーティリティ施設 (UC)	・火災等による損傷の防止機能 ・計測制御系統施設 (圧縮空気の供給機能)	吐出圧力が 0.70 MPaGauge 以上であること。	供給先の建家の管理区域解除まで	
焼却施設 (IF)	計測制御系統施設 (圧縮空気の供給機能)	空気圧縮機の容量 (吐出圧力) が設定値内 (0.50~0.68 MPaGauge) であること。	焼却施設の管理区域解除まで	
第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS)	計測制御系統施設 (圧縮空気の供給機能)	空気圧縮機の容量 (吐出圧力) が設定値内 (0.50~0.68 MPaGauge) であること。	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで	
第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2)	計測制御系統施設 (圧縮空気の供給機能)	空気圧縮機の容量 (吐出圧力) が設定値内 (0.50~0.68 MPaGauge) であること。	第二アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (13/201)				
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	・計測制御系統施設 (圧縮空気の供給機能)	・吐出圧力が設定値内 (0.50~0.88 MPaGauge) であること。	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで	
ユーティリティ施設 (UC)	・火災等による損傷の防止機能 ・計測制御系統施設 (圧縮空気の供給機能)	・吐出圧力が 0.70 MPaGauge 以上であること。	供給先の建家の管理区域解除まで	
焼却施設 (IF)	・計測制御系統施設 (圧縮空気の供給機能)	・空気圧縮機の容量 (吐出圧力) が設定値内 (0.50~0.68 MPaGauge) であること。	焼却施設の管理区域解除まで	
第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS)	・計測制御系統施設 (圧縮空気の供給機能)	・空気圧縮機の容量 (吐出圧力) が設定値内 (0.50~0.68 MPaGauge) であること。	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで	
第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2)	・計測制御系統施設 (圧縮空気の供給機能)	・空気圧縮機の容量 (吐出圧力) が設定値内 (0.50~0.68 MPaGauge) であること。	第二アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	
				性能維持施設の追加に伴う表番号の変更記載の適正化

変更箇所を  又は  で示す。

変更前		変更後		変更理由
令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書				
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (14/163)				
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
ガラス固化技術 開発施設 (TVF)	<ul style="list-style-type: none"> ・火災等による損傷の防止機能 ・計測制御系統施設 (圧縮空気の供給機能) 	空気圧縮機の容量(吐出圧力)が設定値内(0.40~0.68 MPaGauge)であること。	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	
アルトニウム転換技術開発施設(PCDF)	<ul style="list-style-type: none"> ・火災等による損傷の防止機能 ・計測制御系統施設 (圧縮空気の供給機能) 	空気圧縮機の容量(吐出圧力)が設定値内(0.50~0.68 MPaGauge)であること。	アルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで	
クリプトン回収技術開発施設(Kr)	計測制御系統施設 (圧縮空気の供給機能)	空気圧縮機の容量(吐出圧力)が設定値内(0.50~0.88 MPaGauge)であること。	クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで	
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (14/201)				
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
ガラス固化技術 開発施設 (TVF)	<ul style="list-style-type: none"> ・火災等による損傷の防止機能 ・計測制御系統施設 (圧縮空気の供給機能) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空気圧縮機の容量(吐出圧力)が設定値内(0.40~0.68 MPaGauge)であること。 	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	
アルトニウム転換技術開発施設(PCDF)	<ul style="list-style-type: none"> ・火災等による損傷の防止機能 ・計測制御系統施設 (圧縮空気の供給機能) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空気圧縮機の容量(吐出圧力)が設定値内(0.50~0.68 MPaGauge)であること。 	アルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで	
クリプトン回収技術開発施設(Kr)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計測制御系統施設 (圧縮空気の供給機能) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空気圧縮機の容量(吐出圧力)が設定値内(0.50~0.88 MPaGauge)であること。 	クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで	
				性能維持施設の追加に伴う表番号の変更記載の適正化

変更前		変更後		変更理由	
令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書					
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (15/163)					
設備名称等	液面制御装置	要求される機能		性能	維持すべき期間
		核燃料物質の臨界防止機能	その他		
分離精製工場 (MP)	フルトニウム溶液蒸発器	284P101	核燃料物質の臨界防止機能	液面制御装置の制御機能が正常であること。	系統除染が完了するまで
	冷水設備用ポンプ	284P102	その他 (冷却水供給機能)	ポンプの容量(約 80 m ³ /h)に対応した締切圧力(0.74 MPaGauge)以上であること。	
		585P10	火災等による損傷の防止 (浄水供給機能)	ポンプの容量(約 170 m ³ /h)に対応した締切圧力(736 kPaGauge)以上であること。	
資材庫	浄水設備用ポンプ	585P11	火災等による損傷の防止 (浄水供給機能)	ポンプの容量(約 170 m ³ /h)に対応した締切圧力(727 kPaGauge)以上であること。	全ての建家の管理区域解除まで
		585P12	その他 (浄水供給機能)	ポンプの容量(約 170 m ³ /h)に対応した締切圧力(736 kPaGauge)以上であること。	
		583P141, 583P142, 583P143	その他 (冷却水供給機能)	ポンプの容量 1100 m ³ /h/2 基以上であること。	
ユーティリティ施設 (UC)	冷水設備用ポンプ	583P141, 583P142, 583P143	その他 (冷却水供給機能)		系統除染が完了するまで
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (15/201)					
設備名称等	液面制御装置	要求される機能		性能	維持すべき期間
		核燃料物質の臨界防止機能	その他		
分離精製工場 (MP)	フルトニウム溶液蒸発器	284P101	核燃料物質の臨界防止機能	液面制御装置の制御機能が正常であること。	系統除染が完了するまで
		284P102	その他 (冷却水供給機能)	ポンプの容量(約 80 m ³ /h)に対応した締切圧力(0.74 MPaGauge)以上であること。	
	585P10	火災等による損傷の防止 (浄水供給機能)	ポンプの容量(約 170 m ³ /h)に対応した締切圧力(736 kPaGauge)以上であること。		
資材庫	浄水設備用ポンプ	585P11	火災等による損傷の防止 (浄水供給機能)	ポンプの容量(約 170 m ³ /h)に対応した締切圧力(727 kPaGauge)以上であること。	全ての建家の管理区域解除まで
		585P12	その他 (浄水供給機能)	ポンプの容量(約 170 m ³ /h)に対応した締切圧力(736 kPaGauge)以上であること。	
		583P141, 583P142, 583P143	その他 (冷却水供給機能)	ポンプの容量 1100 m ³ /h/2 基以上であること。	
ユーティリティ施設 (UC)	冷水設備用ポンプ	583P141, 583P142, 583P143	その他 (冷却水供給機能)		系統除染が完了するまで
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (15/201)					
性能維持施設の追加に伴う表番号の変更記載の適正化					

変更前

令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (16/163)

高放射性廃液貯蔵場(HAW)	中央運転管理室	ガラス固化技術開発施設(TVF)	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間
			冷水設備用ポンプ	蒸気設備			
高放射性廃液貯蔵場(HAW)	中央運転管理室	ガラス固化技術開発施設(TVF)	冷水設備用ポンプ	272P901	・その他 (冷却水供給機能)	ポンプの容量(約 3.5 m ³ /h)に対応した締切圧力(0.22 MPaGauge)以上であること。 ポンプの容量(約 15 m ³ /h)に対応した締切圧力(0.34 MPaGauge)以上であること。	系統除染が完了するまで
				272P911			
				272P921			
				272P931			
高放射性廃液貯蔵場(HAW)	中央運転管理室	ガラス固化技術開発施設(TVF)	蒸気設備	閉じ込めの機能 (蒸気供給機能)	蒸気圧力(1.76 MPaGauge 以内)を維持し、ボイラ本体から著しい漏えいがないこと。 排気風量が 60.0×10 ³ m ³ /h 以上であること。	系統除染が完了するまで ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	
				保管ピット (冷却機能)			
				冷却塔 (崩壊熱除去機能 (冷却水供給機能) ・事故対処機能 (未然防止対策①))			
				二次冷却水循環ポンプ (崩壊熱除去機能 (冷却水供給機能) ・事故対処機能 (未然防止対策①))			
高放射性廃液貯蔵場(HAW)	中央運転管理室	ガラス固化技術開発施設(TVF)	二次冷却水循環ポンプ	崩壊熱除去機能 (冷却水供給機能) ・事故対処機能 (未然防止対策①))	冷却塔出口の冷却水流量が 195 m ³ /h 以上であること。	系統除染が完了するまで	
				二次冷却水循環ポンプ (崩壊熱除去機能 (冷却水供給機能) ・事故対処機能 (未然防止対策①))			
				二次冷却水循環ポンプ (崩壊熱除去機能 (冷却水供給機能) ・事故対処機能 (未然防止対策①))			
				二次冷却水循環ポンプ (崩壊熱除去機能 (冷却水供給機能) ・事故対処機能 (未然防止対策①))			

変更後



表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (16/201)

高放射性廃液貯蔵場(HAW)	中央運転管理室	ガラス固化技術開発施設(TVF)	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間
			冷水設備用ポンプ	蒸気設備			
高放射性廃液貯蔵場(HAW)	中央運転管理室	ガラス固化技術開発施設(TVF)	冷水設備用ポンプ	272P901	・その他 (冷却水供給機能)	・ポンプの容量(約 3.5 m ³ /h)に対応した締切圧力(0.22 MPaGauge)以上であること。 ・ポンプの容量(約 15 m ³ /h)に対応した締切圧力(0.34 MPaGauge)以上であること。	系統除染が完了するまで
				272P911			
				272P921			
				272P931			
高放射性廃液貯蔵場(HAW)	中央運転管理室	ガラス固化技術開発施設(TVF)	蒸気設備	閉じ込めの機能 (蒸気供給機能)	・蒸気圧力(1.76 MPaGauge 以内)を維持し、ボイラ本体から著しい漏えいがないこと。 ・排気風量が 60.0×10 ³ m ³ /h 以上であること。	系統除染が完了するまで ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	
				保管ピット (冷却機能)			
				冷却塔 (崩壊熱除去機能 (冷却水供給機能) ・事故対処機能 (未然防止対策①))			
				二次冷却水循環ポンプ (崩壊熱除去機能 (冷却水供給機能) ・事故対処機能 (未然防止対策①))			
高放射性廃液貯蔵場(HAW)	中央運転管理室	ガラス固化技術開発施設(TVF)	二次冷却水循環ポンプ	崩壊熱除去機能 (冷却水供給機能) ・事故対処機能 (未然防止対策①))	冷却塔出口の冷却水流量が 195 m ³ /h 以上であること。	系統除染が完了するまで	
				二次冷却水循環ポンプ (崩壊熱除去機能 (冷却水供給機能) ・事故対処機能 (未然防止対策①))			
				二次冷却水循環ポンプ (崩壊熱除去機能 (冷却水供給機能) ・事故対処機能 (未然防止対策①))			
				二次冷却水循環ポンプ (崩壊熱除去機能 (冷却水供給機能) ・事故対処機能 (未然防止対策①))			

性能維持施設の追加に伴う表番号の変更記載の適正化

変更箇所を  又は  で示す。

変更前		変更後		変更理由
令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書				
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (17/163)				
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
ガラス固化技術開発棟	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 津波による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	
ガラス固化技術管理棟	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 津波による損傷の防止機能 			
第二付属排気筒	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 廃棄施設(排気機能) 			
クリプトン回収技術開発施設(Kr)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 			クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (17/201)				
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
ガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 津波による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 	<ul style="list-style-type: none"> 建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。 	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	
ガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術管理棟	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 津波による損傷の防止機能 			
第二付属排気筒	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 廃棄施設(排気機能) 			
クリプトン回収技術開発施設(Kr)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 			クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで
				性能維持施設の追加に伴う表番号の変更記載の適正化

変更箇所を  又は  で示す。

変更前		変更後		変更理由
令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書				
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (18/163)				
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 津波による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いこと。	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで	
ウラン脱硝施設 (DN)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 		ウラン脱硝施設の管理区域解除まで	
ウラン貯蔵所 (UO3)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 遮蔽機能 		ウラン貯蔵所の管理区域解除まで	
第二ウラン貯蔵所 (2UO3)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 遮蔽機能 		第二ウラン貯蔵所の管理区域解除まで	
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (18/201)				
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 津波による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 	<ul style="list-style-type: none"> 建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いこと。 	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで	
ウラン脱硝施設 (DN)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 		ウラン脱硝施設の管理区域解除まで	
ウラン貯蔵所 (UO3)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 遮蔽機能 		ウラン貯蔵所の管理区域解除まで	
第二ウラン貯蔵所 (2UO3)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 遮蔽機能 		第二ウラン貯蔵所の管理区域解除まで	
				性能維持施設の追加に伴う表番号の変更記載の適正化

変更箇所を  又は  で示す。

変更前		変更後		変更理由
令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書				
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (19/163)				
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
第三ウラン貯蔵所 (3UO3)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 遮蔽機能 	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などが無いこと。	第三ウラン貯蔵所の管理区域解除まで	
プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 津波による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 		プルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで	
除染場 (DS)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 		除染場の管理区域解除まで	
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (19/201)				
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
第三ウラン貯蔵所 (3UO3)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 遮蔽機能 	<ul style="list-style-type: none"> 建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などが無いこと。 	第三ウラン貯蔵所の管理区域解除まで	
プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 津波による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 		プルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで	
除染場 (DS)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 		除染場の管理区域解除まで	
				性能維持施設の追加に伴う表番号の変更記載の適正化

変更前		変更後		変更理由
令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書				
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (20/163)				
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
分離精製工場 (MP)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 津波による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないこと。	分離精製工場の管理区域解除まで	
分析所 (CB)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 		分析所の管理区域解除まで	
ユーティリティ施設 (UC)	地震による損傷の防止機能		供給先の建家の管理区域解除まで	
資材庫	地震による損傷の防止機能			
主排気筒	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 廃棄施設 (排気機能) 			排気元の建家の管理区域解除まで
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (20/201)				
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
分離精製工場 (MP)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 津波による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 	<ul style="list-style-type: none"> 建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないこと。 	分離精製工場の管理区域解除まで	
分析所 (CB)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 		分析所の管理区域解除まで	
ユーティリティ施設 (UC)	地震による損傷の防止機能		供給先の建家の管理区域解除まで	
資材庫	地震による損傷の防止機能			
主排気筒	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 廃棄施設 (排気機能) 			排気元の建家の管理区域解除まで
				性能維持施設の追加に伴う表番号の変更記載の適正化

変更箇所を  又は  で示す。

変更前		変更後		変更理由
令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書				
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (21/163)				
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂・剝離などがないこと。	高放射性固体廃棄物貯蔵庫の管理区域解除まで	
第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 		第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで	
アスファルト固化処理施設 (ASP)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 		アスファルト固化処理施設の管理区域解除まで	
アスファルト固化体貯蔵施設 (ASI)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 		アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (21/201)				
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 	<ul style="list-style-type: none"> 建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないこと。 	高放射性固体廃棄物貯蔵庫の管理区域解除まで	
第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 		第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで	
アスファルト固化処理施設 (ASP)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 		アスファルト固化処理施設の管理区域解除まで	
アスファルト固化体貯蔵施設 (ASI)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 		アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	
性能維持施設の追加に伴う表番号の変更記載の適正化				

変更箇所を  又は  で示す。

変更前		変更後		変更理由
令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書				
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (22/163)				
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などが無いこと。	第二アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	
第一低放射性固体廃棄物貯蔵場 (1LASWS)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 遮蔽機能 		第一低放射性固体廃棄物貯蔵場の管理区域解除まで	
第二低放射性固体廃棄物貯蔵場 (2LASWS)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 遮蔽機能 		第二低放射性固体廃棄物貯蔵場の管理区域解除まで	
廃棄物処理場 (AAF)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 		廃棄物処理場の管理区域解除まで	
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (22/201)				
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 	<ul style="list-style-type: none"> 建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などが無いこと。 	第二アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	
第一低放射性固体廃棄物貯蔵場 (1LASWS)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 遮蔽機能 		第一低放射性固体廃棄物貯蔵場の管理区域解除まで	
第二低放射性固体廃棄物貯蔵場 (2LASWS)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 遮蔽機能 		第二低放射性固体廃棄物貯蔵場の管理区域解除まで	
廃棄物処理場 (AAF)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 		廃棄物処理場の管理区域解除まで	
				性能維持施設の追加に伴う表番号の変更記載の適正化

変更箇所を  又は  で示す。

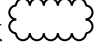
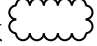
変更前		変更後		変更理由
令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書				
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (23/163)				
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
第二低放射性廃液蒸発処理施設(E)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂・剝離などが無いこと。	第二低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで	
第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 		第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで	
放出廃液油分除去施設(C)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 		放出廃液油分除去施設の管理区域解除まで	
廃溶媒処理技術開発施設(ST)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 		廃溶媒処理技術開発施設の管理区域解除まで	
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (23/201)				
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
第二低放射性廃液蒸発処理施設(E)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 	<ul style="list-style-type: none"> 建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などが無いこと。 	第二低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで	
第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 		第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで	
放出廃液油分除去施設(C)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 		放出廃液油分除去施設の管理区域解除まで	
廃溶媒処理技術開発施設(ST)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 		廃溶媒処理技術開発施設の管理区域解除まで	
性能維持施設の追加に伴う表番号の変更記載の適正化				

変更箇所を  又は  で示す。

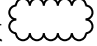
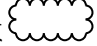
変更前		変更後		変更理由
令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書				
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (24/163)				
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
低放射性濃縮廃液貯蔵施設(LWSF)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないこと。	低放射性濃縮廃液貯蔵施設の管理区域解除まで	
廃溶媒貯蔵場(WS)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 		廃溶媒貯蔵場の管理区域解除まで	
スラッジ貯蔵場(LW)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 		スラッジ貯蔵場の管理区域解除まで	
第二スラッジ貯蔵場(LW2)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 		第二スラッジ貯蔵場の管理区域解除まで	
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (24/201)				
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
低放射性濃縮廃液貯蔵施設(LWSF)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 	<ul style="list-style-type: none"> 建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないこと。 	低放射性濃縮廃液貯蔵施設の管理区域解除まで	
廃溶媒貯蔵場(WS)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 		廃溶媒貯蔵場の管理区域解除まで	
スラッジ貯蔵場(LW)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 		スラッジ貯蔵場の管理区域解除まで	
第二スラッジ貯蔵場(LW2)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 		第二スラッジ貯蔵場の管理区域解除まで	
				性能維持施設の追加に伴う表番号の変更記載の適正化

変更箇所を  又は  で示す。

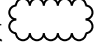
変更前		変更後		変更理由
令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書				
<p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (25/163)</p>				
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
焼却施設 (IF)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないこと。	焼却施設の管理区域解除まで	
第一付属排気筒	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 廃棄施設(排気機能) 		排気元の建家の管理区域解除まで	
中間開閉所	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 津波による損傷の防止機能 		供給先の建家の管理区域解除まで	
第二中間開閉所	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 津波による損傷の防止機能 		供給先の建家の管理区域解除まで	
排水モニタ室	地震による損傷の防止機能		全ての建家の管理区域解除まで	
<p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (25/201)</p>				
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
焼却施設 (IF)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 	<ul style="list-style-type: none"> 建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないこと。 	焼却施設の管理区域解除まで	
第一付属排気筒	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 廃棄施設(排気機能) 		排気元の建家の管理区域解除まで	
中間開閉所	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 津波による損傷の防止機能 		供給先の建家の管理区域解除まで	
第二中間開閉所	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 津波による損傷の防止機能 		供給先の建家の管理区域解除まで	
排水モニタ室	地震による損傷の防止機能		全ての建家の管理区域解除まで	
				性能維持施設の追加に伴う表番号の変更記載の適正化

変更箇所を  又は  で示す。

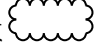
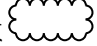
変 更 前	変 更 後	変更理由																								
<p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (26/201)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術開発棟</td> <td>自動火災報知設備</td> <td>・その他 (火災報知機能)</td> <td>ガラス固化技術開発施設 ガラス固化技術開発棟の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>熱感知カメラ</td> <td>・その他 (火災の検知機能)</td> <td>高放射性廃液のガラス固化完了まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">消火設備</td> <td>消火器</td> <td>・その他 (消火機能)</td> <td>ガラス固化技術開発施設 ガラス固化技術開発棟の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>消火栓(屋内・屋外)</td> <td>・その他 (消火機能)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>パッケージ型ハロゲン化物自動消火設備</td> <td>・その他 (消火機能)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常灯及び誘導灯</td> <td>・その他 (避難用照明機能)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	ガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術開発棟	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	ガラス固化技術開発施設 ガラス固化技術開発棟の管理区域解除まで	熱感知カメラ	・その他 (火災の検知機能)	高放射性廃液のガラス固化完了まで	消火設備	消火器	・その他 (消火機能)	ガラス固化技術開発施設 ガラス固化技術開発棟の管理区域解除まで	消火栓(屋内・屋外)	・その他 (消火機能)		パッケージ型ハロゲン化物自動消火設備	・その他 (消火機能)		非常灯及び誘導灯	・その他 (避難用照明機能)		<p>性能維持施設の追加に伴う見直し</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																							
ガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術開発棟	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	ガラス固化技術開発施設 ガラス固化技術開発棟の管理区域解除まで																							
	熱感知カメラ	・その他 (火災の検知機能)	高放射性廃液のガラス固化完了まで																							
消火設備	消火器	・その他 (消火機能)	ガラス固化技術開発施設 ガラス固化技術開発棟の管理区域解除まで																							
	消火栓(屋内・屋外)	・その他 (消火機能)																								
	パッケージ型ハロゲン化物自動消火設備	・その他 (消火機能)																								
	非常灯及び誘導灯	・その他 (避難用照明機能)																								

変更箇所を  又は  で示す。

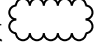
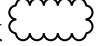
変 更 前	変 更 後	変更理由																
<p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (28/201)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術管理棟</td> <td>自動火災報知設備</td> <td>・その他 (火災報知機能)</td> <td rowspan="2">ガラス固化技術開発施設 ガラス固化技術管理棟 術開発棟の管理区域 解除まで</td> </tr> <tr> <td>消火設備</td> <td>・その他 (消火機能)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消火設備</td> <td>消火栓(屋内・屋外)</td> <td>・その他 (消火機能)</td> <td rowspan="2">ガラス固化技術開発施設 ガラス固化技術管理棟 術開発棟の管理区域 解除まで</td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td>・その他 (避難用照明機能)</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	ガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術管理棟	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	ガラス固化技術開発施設 ガラス固化技術管理棟 術開発棟の管理区域 解除まで	消火設備	・その他 (消火機能)	消火設備	消火栓(屋内・屋外)	・その他 (消火機能)	ガラス固化技術開発施設 ガラス固化技術管理棟 術開発棟の管理区域 解除まで	照明設備	・その他 (避難用照明機能)	<p>性能維持施設の追加に伴う見直し</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間															
ガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術管理棟	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	ガラス固化技術開発施設 ガラス固化技術管理棟 術開発棟の管理区域 解除まで															
	消火設備	・その他 (消火機能)																
消火設備	消火栓(屋内・屋外)	・その他 (消火機能)	ガラス固化技術開発施設 ガラス固化技術管理棟 術開発棟の管理区域 解除まで															
	照明設備	・その他 (避難用照明機能)																

変更箇所を  又は  で示す。

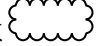
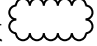
<p>変更前</p> <p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																
	<p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (29/201)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">クリプトン回収技術開発施設 (KR)</td> <td>自動火災報知設備</td> <td>・その他 (火災報知機能)</td> <td rowspan="2">クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>消火設備</td> <td>・その他 (消火機能)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">照明設備</td> <td>消火栓 (屋内・屋外)</td> <td>・その他 (消火機能)</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>非常灯及び誘導灯</td> <td>・非常灯及び誘導灯が点灯できること。</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	クリプトン回収技術開発施設 (KR)	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで	消火設備	・その他 (消火機能)	照明設備	消火栓 (屋内・屋外)	・その他 (消火機能)		非常灯及び誘導灯	・非常灯及び誘導灯が点灯できること。	<p>性能維持施設の追加に伴う見直し</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間															
クリプトン回収技術開発施設 (KR)	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで															
	消火設備	・その他 (消火機能)																
照明設備	消火栓 (屋内・屋外)	・その他 (消火機能)																
	非常灯及び誘導灯	・非常灯及び誘導灯が点灯できること。																

変更箇所を  又は  で示す。

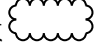
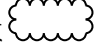
変 更 前	変 更 後	変更理由																									
<p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (30/201)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高放射毒性廃液貯蔵場 (HAW)</td> <td>自動火災報知設備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> その他 (火災報知機能) </td> <td>高放射毒性廃液貯蔵場の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>熱感知カメラ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> その他 (火災の検知機能) </td> <td>高放射毒性廃液のガラス固化完了まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">消火設備</td> <td>消火器</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> その他 (消火機能) </td> <td></td> </tr> <tr> <td>消火栓 (屋内・屋外)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> その他 (消火機能) </td> <td>高放射毒性廃液貯蔵場の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>パッケージ型ハロゲン化物自動消火設備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> その他 (消火機能) </td> <td></td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> その他 (避難用照明機能) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 非常灯及び誘導灯が点灯できること。 </td> <td>高放射毒性廃液貯蔵場の管理区域解除まで</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	高放射毒性廃液貯蔵場 (HAW)	自動火災報知設備	<ul style="list-style-type: none"> その他 (火災報知機能) 	高放射毒性廃液貯蔵場の管理区域解除まで	熱感知カメラ	<ul style="list-style-type: none"> その他 (火災の検知機能) 	高放射毒性廃液のガラス固化完了まで	消火設備	消火器	<ul style="list-style-type: none"> その他 (消火機能) 		消火栓 (屋内・屋外)	<ul style="list-style-type: none"> その他 (消火機能) 	高放射毒性廃液貯蔵場の管理区域解除まで	パッケージ型ハロゲン化物自動消火設備	<ul style="list-style-type: none"> その他 (消火機能) 		照明設備	<ul style="list-style-type: none"> その他 (避難用照明機能) 	<ul style="list-style-type: none"> 非常灯及び誘導灯が点灯できること。 	高放射毒性廃液貯蔵場の管理区域解除まで	<p>性能維持施設の追加に伴う見直し</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																								
高放射毒性廃液貯蔵場 (HAW)	自動火災報知設備	<ul style="list-style-type: none"> その他 (火災報知機能) 	高放射毒性廃液貯蔵場の管理区域解除まで																								
	熱感知カメラ	<ul style="list-style-type: none"> その他 (火災の検知機能) 	高放射毒性廃液のガラス固化完了まで																								
消火設備	消火器	<ul style="list-style-type: none"> その他 (消火機能) 																									
	消火栓 (屋内・屋外)	<ul style="list-style-type: none"> その他 (消火機能) 	高放射毒性廃液貯蔵場の管理区域解除まで																								
	パッケージ型ハロゲン化物自動消火設備	<ul style="list-style-type: none"> その他 (消火機能) 																									
照明設備	<ul style="list-style-type: none"> その他 (避難用照明機能) 	<ul style="list-style-type: none"> 非常灯及び誘導灯が点灯できること。 	高放射毒性廃液貯蔵場の管理区域解除まで																								

変更箇所を  又は  で示す。

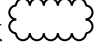
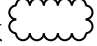
<p>変更前</p> <p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>												
	<p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (31/201)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">設備名称等</th> <th style="width: 25%;">要求される機能</th> <th style="width: 25%;">性能</th> <th style="width: 25%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>高放射性廃液貯蔵場 (HAW)</p> <p>予備ケーブル (火災防護における代替兼用)</p> </td> <td> <p>給電機能 (火災の影響軽減機能)</p> </td> <td> <p>・員数及び外観に異常がないこと。</p> </td> <td> <p>高放射性廃液のガラス固化完了まで</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>K-P3061/P3062 D-P3061/P3062 K-K63/K64 D-K63/K64 K-K463/K464 D-K463/K464 K-P8161/P8162 D-P8161/P8162 K-H81/H82 D-H81/H82 K-P761/P762 D-P761/P762 K-エアスニフア D-エアスニフア K-排気モニタ D-排気モニタ K-無停電電源装置 D-無停電電源装置 K-計装盤 D-計装盤</p> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	<p>高放射性廃液貯蔵場 (HAW)</p> <p>予備ケーブル (火災防護における代替兼用)</p>	<p>給電機能 (火災の影響軽減機能)</p>	<p>・員数及び外観に異常がないこと。</p>	<p>高放射性廃液のガラス固化完了まで</p>	<p>K-P3061/P3062 D-P3061/P3062 K-K63/K64 D-K63/K64 K-K463/K464 D-K463/K464 K-P8161/P8162 D-P8161/P8162 K-H81/H82 D-H81/H82 K-P761/P762 D-P761/P762 K-エアスニフア D-エアスニフア K-排気モニタ D-排気モニタ K-無停電電源装置 D-無停電電源装置 K-計装盤 D-計装盤</p>				<p>性能維持施設の追加に伴う見直し</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間											
<p>高放射性廃液貯蔵場 (HAW)</p> <p>予備ケーブル (火災防護における代替兼用)</p>	<p>給電機能 (火災の影響軽減機能)</p>	<p>・員数及び外観に異常がないこと。</p>	<p>高放射性廃液のガラス固化完了まで</p>											
<p>K-P3061/P3062 D-P3061/P3062 K-K63/K64 D-K63/K64 K-K463/K464 D-K463/K464 K-P8161/P8162 D-P8161/P8162 K-H81/H82 D-H81/H82 K-P761/P762 D-P761/P762 K-エアスニフア D-エアスニフア K-排気モニタ D-排気モニタ K-無停電電源装置 D-無停電電源装置 K-計装盤 D-計装盤</p>														

変更箇所を  又は  で示す。

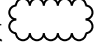
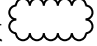
変 更 前	変 更 後	変更理由																
<p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (32/201)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ウラン脱硝施設(DN)</td> <td>自動火災報知設備</td> <td>・その他 (火災報知機能)</td> <td rowspan="2">ウラン脱硝施設の管 理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>消火設備</td> <td>・その他 (消火機能)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">照明設備</td> <td>消火栓(屋内・屋外)</td> <td>・その他 (消火機能)</td> <td rowspan="2">ウラン脱硝施設の管 理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>非常灯及び誘導灯</td> <td>・非常灯及び誘導灯が点灯でき ること。</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	ウラン脱硝施設(DN)	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	ウラン脱硝施設の管 理区域解除まで	消火設備	・その他 (消火機能)	照明設備	消火栓(屋内・屋外)	・その他 (消火機能)	ウラン脱硝施設の管 理区域解除まで	非常灯及び誘導灯	・非常灯及び誘導灯が点灯でき ること。	<p>性能維持施設の追加に伴う見直し</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間															
ウラン脱硝施設(DN)	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	ウラン脱硝施設の管 理区域解除まで															
	消火設備	・その他 (消火機能)																
照明設備	消火栓(屋内・屋外)	・その他 (消火機能)	ウラン脱硝施設の管 理区域解除まで															
	非常灯及び誘導灯	・非常灯及び誘導灯が点灯でき ること。																

変更箇所を  又は  で示す。

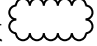
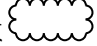
変 更 前	変 更 後	変更理由																				
<p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (33/201)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ウラン貯蔵所(UO3)</td> <td>自動火災報知設備</td> <td>・その他 (火災報知機能)</td> <td rowspan="2">ウラン貯蔵所の管理 区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>消火設備</td> <td>・その他 (消火機能)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消火設備</td> <td>消火栓(屋外)</td> <td>・その他 (消火機能)</td> <td rowspan="2">ウラン貯蔵所の管理 区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>非常灯及び誘導灯</td> <td>・非常灯及び誘導灯が点灯できること。</td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td>・その他 (避難用照明機能)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	ウラン貯蔵所(UO3)	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	ウラン貯蔵所の管理 区域解除まで	消火設備	・その他 (消火機能)	消火設備	消火栓(屋外)	・その他 (消火機能)	ウラン貯蔵所の管理 区域解除まで	非常灯及び誘導灯	・非常灯及び誘導灯が点灯できること。	照明設備	・その他 (避難用照明機能)			<p>性能維持施設の追加に伴う見直し</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																			
ウラン貯蔵所(UO3)	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	ウラン貯蔵所の管理 区域解除まで																			
	消火設備	・その他 (消火機能)																				
消火設備	消火栓(屋外)	・その他 (消火機能)	ウラン貯蔵所の管理 区域解除まで																			
	非常灯及び誘導灯	・非常灯及び誘導灯が点灯できること。																				
照明設備	・その他 (避難用照明機能)																					

変更箇所を  又は  で示す。

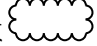
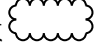
変 更 前	変 更 後	変更理由																							
<p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (34/201)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第二ウラン貯蔵所(2UO3)</td> <td>自動火災報知設備</td> <td>・その他 (火災報知機能)</td> <td rowspan="2">第二ウラン貯蔵所 管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>消火設備</td> <td>・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消火設備</td> <td>消火器</td> <td>・その他 (消火機能)</td> <td rowspan="2">第二ウラン貯蔵所 管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>消火栓(屋内・屋外)</td> <td>・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。</td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td>・その他 (避難用照明機能)</td> <td>・非常灯及び避難灯が点灯できること。</td> <td rowspan="2">第二ウラン貯蔵所 管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>非常灯及び避難灯</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	第二ウラン貯蔵所(2UO3)	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	第二ウラン貯蔵所 管理区域解除まで	消火設備	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。	消火設備	消火器	・その他 (消火機能)	第二ウラン貯蔵所 管理区域解除まで	消火栓(屋内・屋外)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。	照明設備	・その他 (避難用照明機能)	・非常灯及び避難灯が点灯できること。	第二ウラン貯蔵所 管理区域解除まで	非常灯及び避難灯			<p>性能維持施設の追加に伴う見直し</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																						
第二ウラン貯蔵所(2UO3)	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	第二ウラン貯蔵所 管理区域解除まで																						
	消火設備	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。																							
消火設備	消火器	・その他 (消火機能)	第二ウラン貯蔵所 管理区域解除まで																						
	消火栓(屋内・屋外)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。																							
照明設備	・その他 (避難用照明機能)	・非常灯及び避難灯が点灯できること。	第二ウラン貯蔵所 管理区域解除まで																						
非常灯及び避難灯																									

変更箇所を  又は  で示す。

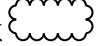
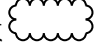
変 更 前	変 更 後	変更理由															
<p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (35/201)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第三ウラン貯蔵所(3UO3)</td> <td>自動火災報知設備</td> <td>・その他 (火災報知機能)</td> <td rowspan="2">第三ウラン貯蔵所の 管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>消火設備</td> <td>・消防火災報知設備 ・消火器 ・消火栓(屋内・屋外) ・非常灯及び誘導灯</td> <td>・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 ・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 ・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 ・非常灯及び誘導灯が点灯できること。</td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td>・その他 (避難用照明機能)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	第三ウラン貯蔵所(3UO3)	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	第三ウラン貯蔵所の 管理区域解除まで	消火設備	・消防火災報知設備 ・消火器 ・消火栓(屋内・屋外) ・非常灯及び誘導灯	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 ・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 ・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 ・非常灯及び誘導灯が点灯できること。	照明設備	・その他 (避難用照明機能)			<p>性能維持施設の追加に伴う見直し</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間														
第三ウラン貯蔵所(3UO3)	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	第三ウラン貯蔵所の 管理区域解除まで														
	消火設備	・消防火災報知設備 ・消火器 ・消火栓(屋内・屋外) ・非常灯及び誘導灯		・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 ・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 ・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 ・非常灯及び誘導灯が点灯できること。													
照明設備	・その他 (避難用照明機能)																

変更箇所を  又は  で示す。



変 更 前	変 更 後	変更理由																
<p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (36/201)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ブルトニウム転換技術開発施設(PCDF)</td> <td>自動火災報知設備</td> <td>・その他 (火災報知機能)</td> <td rowspan="2">ブルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>消火設備</td> <td>・その他 (消火機能)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">照明設備</td> <td>消火栓(屋内・屋外)</td> <td>・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>非常灯及び誘導灯</td> <td>・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 ・非常灯及び誘導灯が点灯できること。</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	ブルトニウム転換技術開発施設(PCDF)	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	ブルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで	消火設備	・その他 (消火機能)	照明設備	消火栓(屋内・屋外)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。		非常灯及び誘導灯	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 ・非常灯及び誘導灯が点灯できること。	<p>性能維持施設の追加に伴う見直し</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間															
ブルトニウム転換技術開発施設(PCDF)	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	ブルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで															
	消火設備	・その他 (消火機能)																
照明設備	消火栓(屋内・屋外)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。																
	非常灯及び誘導灯	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 ・非常灯及び誘導灯が点灯できること。																

変更箇所を  又は  で示す。

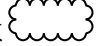
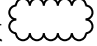
変 更 前	変 更 後	変更理由																
<p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (37/201)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">[除染場(DS)]</td> <td>自動火災報知設備</td> <td>・その他 (火災報知機能)</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 非常灯及び誘導灯が点灯できること。 </td> </tr> <tr> <td>消火設備</td> <td>・その他 (消火機能)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">[除染場(DS)]</td> <td>消火栓(屋内)</td> <td>・その他 (消火機能)</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 非常灯及び誘導灯が点灯できること。 </td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td>・その他 (避難用照明機能)</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	[除染場(DS)]	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	<ul style="list-style-type: none"> 消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 非常灯及び誘導灯が点灯できること。 	消火設備	・その他 (消火機能)	[除染場(DS)]	消火栓(屋内)	・その他 (消火機能)	<ul style="list-style-type: none"> 消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 非常灯及び誘導灯が点灯できること。 	照明設備	・その他 (避難用照明機能)	<p>性能維持施設の追加に伴う見直し</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間															
[除染場(DS)]	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	<ul style="list-style-type: none"> 消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 非常灯及び誘導灯が点灯できること。 															
	消火設備	・その他 (消火機能)																
[除染場(DS)]	消火栓(屋内)	・その他 (消火機能)	<ul style="list-style-type: none"> 消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 非常灯及び誘導灯が点灯できること。 															
	照明設備	・その他 (避難用照明機能)																

変更箇所を  又は  で示す。

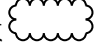
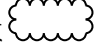
変更前	変更後	変更理由																																						
<p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (38/201)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">分離精製工場(MP)</td> <td style="text-align: center;">自動火災報知設備</td> <td>・その他 (火災報知機能)</td> <td>・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消火器</td> <td>・その他 (消火機能)</td> <td>・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消火栓(屋内・屋外)</td> <td>・その他 (消火機能)</td> <td>・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水噴霧消火設備</td> <td>・その他 (消火機能)</td> <td>・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">炭酸ガス消火設備</td> <td>・その他 (消火機能)</td> <td>・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">粉末消火設備</td> <td>・その他 (消火機能)</td> <td>・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">照明設備</td> <td>・その他 (避難用照明機能)</td> <td>・非常灯及び誘導灯が点灯できること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>分離精製工場の管理 区域解除まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>系統除染が完了するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>分離精製工場の管理 区域解除まで</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	分離精製工場(MP)	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。	消火器	・その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。	消火栓(屋内・屋外)	・その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。	水噴霧消火設備	・その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。	炭酸ガス消火設備	・その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。	粉末消火設備	・その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。	照明設備	・その他 (避難用照明機能)	・非常灯及び誘導灯が点灯できること。				分離精製工場の管理 区域解除まで				系統除染が完了するまで				分離精製工場の管理 区域解除まで	<p>性能維持施設の追加に伴う見直し</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																																					
分離精製工場(MP)	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。																																					
	消火器	・その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。																																					
	消火栓(屋内・屋外)	・その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。																																					
	水噴霧消火設備	・その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。																																					
	炭酸ガス消火設備	・その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。																																					
	粉末消火設備	・その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。																																					
	照明設備	・その他 (避難用照明機能)	・非常灯及び誘導灯が点灯できること。																																					
			分離精製工場の管理 区域解除まで																																					
			系統除染が完了するまで																																					
			分離精製工場の管理 区域解除まで																																					

変更箇所を  又は  で示す。

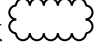
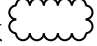
変 更 前	変 更 後	変更理由														
<p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (39/201)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">分析所(CB)</td> <td>自動火災報知設備</td> <td>・その他 (火災報知機能)</td> <td rowspan="2">分析所の管理区域解 除まで</td> </tr> <tr> <td>消火設備</td> <td>・消防火災報知設備 ・消火器 ・消火栓(屋内・屋外)</td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td>・その他 (避難用照明機能)</td> <td>・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 ・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 ・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 ・非常灯及び誘導灯が点灯できること。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	分析所(CB)	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	分析所の管理区域解 除まで	消火設備	・消防火災報知設備 ・消火器 ・消火栓(屋内・屋外)	照明設備	・その他 (避難用照明機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 ・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 ・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 ・非常灯及び誘導灯が点灯できること。		<p>性能維持施設の追加に伴う見直し</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間													
分析所(CB)	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	分析所の管理区域解 除まで													
	消火設備	・消防火災報知設備 ・消火器 ・消火栓(屋内・屋外)														
照明設備	・その他 (避難用照明機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 ・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 ・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 ・非常灯及び誘導灯が点灯できること。														

変更箇所を  又は  で示す。

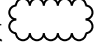
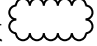
変 更 前	変 更 後	変更理由																
<p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (40/201)</p> <table border="1" data-bbox="1659 411 2089 1793"> <thead> <tr> <th>設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ユウテリイテイ施設(LUC)</td> <td>自動火災報知設備</td> <td>・その他 (火災報知機能)</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 非常灯及び誘導灯が点灯できること。 </td> </tr> <tr> <td>消火設備</td> <td>・その他 (消火機能)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">照明設備</td> <td>消火栓(屋内・屋外)</td> <td>・その他 (消火機能)</td> <td rowspan="2">供給先の建家の管理 区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>非常灯及び誘導灯</td> <td>・その他 (避難用照明機能)</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	ユウテリイテイ施設(LUC)	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	<ul style="list-style-type: none"> 消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 非常灯及び誘導灯が点灯できること。 	消火設備	・その他 (消火機能)	照明設備	消火栓(屋内・屋外)	・その他 (消火機能)	供給先の建家の管理 区域解除まで	非常灯及び誘導灯	・その他 (避難用照明機能)	<p>性能維持施設の追加に伴う見直し</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間															
ユウテリイテイ施設(LUC)	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	<ul style="list-style-type: none"> 消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 非常灯及び誘導灯が点灯できること。 															
	消火設備	・その他 (消火機能)																
照明設備	消火栓(屋内・屋外)	・その他 (消火機能)	供給先の建家の管理 区域解除まで															
	非常灯及び誘導灯	・その他 (避難用照明機能)																

変更箇所を  又は  で示す。

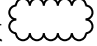
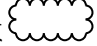
変 更 前	変 更 後	変更理由																				
<p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (41/201)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">資材庫</td> <td>自動火災報知設備</td> <td>・その他 (火災報知機能)</td> <td rowspan="2">供給先の建家の管理 区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>消火設備</td> <td>・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">照明設備</td> <td>消火器</td> <td>・その他 (消火機能)</td> <td rowspan="2">供給先の建家の管理 区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>消火栓(屋内・屋外)</td> <td>・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>非常灯及び誘導灯</td> <td>・その他 (避難用照明機能)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	資材庫	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	供給先の建家の管理 区域解除まで	消火設備	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。	照明設備	消火器	・その他 (消火機能)	供給先の建家の管理 区域解除まで	消火栓(屋内・屋外)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。		非常灯及び誘導灯	・その他 (避難用照明機能)		<p>性能維持施設の追加に伴う見直し</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																			
資材庫	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	供給先の建家の管理 区域解除まで																			
	消火設備	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。																				
照明設備	消火器	・その他 (消火機能)	供給先の建家の管理 区域解除まで																			
	消火栓(屋内・屋外)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。																				
	非常灯及び誘導灯	・その他 (避難用照明機能)																				

変更箇所を  又は  で示す。

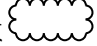
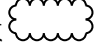
変 更 前	変 更 後	変更理由																
<p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (42/201)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高放射線性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS)</td> <td>自動火災報知設備</td> <td>・その他 (火災報知機能)</td> <td rowspan="2">高放射線性固体廃棄物貯蔵庫の管理区域 解除まで</td> </tr> <tr> <td>消火設備</td> <td>・その他 (消火機能)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">照明設備</td> <td>消火栓(屋外)</td> <td>・その他 (消火機能)</td> <td rowspan="2">高放射線性固体廃棄物貯蔵庫の管理区域 解除まで</td> </tr> <tr> <td>非常灯及び誘導灯</td> <td>・その他 (避難用照明機能)</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	高放射線性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS)	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	高放射線性固体廃棄物貯蔵庫の管理区域 解除まで	消火設備	・その他 (消火機能)	照明設備	消火栓(屋外)	・その他 (消火機能)	高放射線性固体廃棄物貯蔵庫の管理区域 解除まで	非常灯及び誘導灯	・その他 (避難用照明機能)	<p>性能維持施設の追加に伴う見直し</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間															
高放射線性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS)	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	高放射線性固体廃棄物貯蔵庫の管理区域 解除まで															
	消火設備	・その他 (消火機能)																
照明設備	消火栓(屋外)	・その他 (消火機能)	高放射線性固体廃棄物貯蔵庫の管理区域 解除まで															
	非常灯及び誘導灯	・その他 (避難用照明機能)																

変更箇所を  又は  で示す。

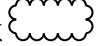
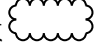
変 更 前	変 更 後	変更理由																
<p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (43/201)</p> <table border="1" data-bbox="1662 409 2092 1795"> <thead> <tr> <th>設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第二高放射性固体廃棄物 貯蔵施設 (2HASWS)</td> <td>自動火災報知設備</td> <td>・その他 (火災報知機能)</td> <td rowspan="2">第二高放射性固体 廃棄物貯蔵施設の管 理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>消火設備</td> <td>・その他 (消火機能)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消火設備</td> <td>消火栓(屋内・屋外)</td> <td>・その他 (消火機能)</td> <td rowspan="2">第二高放射性固体 廃棄物貯蔵施設の管 理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td>・その他 (避難用照明機 能)</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	第二高放射性固体廃棄物 貯蔵施設 (2HASWS)	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	第二高放射性固体 廃棄物貯蔵施設の管 理区域解除まで	消火設備	・その他 (消火機能)	消火設備	消火栓(屋内・屋外)	・その他 (消火機能)	第二高放射性固体 廃棄物貯蔵施設の管 理区域解除まで	照明設備	・その他 (避難用照明機 能)	<p>性能維持施設の追加に伴う見直し</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間															
第二高放射性固体廃棄物 貯蔵施設 (2HASWS)	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	第二高放射性固体 廃棄物貯蔵施設の管 理区域解除まで															
	消火設備	・その他 (消火機能)																
消火設備	消火栓(屋内・屋外)	・その他 (消火機能)	第二高放射性固体 廃棄物貯蔵施設の管 理区域解除まで															
	照明設備	・その他 (避難用照明機 能)																

変更箇所を  又は  で示す。

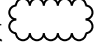
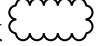
<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>																						
	<p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (44/201)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">設備名称等</th> <th style="width: 25%;">要求される機能</th> <th style="width: 25%;">性能</th> <th style="width: 25%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">アスファルト固化処理施設 (ASP)</td> <td>自動火災報知設備</td> <td>・その他 (火災報知機能)</td> <td rowspan="2">アスファルト固化処理施設の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>消火設備</td> <td>・その他 (消火機能)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消火設備</td> <td>消火器</td> <td>・その他 (消火機能)</td> <td rowspan="2">アスファルト固化処理施設の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>消火栓(屋内・屋外)</td> <td>・その他 (消火機能)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">照明設備</td> <td>水噴霧消火設備</td> <td>・その他 (消火機能)</td> <td rowspan="2">アスファルト固化処理施設の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>非常灯及び誘導灯</td> <td>・その他 (避難用照明機能)</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	アスファルト固化処理施設 (ASP)	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	アスファルト固化処理施設の管理区域解除まで	消火設備	・その他 (消火機能)	消火設備	消火器	・その他 (消火機能)	アスファルト固化処理施設の管理区域解除まで	消火栓(屋内・屋外)	・その他 (消火機能)	照明設備	水噴霧消火設備	・その他 (消火機能)	アスファルト固化処理施設の管理区域解除まで	非常灯及び誘導灯	・その他 (避難用照明機能)	<p>性能維持施設の追加に伴う見直し</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																					
アスファルト固化処理施設 (ASP)	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	アスファルト固化処理施設の管理区域解除まで																					
	消火設備	・その他 (消火機能)																						
消火設備	消火器	・その他 (消火機能)	アスファルト固化処理施設の管理区域解除まで																					
	消火栓(屋内・屋外)	・その他 (消火機能)																						
照明設備	水噴霧消火設備	・その他 (消火機能)	アスファルト固化処理施設の管理区域解除まで																					
	非常灯及び誘導灯	・その他 (避難用照明機能)																						

変更箇所を  又は  で示す。

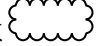
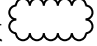
変 更 前	変 更 後	変更理由																					
<p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (45/201)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">設備名称等</th> <th style="width: 20%;">要求される機能</th> <th style="width: 20%;">性能</th> <th style="width: 35%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">アスファルト固化体貯蔵施設 (ASL)</td> <td>自動火災報知設備</td> <td>・その他 (火災報知機能)</td> <td>・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。</td> <td rowspan="5">アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>消火設備</td> <td>・その他 (消火機能)</td> <td>・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。</td> </tr> <tr> <td>消火栓(屋内・屋外)</td> <td>・その他 (消火機能)</td> <td>・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。</td> </tr> <tr> <td>水噴霧消火設備</td> <td>・その他 (消火機能)</td> <td>・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。</td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td>・その他 (避難用照明機能)</td> <td>・非常灯及び誘導灯が点灯できること。</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	アスファルト固化体貯蔵施設 (ASL)	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。	アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	消火設備	・その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。	消火栓(屋内・屋外)	・その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。	水噴霧消火設備	・その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。	照明設備	・その他 (避難用照明機能)	・非常灯及び誘導灯が点灯できること。	<p>性能維持施設の追加に伴う見直し</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																				
アスファルト固化体貯蔵施設 (ASL)	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。	アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで																			
	消火設備	・その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。																				
消火栓(屋内・屋外)	・その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。																					
水噴霧消火設備	・その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。																					
照明設備	・その他 (避難用照明機能)	・非常灯及び誘導灯が点灯できること。																					

変更箇所を  又は  で示す。

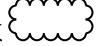
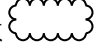
変 更 前	変 更 後	変更理由																				
<p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (46/201)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">設備名称等</th> <th style="width: 25%;">要求される機能</th> <th style="width: 25%;">性能</th> <th style="width: 25%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第二アスファルト固化体貯蔵施設(AS2)</td> <td style="text-align: center;">自動火災報知設備</td> <td style="text-align: center;">・その他 (火災報知機能)</td> <td>・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消火器</td> <td style="text-align: center;">・その他 (消火機能)</td> <td>・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消火栓(屋内・屋外)</td> <td style="text-align: center;">・その他 (消火機能)</td> <td>・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水噴霧消火設備</td> <td style="text-align: center;">・その他 (消火機能)</td> <td>・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">照明設備</td> <td style="text-align: center;">・その他 (避難用照明機能)</td> <td>・非常灯及び誘導灯が点灯できること。</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	第二アスファルト固化体貯蔵施設(AS2)	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。	消火器	・その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。	消火栓(屋内・屋外)	・その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。	水噴霧消火設備	・その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。	照明設備	・その他 (避難用照明機能)	・非常灯及び誘導灯が点灯できること。	<p>性能維持施設の追加に伴う見直し</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																			
第二アスファルト固化体貯蔵施設(AS2)	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。																			
	消火器	・その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。																			
	消火栓(屋内・屋外)	・その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。																			
	水噴霧消火設備	・その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。																			
	照明設備	・その他 (避難用照明機能)	・非常灯及び誘導灯が点灯できること。																			

変更箇所を  又は  で示す。

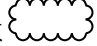
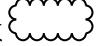
変 更 前	変 更 後	変更理由																
<p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (47/201)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第一低放射性固体廃棄物貯蔵場 (LLASWS)</td> <td>自動火災報知設備</td> <td>・その他 (火災報知機能)</td> <td rowspan="2">第一低放射性固体廃棄物貯蔵場の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>消火設備</td> <td>・その他 (消火機能)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">照明設備</td> <td>消火栓 (屋内・屋外)</td> <td>・その他 (消火機能)</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>非常灯及び誘導灯</td> <td>・その他 (避難用照明機能)</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	第一低放射性固体廃棄物貯蔵場 (LLASWS)	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	第一低放射性固体廃棄物貯蔵場の管理区域解除まで	消火設備	・その他 (消火機能)	照明設備	消火栓 (屋内・屋外)	・その他 (消火機能)		非常灯及び誘導灯	・その他 (避難用照明機能)	<p>性能維持施設の追加に伴う見直し</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間															
第一低放射性固体廃棄物貯蔵場 (LLASWS)	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	第一低放射性固体廃棄物貯蔵場の管理区域解除まで															
	消火設備	・その他 (消火機能)																
照明設備	消火栓 (屋内・屋外)	・その他 (消火機能)																
	非常灯及び誘導灯	・その他 (避難用照明機能)																

変更箇所を  又は  で示す。

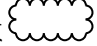
変 更 前	変 更 後	変更理由																				
<p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (48/201)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第二低放射核性固体廃棄物貯蔵場 (2LASWS)</td> <td>自動火災報知設備</td> <td>・その他 (火災報知機能)</td> <td rowspan="2">第二低放射核性固体廃棄物貯蔵場の管理 区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>消火設備</td> <td>・その他 (消火機能)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">照明設備</td> <td>消火器</td> <td>・その他 (消火機能)</td> <td rowspan="2">第二低放射核性固体廃棄物貯蔵場の管理 区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>消火栓 (屋外)</td> <td>・その他 (消火機能)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>非常灯及び誘導灯</td> <td>・その他 (避難用照明機能)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	第二低放射核性固体廃棄物貯蔵場 (2LASWS)	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	第二低放射核性固体廃棄物貯蔵場の管理 区域解除まで	消火設備	・その他 (消火機能)	照明設備	消火器	・その他 (消火機能)	第二低放射核性固体廃棄物貯蔵場の管理 区域解除まで	消火栓 (屋外)	・その他 (消火機能)		非常灯及び誘導灯	・その他 (避難用照明機能)		<p>性能維持施設の追加に伴う見直し</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																			
第二低放射核性固体廃棄物貯蔵場 (2LASWS)	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	第二低放射核性固体廃棄物貯蔵場の管理 区域解除まで																			
	消火設備	・その他 (消火機能)																				
照明設備	消火器	・その他 (消火機能)	第二低放射核性固体廃棄物貯蔵場の管理 区域解除まで																			
	消火栓 (屋外)	・その他 (消火機能)																				
	非常灯及び誘導灯	・その他 (避難用照明機能)																				

変更箇所を  又は  で示す。



<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>																							
	<p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (49/201)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 50%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> 廃棄物処理場(AAF) </td> <td style="text-align: center;">自動火災報知設備</td> <td style="text-align: center;"> ・その他 (火災報知機能) </td> <td> ・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消火器</td> <td style="text-align: center;"> ・その他 (消火機能) </td> <td> ・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消火栓(屋内・屋外)</td> <td style="text-align: center;"> ・その他 (消火機能) </td> <td> ・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水噴霧消火設備</td> <td style="text-align: center;"> ・その他 (消火機能) </td> <td> ・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">炭酸ガス消火設備</td> <td style="text-align: center;"> ・その他 (消火機能) </td> <td> ・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">照明設備</td> <td style="text-align: center;"> ・その他 (避難用照明機能) </td> <td> ・非常灯及び誘導灯が点灯できること。 </td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	廃棄物処理場(AAF)	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。	消火器	・その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。	消火栓(屋内・屋外)	・その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。	水噴霧消火設備	・その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。	炭酸ガス消火設備	・その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。	照明設備	・その他 (避難用照明機能)	・非常灯及び誘導灯が点灯できること。	<p>性能維持施設の追加に伴う見直し</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																						
廃棄物処理場(AAF)	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。																						
	消火器	・その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。																						
	消火栓(屋内・屋外)	・その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。																						
	水噴霧消火設備	・その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。																						
	炭酸ガス消火設備	・その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。																						
	照明設備	・その他 (避難用照明機能)	・非常灯及び誘導灯が点灯できること。																						

変更箇所を  又は  で示す。

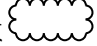
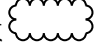
変 更 前	変 更 後	変更理由																				
<p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (50/201)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第二低放射性廃液蒸発処理施設(E)</td> <td>自動火災報知設備</td> <td>・その他 (火災報知機能)</td> <td rowspan="2">第二低放射性廃液蒸発処理施設の管理 区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>消火設備</td> <td>・その他 (消火機能)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消火設備</td> <td>消火栓</td> <td>・その他 (消火機能)</td> <td rowspan="2">第二低放射性廃液蒸発処理施設の管理 区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>消火栓(屋内)</td> <td>・その他 (消火機能)</td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td>非常灯及び誘導灯</td> <td>・非常灯及び誘導灯が点灯できること。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	第二低放射性廃液蒸発処理施設(E)	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	第二低放射性廃液蒸発処理施設の管理 区域解除まで	消火設備	・その他 (消火機能)	消火設備	消火栓	・その他 (消火機能)	第二低放射性廃液蒸発処理施設の管理 区域解除まで	消火栓(屋内)	・その他 (消火機能)	照明設備	非常灯及び誘導灯	・非常灯及び誘導灯が点灯できること。		<p>性能維持施設の追加に伴う見直し</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																			
第二低放射性廃液蒸発処理施設(E)	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	第二低放射性廃液蒸発処理施設の管理 区域解除まで																			
	消火設備	・その他 (消火機能)																				
消火設備	消火栓	・その他 (消火機能)	第二低放射性廃液蒸発処理施設の管理 区域解除まで																			
	消火栓(屋内)	・その他 (消火機能)																				
照明設備	非常灯及び誘導灯	・非常灯及び誘導灯が点灯できること。																				

変更箇所を  又は  で示す。

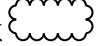
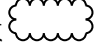
変 更 前	変 更 後	変更理由																
<p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (51/201)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第三低放射性廃液蒸発処理施設(2)</td> <td>自動火災報知設備</td> <td>・その他 (火災報知機能)</td> <td rowspan="2">第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>消火設備</td> <td>・その他 (消火機能)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消火設備</td> <td>消火栓(屋内・屋外)</td> <td>・その他 (消火機能)</td> <td rowspan="2">第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td>・その他 (避難用照明機能)</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	第三低放射性廃液蒸発処理施設(2)	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで	消火設備	・その他 (消火機能)	消火設備	消火栓(屋内・屋外)	・その他 (消火機能)	第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで	照明設備	・その他 (避難用照明機能)	<p>性能維持施設の追加に伴う見直し</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間															
第三低放射性廃液蒸発処理施設(2)	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで															
	消火設備	・その他 (消火機能)																
消火設備	消火栓(屋内・屋外)	・その他 (消火機能)	第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで															
	照明設備	・その他 (避難用照明機能)																

変更箇所を  又は  で示す。

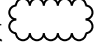
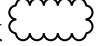
<p>変更前</p> <p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																
	<p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (52/201)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放出廃液油分除去施設 (C)</td> <td>自動火災報知設備</td> <td>・その他 (火災報知機能)</td> <td rowspan="2">放出廃液油分除去 施設の管理区域解除 まで</td> </tr> <tr> <td>消火設備</td> <td>・その他 (消火機能)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">照明設備</td> <td>消火栓(屋内・屋外)</td> <td>・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>非常灯及び誘導灯</td> <td>・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 ・非常灯及び誘導灯が点灯できること。</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	放出廃液油分除去施設 (C)	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	放出廃液油分除去 施設の管理区域解除 まで	消火設備	・その他 (消火機能)	照明設備	消火栓(屋内・屋外)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。		非常灯及び誘導灯	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 ・非常灯及び誘導灯が点灯できること。	<p>性能維持施設の追加に伴う見直し</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間															
放出廃液油分除去施設 (C)	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	放出廃液油分除去 施設の管理区域解除 まで															
	消火設備	・その他 (消火機能)																
照明設備	消火栓(屋内・屋外)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。																
	非常灯及び誘導灯	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 ・非常灯及び誘導灯が点灯できること。																

変更箇所を  又は  で示す。

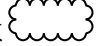
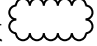
変 更 前	変 更 後	変更理由																							
<p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (53/201)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="1665 409 1703 619">設備名称等</th> <th data-bbox="1665 619 1703 940">要求される機能</th> <th data-bbox="1665 940 1703 1178">性能</th> <th data-bbox="1665 1178 1703 1608">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1703 409 1822 619">自動火災報知設備</td> <td data-bbox="1703 619 1822 940"> <ul style="list-style-type: none"> ・その他 (火災報知機能) </td> <td data-bbox="1703 940 1822 1178"> <ul style="list-style-type: none"> ・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 </td> <td data-bbox="1703 1178 1822 1608" rowspan="6"> 廃溶媒処理技術開発施設 廃施設の管理区域 除まで </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1822 409 1911 619">消火器</td> <td data-bbox="1822 619 1911 940"> <ul style="list-style-type: none"> ・その他 (消火機能) </td> <td data-bbox="1822 940 1911 1178"> <ul style="list-style-type: none"> ・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1911 409 2000 619">消火栓(屋内)</td> <td data-bbox="1911 619 2000 940"> <ul style="list-style-type: none"> ・その他 (消火機能) </td> <td data-bbox="1911 940 2000 1178"> <ul style="list-style-type: none"> ・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="2000 409 2089 619">水噴霧消火設備</td> <td data-bbox="2000 619 2089 940"> <ul style="list-style-type: none"> ・その他 (消火機能) </td> <td data-bbox="2000 940 2089 1178"> <ul style="list-style-type: none"> ・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="2089 409 2178 619">炭酸ガス消火設備</td> <td data-bbox="2089 619 2178 940"> <ul style="list-style-type: none"> ・その他 (消火機能) </td> <td data-bbox="2089 940 2178 1178"> <ul style="list-style-type: none"> ・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="2178 409 2273 619">照明設備</td> <td data-bbox="2178 619 2273 940"> <ul style="list-style-type: none"> ・その他 (避難用照明機能) </td> <td data-bbox="2178 940 2273 1178"> <ul style="list-style-type: none"> ・非常灯及び誘導灯が点灯できること。 </td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	自動火災報知設備	<ul style="list-style-type: none"> ・その他 (火災報知機能) 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 	廃溶媒処理技術開発施設 廃施設の管理区域 除まで	消火器	<ul style="list-style-type: none"> ・その他 (消火機能) 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 	消火栓(屋内)	<ul style="list-style-type: none"> ・その他 (消火機能) 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 	水噴霧消火設備	<ul style="list-style-type: none"> ・その他 (消火機能) 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 	炭酸ガス消火設備	<ul style="list-style-type: none"> ・その他 (消火機能) 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 	照明設備	<ul style="list-style-type: none"> ・その他 (避難用照明機能) 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常灯及び誘導灯が点灯できること。 	<p>性能維持施設の追加に伴う見直し</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																						
自動火災報知設備	<ul style="list-style-type: none"> ・その他 (火災報知機能) 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 	廃溶媒処理技術開発施設 廃施設の管理区域 除まで																						
消火器	<ul style="list-style-type: none"> ・その他 (消火機能) 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 																							
消火栓(屋内)	<ul style="list-style-type: none"> ・その他 (消火機能) 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 																							
水噴霧消火設備	<ul style="list-style-type: none"> ・その他 (消火機能) 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 																							
炭酸ガス消火設備	<ul style="list-style-type: none"> ・その他 (消火機能) 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 																							
照明設備	<ul style="list-style-type: none"> ・その他 (避難用照明機能) 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常灯及び誘導灯が点灯できること。 																							

変更箇所を  又は  で示す。

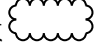
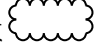
<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>																
	<p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (54/201)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">低放射性濃縮廃液貯蔵施設(LWSF)</td> <td>自動火災報知設備</td> <td>・その他 (火災報知機能)</td> <td rowspan="2">低放射性濃縮廃液貯蔵施設の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>消火設備</td> <td>・その他 (消火機能)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">照明設備</td> <td>消火栓(屋内・屋外)</td> <td>・その他 (消火機能)</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>非常灯及び誘導灯</td> <td>・非常灯及び誘導灯が点灯できること。</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	低放射性濃縮廃液貯蔵施設(LWSF)	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	低放射性濃縮廃液貯蔵施設の管理区域解除まで	消火設備	・その他 (消火機能)	照明設備	消火栓(屋内・屋外)	・その他 (消火機能)		非常灯及び誘導灯	・非常灯及び誘導灯が点灯できること。	<p>性能維持施設の追加に伴う見直し</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間															
低放射性濃縮廃液貯蔵施設(LWSF)	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	低放射性濃縮廃液貯蔵施設の管理区域解除まで															
	消火設備	・その他 (消火機能)																
照明設備	消火栓(屋内・屋外)	・その他 (消火機能)																
	非常灯及び誘導灯	・非常灯及び誘導灯が点灯できること。																

変更箇所を  又は  で示す。

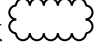
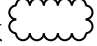
変 更 前	変 更 後	変更理由																								
<p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (55/201)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">設備名称等</th> <th style="width: 15%;">要求される機能</th> <th style="width: 15%;">性能</th> <th style="width: 50%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> 廃溶媒貯蔵場 (WS) 消火設備 </td> <td style="text-align: center;">自動火災報知設備</td> <td style="text-align: center;">・その他 (火災報知機能)</td> <td>・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消火器</td> <td style="text-align: center;">・その他 (消火機能)</td> <td>・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消火栓(屋内)</td> <td style="text-align: center;">・その他 (消火機能)</td> <td>・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水噴霧消火設備</td> <td style="text-align: center;">・その他 (消火機能)</td> <td>・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">炭酸ガス消火設備</td> <td style="text-align: center;">・その他 (消火機能)</td> <td>・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">照明設備</td> <td style="text-align: center;">・その他 (避難用照明機能)</td> <td>・非常灯及び誘導灯が点灯できること。</td> <td>廃溶媒貯蔵場の管理 区域解除まで</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	廃溶媒貯蔵場 (WS) 消火設備	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。	消火器	・その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。	消火栓(屋内)	・その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。	水噴霧消火設備	・その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。	炭酸ガス消火設備	・その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。	照明設備	・その他 (避難用照明機能)	・非常灯及び誘導灯が点灯できること。	廃溶媒貯蔵場の管理 区域解除まで	<p>性能維持施設の追加に伴う見直し</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																							
廃溶媒貯蔵場 (WS) 消火設備	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。																							
	消火器	・その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。																							
	消火栓(屋内)	・その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。																							
	水噴霧消火設備	・その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。																							
	炭酸ガス消火設備	・その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。																							
照明設備	・その他 (避難用照明機能)	・非常灯及び誘導灯が点灯できること。	廃溶媒貯蔵場の管理 区域解除まで																							

変更箇所を  又は  で示す。

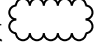
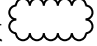
変 更 前	変 更 後	変更理由																		
<p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (56/201)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">スラッジ貯蔵場(LW)</td> <td>自動火災報知設備</td> <td>・その他 (火災報知機能)</td> <td rowspan="4">スラッジ貯蔵場の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>消火器</td> <td>・その他 (消火機能)</td> </tr> <tr> <td>水噴霧消火設備</td> <td>・その他 (消火機能)</td> </tr> <tr> <td>炭酸ガス消火設備</td> <td>・その他 (消火機能)</td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td>・その他 (避難用照明機能)</td> <td>・非常灯が点灯できること。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	スラッジ貯蔵場(LW)	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	スラッジ貯蔵場の管理区域解除まで	消火器	・その他 (消火機能)	水噴霧消火設備	・その他 (消火機能)	炭酸ガス消火設備	・その他 (消火機能)	照明設備	・その他 (避難用照明機能)	・非常灯が点灯できること。		<p>性能維持施設の追加に伴う見直し</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																	
スラッジ貯蔵場(LW)	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	スラッジ貯蔵場の管理区域解除まで																	
	消火器	・その他 (消火機能)																		
	水噴霧消火設備	・その他 (消火機能)																		
	炭酸ガス消火設備	・その他 (消火機能)																		
照明設備	・その他 (避難用照明機能)	・非常灯が点灯できること。																		

変更箇所を  又は  で示す。

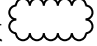
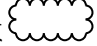
<p>変更前</p> <p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>																				
	<p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (57/201)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第二スラッシュ貯蔵場 (LW2)</td> <td>自動火災報知設備</td> <td>・その他 (火災報知機能)</td> <td rowspan="2">第二スラッシュ貯蔵場の管理区域解除までの管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>消火設備</td> <td>・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">照明設備</td> <td>消火器</td> <td>・その他 (消火機能)</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>消火栓(屋外)</td> <td>・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>非常灯及び避難灯</td> <td>・その他 (避難用照明機能)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	第二スラッシュ貯蔵場 (LW2)	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	第二スラッシュ貯蔵場の管理区域解除までの管理区域解除まで	消火設備	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。	照明設備	消火器	・その他 (消火機能)		消火栓(屋外)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。		非常灯及び避難灯	・その他 (避難用照明機能)		<p>性能維持施設の追加に伴う見直し</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																			
第二スラッシュ貯蔵場 (LW2)	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	第二スラッシュ貯蔵場の管理区域解除までの管理区域解除まで																			
	消火設備	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。																				
照明設備	消火器	・その他 (消火機能)																				
	消火栓(屋外)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。																				
	非常灯及び避難灯	・その他 (避難用照明機能)																				

変更箇所を  又は  で示す。


変 更 前	変 更 後	変更理由																							
<p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (58/201)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> 焼却施設(IF) 消火設備 </td> <td style="text-align: center;">自動火災報知設備</td> <td>・その他 (火災報知機能)</td> <td>・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消火器</td> <td>・その他 (消火機能)</td> <td>・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消火栓(屋内・屋外)</td> <td>・その他 (消火機能)</td> <td>・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水噴霧消火設備</td> <td>・その他 (消火機能)</td> <td>・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">炭酸ガス消火設備</td> <td>・その他 (消火機能)</td> <td>・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">照明設備</td> <td>・その他 (避難用照明機能)</td> <td>・非常灯及び誘導灯が点灯できること。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">焼却施設の管理区域 解除まで</p>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	焼却施設(IF) 消火設備	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。	消火器	・その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。	消火栓(屋内・屋外)	・その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。	水噴霧消火設備	・その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。	炭酸ガス消火設備	・その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。	照明設備	・その他 (避難用照明機能)	・非常灯及び誘導灯が点灯できること。	<p>性能維持施設の追加に伴う見直し</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																						
焼却施設(IF) 消火設備	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。																						
	消火器	・その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。																						
	消火栓(屋内・屋外)	・その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。																						
	水噴霧消火設備	・その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。																						
	炭酸ガス消火設備	・その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。																						
	照明設備	・その他 (避難用照明機能)	・非常灯及び誘導灯が点灯できること。																						

変更箇所を  又は  で示す。

変 更 前	変 更 後	変更理由																		
<p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (59/201)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中間閉鎖所</td> <td>自動火災報知設備</td> <td>・その他 (火災報知機能)</td> <td rowspan="2">供給先の建家の管理 区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>消火設備</td> <td>・消防火災報知設備 ・消火栓(屋外) ・非常灯及び誘導灯</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消火設備</td> <td>・消防火災報知設備 ・消火栓(屋内) ・非常灯及び誘導灯</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>照明設備</td> <td>・その他 (避難用照明機能)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	中間閉鎖所	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	供給先の建家の管理 区域解除まで	消火設備	・消防火災報知設備 ・消火栓(屋外) ・非常灯及び誘導灯		消火設備	・消防火災報知設備 ・消火栓(屋内) ・非常灯及び誘導灯			照明設備	・その他 (避難用照明機能)		<p>性能維持施設の追加に伴う見直し</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																	
中間閉鎖所	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	供給先の建家の管理 区域解除まで																	
	消火設備	・消防火災報知設備 ・消火栓(屋外) ・非常灯及び誘導灯																		
	消火設備	・消防火災報知設備 ・消火栓(屋内) ・非常灯及び誘導灯																		
	照明設備	・その他 (避難用照明機能)																		

変更箇所を  又は  で示す。

変 更 前	変 更 後	変更理由																						
<p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (60/201)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第二中間開閉所</td> <td>自動火災報知設備</td> <td>・その他 (火災報知機能)</td> <td rowspan="2">供給先の建家の管理 区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>消火設備</td> <td>・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消火器</td> <td>・その他 (消火機能)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>照明設備</td> <td>・その他 (避難用照明機能)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>非常灯及び誘導灯</td> <td>・非常灯及び誘導灯が点灯できること。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	第二中間開閉所	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	供給先の建家の管理 区域解除まで	消火設備	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。		消火器	・その他 (消火機能)			照明設備	・その他 (避難用照明機能)			非常灯及び誘導灯	・非常灯及び誘導灯が点灯できること。		<p>性能維持施設の追加に伴う見直し</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																					
第二中間開閉所	自動火災報知設備	・その他 (火災報知機能)	供給先の建家の管理 区域解除まで																					
	消火設備	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。																						
	消火器	・その他 (消火機能)																						
	照明設備	・その他 (避難用照明機能)																						
	非常灯及び誘導灯	・非常灯及び誘導灯が点灯できること。																						

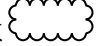
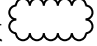
変更箇所を 又は  で示す。

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>												
	<p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (61/201)</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th data-bbox="1665 411 1703 621">設備名称等</th> <th data-bbox="1665 621 1703 940">要求される機能</th> <th data-bbox="1665 940 1703 1142">性能</th> <th data-bbox="1665 1142 1703 1318">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1703 411 1863 621">排水モニタ室</td> <td data-bbox="1703 621 1863 940">消火設備</td> <td data-bbox="1703 940 1863 1142"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 </td> <td data-bbox="1703 1142 1863 1318"> 全ての建家の管理区域解除まで </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1703 621 1863 940"></td> <td data-bbox="1703 940 1863 1142">消火器</td> <td data-bbox="1703 1142 1863 1318"> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他 (消火機能) </td> <td data-bbox="1703 1318 1863 1980"></td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	排水モニタ室	消火設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 	全ての建家の管理区域解除まで		消火器	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他 (消火機能) 		<p>性能維持施設の追加に伴う見直し</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間											
排水モニタ室	消火設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。 	全ての建家の管理区域解除まで											
	消火器	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他 (消火機能) 												

変更前		変更後		変更理由	
令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書					
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (26/163)					
分離精製工場 (MP)	浸水防止扉	MP-9	要求される機能 津波による損傷の防止機能	性能 ・浸水防止扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・浸水防止扉の水密ゴムパッキンに有害な傷、変形、劣化がないこと。 ・浸水防止扉を開閉させ、容易に開閉できること。	維持すべき期間 分離精製工場の管理区域解除まで
		MP-10			
		MP-11			
		MP-14			
		MP-15			
		MP-16			
		MP-7			
		MP-2			
		MP-17			
		MP-18			
		MP-19			
		MP-23			
		MP-1			
		MP-22			
MP-3					
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (62/201)					
分離精製工場 (MP)	浸水防止扉	MP-9	要求される機能 ・津波による損傷の防止機能	性能 ・浸水防止扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・浸水防止扉の水密ゴムパッキンに有害な傷、変形、劣化がないこと。 ・浸水防止扉を開閉させ、容易に開閉できること。	維持すべき期間 分離精製工場の管理区域解除まで
		MP-10			
		MP-11			
		MP-14			
		MP-15			
		MP-16			
		MP-7			
		MP-2			
		MP-17			
		MP-18			
		MP-19			
		MP-23			
		MP-1			
		MP-22			
MP-3					
性能維持施設の追加に伴う表番号の変更記載の適正化					

変更箇所を  又は  で示す。

変更前		変更後		変更理由
令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書				
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (27/163)				
設備名称等	MP-8	要求される機能	性能	維持すべき期間
	MP-32	津波による損傷の防止機能	<ul style="list-style-type: none"> ハッチ扉に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ハッチ扉のゴムパッキンに有害な傷、損傷及び劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下がないこと。 開閉に要する吊り具(フック、アイボルト等)が健全であること。 	分離精製工場の管理区域解除まで
ハッチ扉	<ul style="list-style-type: none"> 閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 閉止板と躯体壁のコーキング材に剥離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下がないこと。 			
分離精製工場(MP)	MP-12 MP-13 MP-6 MP-30 MP-4 MP-5 MP-20 MP-24			
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (63/201)				
設備名称等	MP-8	要求される機能	性能	維持すべき期間
	MP-32	津波による損傷の防止機能	<ul style="list-style-type: none"> ハッチ扉に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ハッチ扉のゴムパッキンに有害な傷、損傷及び劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下がないこと。 開閉に要する吊り具(フック、アイボルト等)が健全であること。 	分離精製工場の管理区域解除まで
ハッチ扉	<ul style="list-style-type: none"> 閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 閉止板と躯体壁のコーキング材に剥離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下がないこと。 			
分離精製工場(MP)	MP-12 MP-13 MP-6 MP-30 MP-4 MP-5 MP-20 MP-24			
		性能維持施設の追加に伴う表番号の変更記載の適正化		

変更箇所を  又は  で示す。

変更前	変更後	変更理由																				
<p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p> <p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (28/163)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">設備名称等</th> <th style="width: 20%;">要求される機能</th> <th style="width: 20%;">性能</th> <th style="width: 20%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">分離精製工場 (MP)</td> <td>閉止板 MP-25 MP-26 MP-27 MP-28 MP-29</td> <td rowspan="2">津波による損傷の防止機能</td> <td>閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 閉止板と躯体壁のコーキング材に剝離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。</td> </tr> <tr> <td>その他、延長ダクト等の浸水防止設備 MP-21 MP-31</td> <td>浸水防止設備(延長ダクト等)に有害な傷、損傷、変形等がないこと。 浸水防止設備(延長ダクト等)の付属品(固定ボルト等)に欠損、落下等がないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	分離精製工場 (MP)	閉止板 MP-25 MP-26 MP-27 MP-28 MP-29	津波による損傷の防止機能	閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 閉止板と躯体壁のコーキング材に剝離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。	その他、延長ダクト等の浸水防止設備 MP-21 MP-31	浸水防止設備(延長ダクト等)に有害な傷、損傷、変形等がないこと。 浸水防止設備(延長ダクト等)の付属品(固定ボルト等)に欠損、落下等がないこと。	<p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (64/201)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">設備名称等</th> <th style="width: 20%;">要求される機能</th> <th style="width: 20%;">性能</th> <th style="width: 20%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">分離精製工場 (MP)</td> <td>閉止板 MP-25 MP-26 MP-27 MP-28 MP-29</td> <td rowspan="2">津波による損傷の防止機能</td> <td>閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 閉止板と躯体壁のコーキング材に剝離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。</td> </tr> <tr> <td>その他、延長ダクト等の浸水防止設備 MP-21 MP-31</td> <td>浸水防止設備(延長ダクト等)に有害な傷、損傷、変形等がないこと。 浸水防止設備(延長ダクト等)の付属品(固定ボルト等)に欠損、落下等がないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	分離精製工場 (MP)	閉止板 MP-25 MP-26 MP-27 MP-28 MP-29	津波による損傷の防止機能	閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 閉止板と躯体壁のコーキング材に剝離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。	その他、延長ダクト等の浸水防止設備 MP-21 MP-31	浸水防止設備(延長ダクト等)に有害な傷、損傷、変形等がないこと。 浸水防止設備(延長ダクト等)の付属品(固定ボルト等)に欠損、落下等がないこと。	<p>性能維持施設の追加に伴う表番号の変更記載の適正化</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																			
分離精製工場 (MP)	閉止板 MP-25 MP-26 MP-27 MP-28 MP-29	津波による損傷の防止機能	閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 閉止板と躯体壁のコーキング材に剝離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。																			
	その他、延長ダクト等の浸水防止設備 MP-21 MP-31		浸水防止設備(延長ダクト等)に有害な傷、損傷、変形等がないこと。 浸水防止設備(延長ダクト等)の付属品(固定ボルト等)に欠損、落下等がないこと。																			
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																			
分離精製工場 (MP)	閉止板 MP-25 MP-26 MP-27 MP-28 MP-29	津波による損傷の防止機能	閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 閉止板と躯体壁のコーキング材に剝離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。																			
	その他、延長ダクト等の浸水防止設備 MP-21 MP-31		浸水防止設備(延長ダクト等)に有害な傷、損傷、変形等がないこと。 浸水防止設備(延長ダクト等)の付属品(固定ボルト等)に欠損、落下等がないこと。																			

変更箇所を  又は  で示す。

変更前	変更後	変更理由																				
<p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p> <p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (29/163)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">設備名称等</th> <th style="width: 20%;">要求される機能</th> <th style="width: 40%;">性能</th> <th style="width: 20%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高放射性廃液貯蔵場 (HAW)</td> <td>浸水防止扉 HAW-1 HAW-2 HAW-3 HAW-5</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水防止扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・浸水防止扉の水密ゴムパッキンに有害な傷、変形、劣化がないこと。 ・浸水防止扉を開閉させ、容易に開閉できること。 </td> <td rowspan="2">高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>閉止板 (盾式角落し) HAW-4</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・盾に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・支柱に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 </td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	浸水防止扉 HAW-1 HAW-2 HAW-3 HAW-5	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水防止扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・浸水防止扉の水密ゴムパッキンに有害な傷、変形、劣化がないこと。 ・浸水防止扉を開閉させ、容易に開閉できること。 	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで	閉止板 (盾式角落し) HAW-4	<ul style="list-style-type: none"> ・盾に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・支柱に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 	<p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (65/201)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">設備名称等</th> <th style="width: 20%;">要求される機能</th> <th style="width: 40%;">性能</th> <th style="width: 20%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高放射性廃液貯蔵場 (HAW)</td> <td>浸水防止扉 HAW-1 HAW-2 HAW-3 HAW-5</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水防止扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・浸水防止扉の水密ゴムパッキンに有害な傷、変形、劣化がないこと。 ・浸水防止扉を開閉させ、容易に開閉できること。 </td> <td rowspan="2">高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>閉止板 (盾式角落し) HAW-4</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・津波による損傷の防止機能 ・盾に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・支柱に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 </td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	浸水防止扉 HAW-1 HAW-2 HAW-3 HAW-5	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水防止扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・浸水防止扉の水密ゴムパッキンに有害な傷、変形、劣化がないこと。 ・浸水防止扉を開閉させ、容易に開閉できること。 	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで	閉止板 (盾式角落し) HAW-4	<ul style="list-style-type: none"> ・津波による損傷の防止機能 ・盾に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・支柱に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 	<p>性能維持施設の追加に伴う表番号の変更記載の適正化</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																			
高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	浸水防止扉 HAW-1 HAW-2 HAW-3 HAW-5	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水防止扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・浸水防止扉の水密ゴムパッキンに有害な傷、変形、劣化がないこと。 ・浸水防止扉を開閉させ、容易に開閉できること。 	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで																			
	閉止板 (盾式角落し) HAW-4	<ul style="list-style-type: none"> ・盾に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・支柱に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 																				
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																			
高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	浸水防止扉 HAW-1 HAW-2 HAW-3 HAW-5	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水防止扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・浸水防止扉の水密ゴムパッキンに有害な傷、変形、劣化がないこと。 ・浸水防止扉を開閉させ、容易に開閉できること。 	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで																			
	閉止板 (盾式角落し) HAW-4	<ul style="list-style-type: none"> ・津波による損傷の防止機能 ・盾に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・支柱に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 																				

変更前
令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (30/163)

設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間
プラトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	浸水防止扉 PCDF-1 PCDF-2 PCDF-5 PCDF-6 PCDF-7	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水防止扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・浸水防止扉の水密ゴムパッキンに有害な傷、変形、劣化がないこと。 ・浸水防止扉を開閉させ、容易に開閉できること。 	プラトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで
	ハッチ扉 PCDF-4	<ul style="list-style-type: none"> ・ハッチ扉に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・ハッチ扉のゴムパッキンに有害な傷、損傷及び劣化等がないこと、固定ボルトの欠損、落下がないこと。 ・開閉に要する吊り具(フック、アイボルト等)が健全であること。 	
	その他、延長ダクト等の浸水防止設備 PCDF-3	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水防止設備(延長ダクト等)に有害な傷、損傷、変形等がないこと。 ・浸水防止設備(延長ダクト等)の付属品(固定ボルト等)に欠損、落下等がないこと。 	

変更後

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (66/201)

設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間
プラトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	浸水防止扉 PCDF-1 PCDF-2 PCDF-5 PCDF-6 PCDF-7	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水防止扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・浸水防止扉の水密ゴムパッキンに有害な傷、変形、劣化がないこと。 ・浸水防止扉を開閉させ、容易に開閉できること。 	プラトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで
	ハッチ扉 PCDF-4	<ul style="list-style-type: none"> ・ハッチ扉に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・ハッチ扉のゴムパッキンに有害な傷、損傷及び劣化等がないこと、固定ボルトの欠損、落下がないこと。 ・開閉に要する吊り具(フック、アイボルト等)が健全であること。 	
	その他、延長ダクト等の浸水防止設備 PCDF-3	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水防止設備(延長ダクト等)に有害な傷、損傷、変形等がないこと。 ・浸水防止設備(延長ダクト等)の付属品(固定ボルト等)に欠損、落下等がないこと。 	

変更理由
性能維持施設の追加に伴う表番号の変更記載の適正化

変更箇所を  又は  で示す。

変更前	変更後	変更理由																																																																																																																
<p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p> <p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (31/163)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">設備名称等</th> <th style="width: 20%;">要求される機能</th> <th style="width: 20%;">性能</th> <th style="width: 20%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガラス固化技術開発施設(TVF)</td> <td>津波による損傷の防止機能</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水防止扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・浸水防止扉の水密ゴムパッキンに有害な傷、変形、劣化がないこと。 ・浸水防止扉を開閉させ、容易に開閉できること。 </td> <td>ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>浸水防止扉</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>開発棟 1(電動)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>開発棟 2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>開発棟 3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>開発棟 4(電動)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>開発棟 6</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>開発棟 7</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>開発棟 10</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理棟 1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理棟 3(電動)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理棟 5</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理棟 8(横引)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	ガラス固化技術開発施設(TVF)	津波による損傷の防止機能	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水防止扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・浸水防止扉の水密ゴムパッキンに有害な傷、変形、劣化がないこと。 ・浸水防止扉を開閉させ、容易に開閉できること。 	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	浸水防止扉				開発棟 1(電動)				開発棟 2				開発棟 3				開発棟 4(電動)				開発棟 6				開発棟 7				開発棟 10				管理棟 1				管理棟 3(電動)				管理棟 5				管理棟 8(横引)				<p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (67/201)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">設備名称等</th> <th style="width: 20%;">要求される機能</th> <th style="width: 20%;">性能</th> <th style="width: 20%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガラス固化技術開発施設(TVF)</td> <td>津波による損傷の防止機能</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水防止扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・浸水防止扉の水密ゴムパッキンに有害な傷、変形、劣化がないこと。 ・浸水防止扉を開閉させ、容易に開閉できること。 </td> <td>ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>浸水防止扉</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>開発棟 1(電動)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>開発棟 2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>開発棟 3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>開発棟 4(電動)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>開発棟 6</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>開発棟 7</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>開発棟 10</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理棟 1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理棟 3(電動)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理棟 5</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理棟 8(横引)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	ガラス固化技術開発施設(TVF)	津波による損傷の防止機能	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水防止扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・浸水防止扉の水密ゴムパッキンに有害な傷、変形、劣化がないこと。 ・浸水防止扉を開閉させ、容易に開閉できること。 	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	浸水防止扉				開発棟 1(電動)				開発棟 2				開発棟 3				開発棟 4(電動)				開発棟 6				開発棟 7				開発棟 10				管理棟 1				管理棟 3(電動)				管理棟 5				管理棟 8(横引)				<p>性能維持施設の追加に伴う表番号の変更記載の適正化</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																																																																																																															
ガラス固化技術開発施設(TVF)	津波による損傷の防止機能	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水防止扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・浸水防止扉の水密ゴムパッキンに有害な傷、変形、劣化がないこと。 ・浸水防止扉を開閉させ、容易に開閉できること。 	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで																																																																																																															
浸水防止扉																																																																																																																		
開発棟 1(電動)																																																																																																																		
開発棟 2																																																																																																																		
開発棟 3																																																																																																																		
開発棟 4(電動)																																																																																																																		
開発棟 6																																																																																																																		
開発棟 7																																																																																																																		
開発棟 10																																																																																																																		
管理棟 1																																																																																																																		
管理棟 3(電動)																																																																																																																		
管理棟 5																																																																																																																		
管理棟 8(横引)																																																																																																																		
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																																																																																																															
ガラス固化技術開発施設(TVF)	津波による損傷の防止機能	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水防止扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・浸水防止扉の水密ゴムパッキンに有害な傷、変形、劣化がないこと。 ・浸水防止扉を開閉させ、容易に開閉できること。 	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで																																																																																																															
浸水防止扉																																																																																																																		
開発棟 1(電動)																																																																																																																		
開発棟 2																																																																																																																		
開発棟 3																																																																																																																		
開発棟 4(電動)																																																																																																																		
開発棟 6																																																																																																																		
開発棟 7																																																																																																																		
開発棟 10																																																																																																																		
管理棟 1																																																																																																																		
管理棟 3(電動)																																																																																																																		
管理棟 5																																																																																																																		
管理棟 8(横引)																																																																																																																		


変更前		変更後		変更理由
令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書				
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (32/163)				
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
ガラス固化技術開発施設 (TVF)	閉止板	<ul style="list-style-type: none"> 閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 閉止板固定ボルトの欠損、落下のないこと。 	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	
	閉止板(盾式角落し)	<ul style="list-style-type: none"> 盾に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 支柱に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 		
	その他、延長ダクト等の浸水防止設備	<ul style="list-style-type: none"> 浸水防止設備(延長ダクト等)に有害な傷、損傷、変形等がないこと。 浸水防止設備(延長ダクト等)の付属品(固定ボルト等)に欠損、落下等がないこと。 		
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (68/201)				
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
ガラス固化技術開発施設 (TVF)	閉止板	<ul style="list-style-type: none"> 閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 閉止板固定ボルトの欠損、落下のないこと。 	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	
	閉止板(盾式角落し)	<ul style="list-style-type: none"> 盾に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 支柱に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 		
	その他、延長ダクト等の浸水防止設備	<ul style="list-style-type: none"> 浸水防止設備(延長ダクト等)に有害な傷、損傷、変形等がないこと。 浸水防止設備(延長ダクト等)の付属品(固定ボルト等)に欠損、落下等がないこと。 		
				性能維持施設の追加に伴う表番号の変更記載の適正化

変更箇所を  又は  で示す。

変更前		変更後		変更理由
令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書				
<p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (34/163)</p>				
中間開閉所	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間
	浸水防止扉	中開-扉1 中開-扉2 中開-扉3 中開-扉4 中開-扉5	津波による損傷の防止機能	<ul style="list-style-type: none"> 扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 扉の水密ゴムパッキンに有害な傷、変形、劣化がないこと。 扉を開閉させ、容易に開閉できること。
中間開閉所	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間
	閉止板	中開-壁1 中開-壁2 中開-壁3 中開-壁4 中開-窓1 中開-窓2 中開-窓3 中開-窓4 中開-窓5	津波による損傷の防止機能	<ul style="list-style-type: none"> 閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 閉止板と躯体壁のコーキング材に剝離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。
<p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (70/201)</p>				
中間開閉所	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間
	浸水防止扉	中開-扉1 中開-扉2 中開-扉3 中開-扉4 中開-扉5	津波による損傷の防止機能	<ul style="list-style-type: none"> 扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 扉の水密ゴムパッキンに有害な傷、変形、劣化がないこと。 扉を開閉させ、容易に開閉できること。
中間開閉所	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間
	閉止板	中開-壁1 中開-壁2 中開-壁3 中開-壁4 中開-窓1 中開-窓2 中開-窓3 中開-窓4 中開-窓5	津波による損傷の防止機能	<ul style="list-style-type: none"> 閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 閉止板と躯体壁のコーキング材に剝離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。
性能維持施設の追加に伴う表番号の変更記載の適正化				

変更箇所を  又は  で示す。

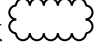
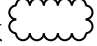
変更前	変更後	変更理由																
<p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p> <p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (35/163)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 20%;">要求される機能</th> <th style="width: 30%;">性能</th> <th style="width: 35%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中間開閉所 閉止板</td> <td>津波による損傷の防止機能</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・閉止板と躯体壁のコーキング材に剥離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。 </td> <td>供給先の建家の管理区域解除まで</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	中間開閉所 閉止板	津波による損傷の防止機能	<ul style="list-style-type: none"> ・閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・閉止板と躯体壁のコーキング材に剥離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。 	供給先の建家の管理区域解除まで	<p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (71/201)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 20%;">要求される機能</th> <th style="width: 30%;">性能</th> <th style="width: 35%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中間開閉所 閉止板</td> <td>津波による損傷の防止機能</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・閉止板と躯体壁のコーキング材に剥離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。 </td> <td>供給先の建家の管理区域解除まで</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	中間開閉所 閉止板	津波による損傷の防止機能	<ul style="list-style-type: none"> ・閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・閉止板と躯体壁のコーキング材に剥離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。 	供給先の建家の管理区域解除まで	<p>性能維持施設の追加に伴う表番号の変更記載の適正化</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間															
中間開閉所 閉止板	津波による損傷の防止機能	<ul style="list-style-type: none"> ・閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・閉止板と躯体壁のコーキング材に剥離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。 	供給先の建家の管理区域解除まで															
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間															
中間開閉所 閉止板	津波による損傷の防止機能	<ul style="list-style-type: none"> ・閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・閉止板と躯体壁のコーキング材に剥離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。 	供給先の建家の管理区域解除まで															

変更箇所を 又は  で示す。

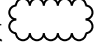
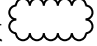
変 更 前	変 更 後	変更理由																
<p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p> <p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (36/163)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">設備名称等</th> <th style="width: 20%;">要求される機能</th> <th style="width: 40%;">性能</th> <th style="width: 20%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中間開閉所 閉止板</td> <td>中間-共同溝 1 中間-共同溝 2 中間-共同溝 3 中間-配管 津波による損傷の防止機能</td> <td>・閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・閉止板と躯体壁のコーキング材に剥離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。</td> <td>供給先の建家の管理区域解除まで</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	中間開閉所 閉止板	中間-共同溝 1 中間-共同溝 2 中間-共同溝 3 中間-配管 津波による損傷の防止機能	・閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・閉止板と躯体壁のコーキング材に剥離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。	供給先の建家の管理区域解除まで	<p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (72/201)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">設備名称等</th> <th style="width: 20%;">要求される機能</th> <th style="width: 40%;">性能</th> <th style="width: 20%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中間開閉所 閉止板</td> <td>中間-共同溝 1 中間-共同溝 2 中間-共同溝 3 中間-配管 津波による損傷の防止機能</td> <td>・閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・閉止板と躯体壁のコーキング材に剥離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。</td> <td>供給先の建家の管理区域解除まで</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	中間開閉所 閉止板	中間-共同溝 1 中間-共同溝 2 中間-共同溝 3 中間-配管 津波による損傷の防止機能	・閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・閉止板と躯体壁のコーキング材に剥離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。	供給先の建家の管理区域解除まで	<p>性能維持施設の追加に伴う表番号の変更記載の適正化</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間															
中間開閉所 閉止板	中間-共同溝 1 中間-共同溝 2 中間-共同溝 3 中間-配管 津波による損傷の防止機能	・閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・閉止板と躯体壁のコーキング材に剥離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。	供給先の建家の管理区域解除まで															
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間															
中間開閉所 閉止板	中間-共同溝 1 中間-共同溝 2 中間-共同溝 3 中間-配管 津波による損傷の防止機能	・閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・閉止板と躯体壁のコーキング材に剥離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。	供給先の建家の管理区域解除まで															

変更箇所を  又は  で示す。

変更前	変更後	変更理由																								
<p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p> <p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (37/163)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第二中間 開閉所</td> <td>浸水防止扉 閉止板</td> <td>二中間-扉 1 二中間-扉 2 二中間-扉 3 二中間-扉 4 二中間-扉 5 二中間-壁 1 二中間-壁 2 二中間-壁 3</td> <td>津波による損傷の防止機能</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 扉の水密ゴムパッキンに有害な傷、変形、劣化がないこと。 扉を開閉させ、容易に開閉できること。 閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 閉止板と躯体壁のコーキング材に剝離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。 </td> <td>供給先の建家の管理区域解除時まで</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	第二中間 開閉所	浸水防止扉 閉止板	二中間-扉 1 二中間-扉 2 二中間-扉 3 二中間-扉 4 二中間-扉 5 二中間-壁 1 二中間-壁 2 二中間-壁 3	津波による損傷の防止機能			<ul style="list-style-type: none"> 扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 扉の水密ゴムパッキンに有害な傷、変形、劣化がないこと。 扉を開閉させ、容易に開閉できること。 閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 閉止板と躯体壁のコーキング材に剝離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。 	供給先の建家の管理区域解除時まで	<p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (73/201)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第二中間 開閉所</td> <td>浸水防止扉 閉止板</td> <td>二中間-扉 1 二中間-扉 2 二中間-扉 3 二中間-扉 4 二中間-扉 5 二中間-壁 1 二中間-壁 2 二中間-壁 3</td> <td>津波による損傷の防止機能</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 扉の水密ゴムパッキンに有害な傷、変形、劣化がないこと。 扉を開閉させ、容易に開閉できること。 閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 閉止板と躯体壁のコーキング材に剝離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。 </td> <td>供給先の建家の管理区域解除時まで</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	第二中間 開閉所	浸水防止扉 閉止板	二中間-扉 1 二中間-扉 2 二中間-扉 3 二中間-扉 4 二中間-扉 5 二中間-壁 1 二中間-壁 2 二中間-壁 3	津波による損傷の防止機能			<ul style="list-style-type: none"> 扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 扉の水密ゴムパッキンに有害な傷、変形、劣化がないこと。 扉を開閉させ、容易に開閉できること。 閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 閉止板と躯体壁のコーキング材に剝離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。 	供給先の建家の管理区域解除時まで	<p>性能維持施設の追加に伴う表番号の変更記載の適正化</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																							
第二中間 開閉所	浸水防止扉 閉止板	二中間-扉 1 二中間-扉 2 二中間-扉 3 二中間-扉 4 二中間-扉 5 二中間-壁 1 二中間-壁 2 二中間-壁 3	津波による損傷の防止機能																							
		<ul style="list-style-type: none"> 扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 扉の水密ゴムパッキンに有害な傷、変形、劣化がないこと。 扉を開閉させ、容易に開閉できること。 閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 閉止板と躯体壁のコーキング材に剝離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。 	供給先の建家の管理区域解除時まで																							
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																							
第二中間 開閉所	浸水防止扉 閉止板	二中間-扉 1 二中間-扉 2 二中間-扉 3 二中間-扉 4 二中間-扉 5 二中間-壁 1 二中間-壁 2 二中間-壁 3	津波による損傷の防止機能																							
		<ul style="list-style-type: none"> 扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 扉の水密ゴムパッキンに有害な傷、変形、劣化がないこと。 扉を開閉させ、容易に開閉できること。 閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 閉止板と躯体壁のコーキング材に剝離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。 	供給先の建家の管理区域解除時まで																							

変更箇所を  又は  で示す。

変 更 前	変 更 後	変更理由																								
<p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p> <p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (38/163)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">設備名称等</th> <th style="width: 20%;">要求される機能</th> <th style="width: 40%;">性能</th> <th style="width: 20%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第二中間 開閉所</td> <td>閉止板</td> <td>二中間-壁 4 二中間-窓 1 二中間-窓 2 二中間-窓 3 二中間-窓 4 二中間-給気口 1 二中間-給気口 2 二中間-給気口 3</td> <td>供給先建家の管理区域 解除まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>津波による損傷の防止 機能</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 閉止板と躯体壁のコーキング材に剥離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	第二中間 開閉所	閉止板	二中間-壁 4 二中間-窓 1 二中間-窓 2 二中間-窓 3 二中間-窓 4 二中間-給気口 1 二中間-給気口 2 二中間-給気口 3	供給先建家の管理区域 解除まで		津波による損傷の防止 機能	<ul style="list-style-type: none"> 閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 閉止板と躯体壁のコーキング材に剥離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。 		<p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (74/201)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">設備名称等</th> <th style="width: 20%;">要求される機能</th> <th style="width: 40%;">性能</th> <th style="width: 20%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第二中間 開閉所</td> <td>閉止板</td> <td>二中間-壁 4 二中間-窓 1 二中間-窓 2 二中間-窓 3 二中間-窓 4 二中間-給気口 1 二中間-給気口 2 二中間-給気口 3</td> <td>供給先建家の管理区域 解除まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>津波による損傷の防 止機能</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 閉止板と躯体壁のコーキング材に剥離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	第二中間 開閉所	閉止板	二中間-壁 4 二中間-窓 1 二中間-窓 2 二中間-窓 3 二中間-窓 4 二中間-給気口 1 二中間-給気口 2 二中間-給気口 3	供給先建家の管理区域 解除まで		津波による損傷の防 止機能	<ul style="list-style-type: none"> 閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 閉止板と躯体壁のコーキング材に剥離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。 		<p>性能維持施設の追加に伴う表番号の変更記載の適正化</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																							
第二中間 開閉所	閉止板	二中間-壁 4 二中間-窓 1 二中間-窓 2 二中間-窓 3 二中間-窓 4 二中間-給気口 1 二中間-給気口 2 二中間-給気口 3	供給先建家の管理区域 解除まで																							
	津波による損傷の防止 機能	<ul style="list-style-type: none"> 閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 閉止板と躯体壁のコーキング材に剥離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。 																								
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																							
第二中間 開閉所	閉止板	二中間-壁 4 二中間-窓 1 二中間-窓 2 二中間-窓 3 二中間-窓 4 二中間-給気口 1 二中間-給気口 2 二中間-給気口 3	供給先建家の管理区域 解除まで																							
	津波による損傷の防 止機能	<ul style="list-style-type: none"> 閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 閉止板と躯体壁のコーキング材に剥離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。 																								

変更箇所を  又は  で示す。

変更前		変更後		変更理由
令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書				
<p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (39/163)</p>				
第二中間 開閉所	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間
	閉止板	津波による損傷の防止機能	<ul style="list-style-type: none"> 閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 閉止板と躯体壁のコーキング材に剥離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。 	供給先の建家の管理区域解除まで
	二中間-給気口 4 二中間-ガフリ 1 二中間-ガフリ 2 二中間-ガフリ 3 二中間-換気扇 1 二中間-換気扇 2 二中間-換気扇 3 二中間-換気扇 4			
<p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (75/201)</p>				
第二中間 開閉所	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間
	閉止板	津波による損傷の防止機能	<ul style="list-style-type: none"> 閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 閉止板と躯体壁のコーキング材に剥離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。 	供給先の建家の管理区域解除まで
	二中間-給気口 4 二中間-ガフリ 1 二中間-ガフリ 2 二中間-ガフリ 3 二中間-換気扇 1 二中間-換気扇 2 二中間-換気扇 3 二中間-換気扇 4			
性能維持施設の追加に伴う表番号の変更記載の適正化				



変更箇所を  又は  で示す。

変更前	変更後	変更理由																				
<p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p> <p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (40/163)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">設備名称等</th> <th style="width: 20%;">要求される機能</th> <th style="width: 20%;">性能</th> <th style="width: 20%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第二中間 開閉所</td> <td>閉止板</td> <td>二中間-排水口 1 二中間-排水口 2 二中間-排水口 3 二中間-共同溝 1 二中間-共同溝 2 二中間-共同溝 3 二中間-配管</td> <td>津波による損傷の防止機能</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・ 閉止板と躯体壁のコーキング材に剝離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。 </td> <td>供給先の建家の管理区域解除まで</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	第二中間 開閉所	閉止板	二中間-排水口 1 二中間-排水口 2 二中間-排水口 3 二中間-共同溝 1 二中間-共同溝 2 二中間-共同溝 3 二中間-配管	津波による損傷の防止機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・ 閉止板と躯体壁のコーキング材に剝離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。 	供給先の建家の管理区域解除まで	<p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (76/201)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">設備名称等</th> <th style="width: 20%;">要求される機能</th> <th style="width: 20%;">性能</th> <th style="width: 20%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第二中間 開閉所</td> <td>閉止板</td> <td>二中間-排水口 1 二中間-排水口 2 二中間-排水口 3 二中間-共同溝 1 二中間-共同溝 2 二中間-共同溝 3 二中間-配管</td> <td>津波による損傷の防止機能</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・ 閉止板と躯体壁のコーキング材に剝離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。 </td> <td>供給先の建家の管理区域解除まで</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	第二中間 開閉所	閉止板	二中間-排水口 1 二中間-排水口 2 二中間-排水口 3 二中間-共同溝 1 二中間-共同溝 2 二中間-共同溝 3 二中間-配管	津波による損傷の防止機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・ 閉止板と躯体壁のコーキング材に剝離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。 	供給先の建家の管理区域解除まで	<p>性能維持施設の追加に伴う表番号の変更記載の適正化</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																			
第二中間 開閉所	閉止板	二中間-排水口 1 二中間-排水口 2 二中間-排水口 3 二中間-共同溝 1 二中間-共同溝 2 二中間-共同溝 3 二中間-配管	津波による損傷の防止機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・ 閉止板と躯体壁のコーキング材に剝離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。 	供給先の建家の管理区域解除まで																	
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																			
第二中間 開閉所	閉止板	二中間-排水口 1 二中間-排水口 2 二中間-排水口 3 二中間-共同溝 1 二中間-共同溝 2 二中間-共同溝 3 二中間-配管	津波による損傷の防止機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・ 閉止板と躯体壁のコーキング材に剝離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。 	供給先の建家の管理区域解除まで																	

変更前		変更後		変更理由																	
令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書																					
<p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (41/163)</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高放射性廃液貯蔵場 (HAW), ガラス固化技術開発施設 (TVF)</td> <td>津波漂流物防護槽</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 構築物の機能・性能に影響を与えないこと。 構築物の機能・性能に影響を与えないこと。 外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。 </td> <td rowspan="2">高放射性廃液のガラス固化完了及びガラス固化体保管ピットに貯蔵しているガラス固化体の搬出完了 (又は崩壊熱による発熱量が低減し強制空冷が不要となる時期) まで</td> </tr> <tr> <td>スイング式ゲート</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガラス固化技術開発施設 (TVF)</td> <td>津波漂流物防護槽 (西側・引き波防護対策)</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 津波による損傷の防止機能 (津波漂流物の影響防止) 津波による損傷の防止機能 (津波漂流物の影響防止) 津波による損傷の防止機能 (津波漂流物の影響防止) </td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>屋外監視カメラ</td> </tr> <tr> <td>ガラス固化技術開発施設で共用</td> <td>X-共-屋外監視カメラ-001</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	高放射性廃液貯蔵場 (HAW), ガラス固化技術開発施設 (TVF)	津波漂流物防護槽	<ul style="list-style-type: none"> 構築物の機能・性能に影響を与えないこと。 構築物の機能・性能に影響を与えないこと。 外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。 	高放射性廃液のガラス固化完了及びガラス固化体保管ピットに貯蔵しているガラス固化体の搬出完了 (又は崩壊熱による発熱量が低減し強制空冷が不要となる時期) まで	スイング式ゲート	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	津波漂流物防護槽 (西側・引き波防護対策)	<ul style="list-style-type: none"> 津波による損傷の防止機能 (津波漂流物の影響防止) 津波による損傷の防止機能 (津波漂流物の影響防止) 津波による損傷の防止機能 (津波漂流物の影響防止) 		屋外監視カメラ	ガラス固化技術開発施設で共用	X-共-屋外監視カメラ-001					
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																		
高放射性廃液貯蔵場 (HAW), ガラス固化技術開発施設 (TVF)	津波漂流物防護槽	<ul style="list-style-type: none"> 構築物の機能・性能に影響を与えないこと。 構築物の機能・性能に影響を与えないこと。 外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。 	高放射性廃液のガラス固化完了及びガラス固化体保管ピットに貯蔵しているガラス固化体の搬出完了 (又は崩壊熱による発熱量が低減し強制空冷が不要となる時期) まで																		
	スイング式ゲート																				
ガラス固化技術開発施設 (TVF)	津波漂流物防護槽 (西側・引き波防護対策)	<ul style="list-style-type: none"> 津波による損傷の防止機能 (津波漂流物の影響防止) 津波による損傷の防止機能 (津波漂流物の影響防止) 津波による損傷の防止機能 (津波漂流物の影響防止) 																			
	屋外監視カメラ																				
ガラス固化技術開発施設で共用	X-共-屋外監視カメラ-001																				
<p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (77/201)</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高放射性廃液貯蔵場 (HAW), ガラス固化技術開発施設 (TVF)</td> <td>津波漂流物防護槽</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 構築物の機能・性能に影響を与えないこと。 構築物の機能・性能に影響を与えないこと。 外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。 </td> <td rowspan="2">高放射性廃液のガラス固化完了及びガラス固化体保管ピットに保管しているガラス固化体の搬出完了 (又は崩壊熱による発熱量が低減し強制空冷が不要となる時期) まで</td> </tr> <tr> <td>スイング式ゲート</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガラス固化技術開発施設 (TVF)</td> <td>津波漂流物防護槽 (西側・引き波防護対策)</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 津波による損傷の防止機能 (津波漂流物の影響防止) 津波による損傷の防止機能 (津波漂流物の影響防止) 津波による損傷の防止機能 (潮上状況の監視) </td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>屋外監視カメラ</td> </tr> <tr> <td>ガラス固化技術開発施設で共用</td> <td>X 共 屋外監視カメラ-001</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	高放射性廃液貯蔵場 (HAW), ガラス固化技術開発施設 (TVF)	津波漂流物防護槽	<ul style="list-style-type: none"> 構築物の機能・性能に影響を与えないこと。 構築物の機能・性能に影響を与えないこと。 外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。 	高放射性廃液のガラス固化完了及びガラス固化体保管ピットに保管しているガラス固化体の搬出完了 (又は崩壊熱による発熱量が低減し強制空冷が不要となる時期) まで	スイング式ゲート	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	津波漂流物防護槽 (西側・引き波防護対策)	<ul style="list-style-type: none"> 津波による損傷の防止機能 (津波漂流物の影響防止) 津波による損傷の防止機能 (津波漂流物の影響防止) 津波による損傷の防止機能 (潮上状況の監視) 		屋外監視カメラ	ガラス固化技術開発施設で共用	X 共 屋外監視カメラ-001					性能維持施設の追加に伴う表番号の変更記載の適正化
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																		
高放射性廃液貯蔵場 (HAW), ガラス固化技術開発施設 (TVF)	津波漂流物防護槽	<ul style="list-style-type: none"> 構築物の機能・性能に影響を与えないこと。 構築物の機能・性能に影響を与えないこと。 外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。 	高放射性廃液のガラス固化完了及びガラス固化体保管ピットに保管しているガラス固化体の搬出完了 (又は崩壊熱による発熱量が低減し強制空冷が不要となる時期) まで																		
	スイング式ゲート																				
ガラス固化技術開発施設 (TVF)	津波漂流物防護槽 (西側・引き波防護対策)	<ul style="list-style-type: none"> 津波による損傷の防止機能 (津波漂流物の影響防止) 津波による損傷の防止機能 (津波漂流物の影響防止) 津波による損傷の防止機能 (潮上状況の監視) 																			
	屋外監視カメラ																				
ガラス固化技術開発施設で共用	X 共 屋外監視カメラ-001																				

変更箇所を  又は  で示す。

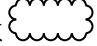
変更前	変更後	変更理由																																																																								
<p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p> <p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (42/163)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 25%;">要求される機能</th> <th style="width: 25%;">性能</th> <th style="width: 35%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">高放射性廃液貯蔵場(HAW)</td> <td>防護板 HP-1 防護板 HP-2 防護板 HP-3 防護板 HP-4 防護板 HP-5 防護板 HP-6 防護板 HP-7 防護板 HP-8 防護板 HP-9 防護板 HP-10</td> <td>・ 竜巻による損傷の防止機能</td> <td>・ 防護板等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。</td> <td rowspan="10">高放射性廃液のガラス固化完了まで</td> </tr> <tr> <td>防護板</td> <td>・ 竜巻による損傷の防止機能</td> <td>・ 防護板等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。</td> </tr> <tr> <td>防護フード</td> <td>・ 竜巻による損傷の防止機能</td> <td>・ 防護フード等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。</td> </tr> <tr> <td>防護扉</td> <td>・ 竜巻による損傷の防止機能</td> <td>・ 防護扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防護フード HH-1</td> <td>・ 防護フード等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防護扉 HD-1</td> <td>・ 防護扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防護扉 HD-2</td> <td>・ 防護扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防護フード HH-1</td> <td>・ 防護フード等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防護扉 HD-1</td> <td>・ 防護扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防護扉 HD-2</td> <td>・ 防護扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	高放射性廃液貯蔵場(HAW)	防護板 HP-1 防護板 HP-2 防護板 HP-3 防護板 HP-4 防護板 HP-5 防護板 HP-6 防護板 HP-7 防護板 HP-8 防護板 HP-9 防護板 HP-10	・ 竜巻による損傷の防止機能	・ 防護板等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。	高放射性廃液のガラス固化完了まで	防護板	・ 竜巻による損傷の防止機能	・ 防護板等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。	防護フード	・ 竜巻による損傷の防止機能	・ 防護フード等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。	防護扉	・ 竜巻による損傷の防止機能	・ 防護扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。		防護フード HH-1	・ 防護フード等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。		防護扉 HD-1	・ 防護扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。		防護扉 HD-2	・ 防護扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。		防護フード HH-1	・ 防護フード等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。		防護扉 HD-1	・ 防護扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。		防護扉 HD-2	・ 防護扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。	<p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (78/201)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">設備名称等</th> <th style="width: 25%;">要求される機能</th> <th style="width: 25%;">性能</th> <th style="width: 35%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">高放射性廃液貯蔵場(HAW)</td> <td>防護板 HP-1 防護板 HP-2 防護板 HP-3 防護板 HP-4 防護板 HP-5 防護板 HP-6 防護板 HP-7 防護板 HP-8 防護板 HP-9 防護板 HP-10</td> <td>・ 竜巻による損傷の防止機能</td> <td>・ 防護板等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。</td> <td rowspan="10">高放射性廃液のガラス固化完了まで</td> </tr> <tr> <td>防護板</td> <td>・ 竜巻による損傷の防止機能</td> <td>・ 防護板等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。</td> </tr> <tr> <td>防護扉</td> <td>・ 竜巻による損傷の防止機能</td> <td>・ 防護扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防護フード HH-1</td> <td>・ 防護フード等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防護扉 HD-1</td> <td>・ 防護扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防護扉 HD-2</td> <td>・ 防護扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防護フード HH-1</td> <td>・ 防護フード等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防護扉 HD-1</td> <td>・ 防護扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防護扉 HD-2</td> <td>・ 防護扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防護フード HH-1</td> <td>・ 防護フード等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	高放射性廃液貯蔵場(HAW)	防護板 HP-1 防護板 HP-2 防護板 HP-3 防護板 HP-4 防護板 HP-5 防護板 HP-6 防護板 HP-7 防護板 HP-8 防護板 HP-9 防護板 HP-10	・ 竜巻による損傷の防止機能	・ 防護板等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。	高放射性廃液のガラス固化完了まで	防護板	・ 竜巻による損傷の防止機能	・ 防護板等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。	防護扉	・ 竜巻による損傷の防止機能	・ 防護扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。		防護フード HH-1	・ 防護フード等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。		防護扉 HD-1	・ 防護扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。		防護扉 HD-2	・ 防護扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。		防護フード HH-1	・ 防護フード等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。		防護扉 HD-1	・ 防護扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。		防護扉 HD-2	・ 防護扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。		防護フード HH-1	・ 防護フード等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。	<p>性能維持施設の追加に伴う表番号の変更記載の適正化</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																																																																							
高放射性廃液貯蔵場(HAW)	防護板 HP-1 防護板 HP-2 防護板 HP-3 防護板 HP-4 防護板 HP-5 防護板 HP-6 防護板 HP-7 防護板 HP-8 防護板 HP-9 防護板 HP-10	・ 竜巻による損傷の防止機能	・ 防護板等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。	高放射性廃液のガラス固化完了まで																																																																						
	防護板	・ 竜巻による損傷の防止機能	・ 防護板等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。																																																																							
	防護フード	・ 竜巻による損傷の防止機能	・ 防護フード等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。																																																																							
	防護扉	・ 竜巻による損傷の防止機能	・ 防護扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。																																																																							
		防護フード HH-1	・ 防護フード等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。																																																																							
		防護扉 HD-1	・ 防護扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。																																																																							
		防護扉 HD-2	・ 防護扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。																																																																							
		防護フード HH-1	・ 防護フード等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。																																																																							
		防護扉 HD-1	・ 防護扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。																																																																							
		防護扉 HD-2	・ 防護扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。																																																																							
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																																																																							
高放射性廃液貯蔵場(HAW)	防護板 HP-1 防護板 HP-2 防護板 HP-3 防護板 HP-4 防護板 HP-5 防護板 HP-6 防護板 HP-7 防護板 HP-8 防護板 HP-9 防護板 HP-10	・ 竜巻による損傷の防止機能	・ 防護板等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。	高放射性廃液のガラス固化完了まで																																																																						
	防護板	・ 竜巻による損傷の防止機能	・ 防護板等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。																																																																							
	防護扉	・ 竜巻による損傷の防止機能	・ 防護扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。																																																																							
		防護フード HH-1	・ 防護フード等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。																																																																							
		防護扉 HD-1	・ 防護扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。																																																																							
		防護扉 HD-2	・ 防護扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。																																																																							
		防護フード HH-1	・ 防護フード等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。																																																																							
		防護扉 HD-1	・ 防護扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。																																																																							
		防護扉 HD-2	・ 防護扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。																																																																							
		防護フード HH-1	・ 防護フード等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。																																																																							

変更箇所を  又は  で示す。

変更前	変更後	変更理由																								
<p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p> <p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (43/163)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">設備名称等</th> <th style="width: 20%;">要求される機能</th> <th style="width: 20%;">性能</th> <th style="width: 40%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術開発棟</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 竜巻による損傷の防止機能 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 防護板等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 </td> <td>高放射性廃液のガラス固化完了及びびびガラス固化体保管ピットに貯蔵しているガラス固化体の搬出完了(又は崩壊熱による発熱量が低減し強制空冷が不要となる時期)まで</td> </tr> <tr> <td>防護板 TP-1 防護板 TP-2 防護板 TP-3 防護板 TP-4 防護板 TP-5 防護板 TP-6 防護板 TP-7 防護板 TP-8 防護板 TP-9 防護板 TP-10 防護板 TP-11 防護板 TP-12 防護板 TP-13 防護板 TP-14 防護板 TP-15 防護板 TP-16 防護板 TP-17 防護板 TP-18 防護板 TP-19 防護板 TP-20 防護板 TP-21 防護板 TP-22</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	ガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術開発棟	<ul style="list-style-type: none"> 竜巻による損傷の防止機能 	<ul style="list-style-type: none"> 防護板等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 	高放射性廃液のガラス固化完了及びびびガラス固化体保管ピットに貯蔵しているガラス固化体の搬出完了(又は崩壊熱による発熱量が低減し強制空冷が不要となる時期)まで	防護板 TP-1 防護板 TP-2 防護板 TP-3 防護板 TP-4 防護板 TP-5 防護板 TP-6 防護板 TP-7 防護板 TP-8 防護板 TP-9 防護板 TP-10 防護板 TP-11 防護板 TP-12 防護板 TP-13 防護板 TP-14 防護板 TP-15 防護板 TP-16 防護板 TP-17 防護板 TP-18 防護板 TP-19 防護板 TP-20 防護板 TP-21 防護板 TP-22				<p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (79/201)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">設備名称等</th> <th style="width: 20%;">要求される機能</th> <th style="width: 20%;">性能</th> <th style="width: 40%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術開発棟</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 竜巻による損傷の防止機能 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 防護板等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 </td> <td>高放射性廃液のガラス固化完了及びびびガラス固化体保管ピットに保管しているガラス固化体の搬出完了(又は崩壊熱による発熱量が低減し強制空冷が不要となる時期)まで</td> </tr> <tr> <td>防護板 TP-1 防護板 TP-2 防護板 TP-3 防護板 TP-4 防護板 TP-5 防護板 TP-6 防護板 TP-7 防護板 TP-8 防護板 TP-9 防護板 TP-10 防護板 TP-11 防護板 TP-12 防護板 TP-13 防護板 TP-14 防護板 TP-15 防護板 TP-16 防護板 TP-17 防護板 TP-18 防護板 TP-19 防護板 TP-20 防護板 TP-21 防護板 TP-22</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	ガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術開発棟	<ul style="list-style-type: none"> 竜巻による損傷の防止機能 	<ul style="list-style-type: none"> 防護板等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 	高放射性廃液のガラス固化完了及びびびガラス固化体保管ピットに保管しているガラス固化体の搬出完了(又は崩壊熱による発熱量が低減し強制空冷が不要となる時期)まで	防護板 TP-1 防護板 TP-2 防護板 TP-3 防護板 TP-4 防護板 TP-5 防護板 TP-6 防護板 TP-7 防護板 TP-8 防護板 TP-9 防護板 TP-10 防護板 TP-11 防護板 TP-12 防護板 TP-13 防護板 TP-14 防護板 TP-15 防護板 TP-16 防護板 TP-17 防護板 TP-18 防護板 TP-19 防護板 TP-20 防護板 TP-21 防護板 TP-22				<p>性能維持施設の追加に伴う表番号の変更記載の適正化</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																							
ガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術開発棟	<ul style="list-style-type: none"> 竜巻による損傷の防止機能 	<ul style="list-style-type: none"> 防護板等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 	高放射性廃液のガラス固化完了及びびびガラス固化体保管ピットに貯蔵しているガラス固化体の搬出完了(又は崩壊熱による発熱量が低減し強制空冷が不要となる時期)まで																							
防護板 TP-1 防護板 TP-2 防護板 TP-3 防護板 TP-4 防護板 TP-5 防護板 TP-6 防護板 TP-7 防護板 TP-8 防護板 TP-9 防護板 TP-10 防護板 TP-11 防護板 TP-12 防護板 TP-13 防護板 TP-14 防護板 TP-15 防護板 TP-16 防護板 TP-17 防護板 TP-18 防護板 TP-19 防護板 TP-20 防護板 TP-21 防護板 TP-22																										
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																							
ガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術開発棟	<ul style="list-style-type: none"> 竜巻による損傷の防止機能 	<ul style="list-style-type: none"> 防護板等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 	高放射性廃液のガラス固化完了及びびびガラス固化体保管ピットに保管しているガラス固化体の搬出完了(又は崩壊熱による発熱量が低減し強制空冷が不要となる時期)まで																							
防護板 TP-1 防護板 TP-2 防護板 TP-3 防護板 TP-4 防護板 TP-5 防護板 TP-6 防護板 TP-7 防護板 TP-8 防護板 TP-9 防護板 TP-10 防護板 TP-11 防護板 TP-12 防護板 TP-13 防護板 TP-14 防護板 TP-15 防護板 TP-16 防護板 TP-17 防護板 TP-18 防護板 TP-19 防護板 TP-20 防護板 TP-21 防護板 TP-22																										

変更箇所を  又は  で示す。

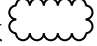
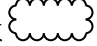
変更前	変更後	変更理由																						
<p>令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書</p> <p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (44/163)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防護屏</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 竜巻による損傷の防止機能 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 防護屏等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 </td> <td rowspan="2">高放射性廃液のガラス固化完了及びびガラス固化体保管ピットに貯蔵しているガラス固化体の搬出完了(又は崩壊熱による発熱量が低減し強制空冷が不要となる時期)まで</td> </tr> <tr> <td>ガラス固化技術開発施設(TVF) ガラス固化技術開発棟</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 竜巻による損傷の防止機能 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 防護フード等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 </td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	防護屏	<ul style="list-style-type: none"> 竜巻による損傷の防止機能 	<ul style="list-style-type: none"> 防護屏等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 	高放射性廃液のガラス固化完了及びびガラス固化体保管ピットに貯蔵しているガラス固化体の搬出完了(又は崩壊熱による発熱量が低減し強制空冷が不要となる時期)まで	ガラス固化技術開発施設(TVF) ガラス固化技術開発棟	<ul style="list-style-type: none"> 竜巻による損傷の防止機能 	<ul style="list-style-type: none"> 防護フード等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 	<p style="text-align: center;">表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (80/201)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防護屏</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 竜巻による損傷の防止機能 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 防護屏等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 </td> <td rowspan="2">高放射性廃液のガラス固化完了及びびガラス固化体保管ピットに貯蔵しているガラス固化体の搬出完了(又は崩壊熱による発熱量が低減し強制空冷が不要となる時期)まで</td> </tr> <tr> <td>ガラス固化技術開発施設(TVF) ガラス固化技術開発棟</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 竜巻による損傷の防止機能 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 防護フード等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 </td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	防護屏	<ul style="list-style-type: none"> 竜巻による損傷の防止機能 	<ul style="list-style-type: none"> 防護屏等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 	高放射性廃液のガラス固化完了及びびガラス固化体保管ピットに貯蔵しているガラス固化体の搬出完了(又は崩壊熱による発熱量が低減し強制空冷が不要となる時期)まで	ガラス固化技術開発施設(TVF) ガラス固化技術開発棟	<ul style="list-style-type: none"> 竜巻による損傷の防止機能 	<ul style="list-style-type: none"> 防護フード等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 	<p>性能維持施設の追加に伴う表番号の変更記載の適正化</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																					
防護屏	<ul style="list-style-type: none"> 竜巻による損傷の防止機能 	<ul style="list-style-type: none"> 防護屏等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 	高放射性廃液のガラス固化完了及びびガラス固化体保管ピットに貯蔵しているガラス固化体の搬出完了(又は崩壊熱による発熱量が低減し強制空冷が不要となる時期)まで																					
ガラス固化技術開発施設(TVF) ガラス固化技術開発棟	<ul style="list-style-type: none"> 竜巻による損傷の防止機能 	<ul style="list-style-type: none"> 防護フード等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 																						
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																					
防護屏	<ul style="list-style-type: none"> 竜巻による損傷の防止機能 	<ul style="list-style-type: none"> 防護屏等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 	高放射性廃液のガラス固化完了及びびガラス固化体保管ピットに貯蔵しているガラス固化体の搬出完了(又は崩壊熱による発熱量が低減し強制空冷が不要となる時期)まで																					
ガラス固化技術開発施設(TVF) ガラス固化技術開発棟	<ul style="list-style-type: none"> 竜巻による損傷の防止機能 	<ul style="list-style-type: none"> 防護フード等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 																						

変更箇所を 又は  で示す。

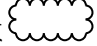
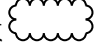
変 更 前		変 更 後		変更理由				
令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書								
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (46/163)								
設備名称等	γ-1	要求される機能	性能	維持すべき期間				
	γ-2							
分離精製工場 (MP)	γ-3	放射線管理施設 (放射線測定機能)	<ul style="list-style-type: none"> 感度及び指示精度が正常であること。 警報が正常に作動すること。 	分離精製工場の管理区域解除まで				
	γ-4							
	γ-5							
	γ-6							
	γ-7							
	γ-8							
	γ-9							
	γ-10							
	γ-11							
	γ-12							
	γ-13							
	γ-14							
	γ-15							
	γ-16							
	表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (82/201)							
	設備名称等				γ-1	要求される機能	性能	維持すべき期間
γ-2								
分離精製工場 (MP)	γ-3	放射線管理施設 (放射線測定機能)	<ul style="list-style-type: none"> 感度及び指示精度が正常であること。 警報が正常に作動すること。 	分離精製工場の管理区域解除まで				
	γ-4							
	γ-5							
	γ-6							
	γ-7							
	γ-8							
	γ-9							
	γ-10							
	γ-11							
	γ-12							
	γ-13							
	γ-14							
	γ-15							
	γ-16							
	性能維持施設の追加に伴う表番号の変更記載の適正化							

変更箇所を  又は  で示す。

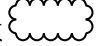
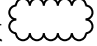
変更前		変更後		変更理由				
令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書								
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (47/163)								
設備名称等	γ-17	要求される機能	性能	維持すべき期間				
	γ-18							
分離精製工場 (MP)	γ-19	放射線管理施設 (放射線測定機能)	<ul style="list-style-type: none"> 感度及び指示精度が正常であること。 警報が正常に作動すること。 	分離精製工場の管理区域解除まで				
	γ-20							
	γ-21							
	γ-22							
	γ-23							
	γ-24							
	γ-25							
	γ-26							
	γ-27							
	γ-28							
	γ-29							
	γ-30							
	γ-31							
	γ-32							
	表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (83/201)							
	設備名称等				γ-17	要求される機能	性能	維持すべき期間
γ-18								
分離精製工場 (MP)	γ-19	放射線管理施設 (放射線測定機能)	<ul style="list-style-type: none"> 感度及び指示精度が正常であること。 警報が正常に作動すること。 	分離精製工場の管理区域解除まで				
	γ-20							
	γ-21							
	γ-22							
	γ-23							
	γ-24							
	γ-25							
	γ-26							
	γ-27							
	γ-28							
	γ-29							
	γ-30							
	γ-31							
	γ-32							
	性能維持施設の追加に伴う表番号の変更記載の適正化							

変更箇所を  又は  で示す。

変更前		変更後		変更理由
令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書				
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (48/163)				
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
分離精製工場 (MP)	放射線管理施設 (放射線測定機能)	<ul style="list-style-type: none"> 感度及び指示精度が正常であること。 警報が正常に作動すること。 	分離精製工場の管理区域解除まで	
			γ-33	
			γ-34	
			γ-35	
			γ-36	
			γ-37	
			γ-38	
			γ-39	
			γ-40	
			γ-41	
除染場 (DS)			除染場の管理区域解除まで	
			γ-43	
			γ-1	
分析所 (CB)			分析所の管理区域解除まで	
			γ-2	
			γ-3	
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (84/201)				
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
分離精製工場 (MP)	放射線管理施設 (放射線測定機能)	<ul style="list-style-type: none"> 感度及び指示精度が正常であること。 警報が正常に作動すること。 	分離精製工場の管理区域解除まで	
			γ-33	
			γ-34	
			γ-35	
			γ-36	
			γ-37	
			γ-38	
			γ-39	
			γ-40	
			γ-41	
除染場 (DS)			除染場の管理区域解除まで	
			γ-43	
			γ-1	
分析所 (CB)			分析所の管理区域解除まで	
			γ-2	
			γ-3	
性能維持施設の追加に伴う表番号の変更記載の適正化				

変更箇所を  又は  で示す。

変更前		変更後		変更理由
令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書				
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (49/163)				
分析所(CB)	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間
	ガンマ線 エリアモニタ	放射線管理施設 (放射線測定機能)	<ul style="list-style-type: none"> 感度及び指示精度が正常であること。 警報が正常に作動すること。 	分析所の管理区域解除 まで
ガンマ線 エリアモニタ	ガンマ線 エリアモニタ			廃棄物処理場の管理区 域解除まで
廃棄物処理場 (AAF)	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間
	ガンマ線 エリアモニタ	放射線管理施設 (放射線測定機能)	<ul style="list-style-type: none"> 感度及び指示精度が正常であること。 警報が正常に作動すること。 	分析所の管理区域解除 まで
ガンマ線 エリアモニタ	ガンマ線 エリアモニタ			廃棄物処理場の管理区 域解除まで
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (85/201)				
分析所(CB)	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間
	ガンマ線 エリアモニタ	放射線管理施設 (放射線測定機能)	<ul style="list-style-type: none"> 感度及び指示精度が正常であること。 警報が正常に作動すること。 	分析所の管理区域解除 まで
ガンマ線 エリアモニタ	ガンマ線 エリアモニタ			廃棄物処理場の管理区 域解除まで
廃棄物処理場 (AAF)	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間
	ガンマ線 エリアモニタ	放射線管理施設 (放射線測定機能)	<ul style="list-style-type: none"> 感度及び指示精度が正常であること。 警報が正常に作動すること。 	分析所の管理区域解除 まで
ガンマ線 エリアモニタ	ガンマ線 エリアモニタ			廃棄物処理場の管理区 域解除まで
性能維持施設の追加に伴う表番号の変更記載の適正化				

変更箇所を  又は  で示す。

変更前		変更後		変更理由
令和4年5月17日付け原規規発第2205173号をもって認可を受けた廃止措置計画認可申請書				
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (50/163)				
廃棄物処理場	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間
第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E)	ガンマ線エリアモニタ	放射線管理施設 (放射線測定機能)	<ul style="list-style-type: none"> 感度及び指示精度が正常であること。 警報が正常に作動すること。 	廃棄物処理場の管理区域解除まで
	ガンマ線エリアモニタ			第二低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで
第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z)	ガンマ線エリアモニタ	放射線管理施設 (放射線測定機能)	<ul style="list-style-type: none"> 感度及び指示精度が正常であること。 警報が正常に作動すること。 	第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで
	ガンマ線エリアモニタ			第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで
放出廃液油分除去施設 (C)	ガンマ線エリアモニタ	放射線管理施設 (放射線測定機能)	<ul style="list-style-type: none"> 感度及び指示精度が正常であること。 警報が正常に作動すること。 	放出廃液油分除去施設の管理区域解除まで
	ガンマ線エリアモニタ			放出廃液油分除去施設の管理区域解除まで
	ガンマ線エリアモニタ			放出廃液油分除去施設の管理区域解除まで
	ガンマ線エリアモニタ			放出廃液油分除去施設の管理区域解除まで
ウラン貯蔵所 (UO3)	ガンマ線エリアモニタ	放射線管理施設 (放射線測定機能)	<ul style="list-style-type: none"> 感度及び指示精度が正常であること。 警報が正常に作動すること。 	ウラン貯蔵所の管理区域解除まで
	ガンマ線エリアモニタ			ウラン貯蔵所の管理区域解除まで
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (86/201)				
廃棄物処理場	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間
第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E)	ガンマ線エリアモニタ	放射線管理施設 (放射線測定機能)	<ul style="list-style-type: none"> 感度及び指示精度が正常であること。 警報が正常に作動すること。 	廃棄物処理場の管理区域解除まで
	ガンマ線エリアモニタ			第二低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで
第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z)	ガンマ線エリアモニタ	放射線管理施設 (放射線測定機能)	<ul style="list-style-type: none"> 感度及び指示精度が正常であること。 警報が正常に作動すること。 	第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで
	ガンマ線エリアモニタ			第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで
放出廃液油分除去施設 (C)	ガンマ線エリアモニタ	放射線管理施設 (放射線測定機能)	<ul style="list-style-type: none"> 感度及び指示精度が正常であること。 警報が正常に作動すること。 	放出廃液油分除去施設の管理区域解除まで
	ガンマ線エリアモニタ			放出廃液油分除去施設の管理区域解除まで
	ガンマ線エリアモニタ			放出廃液油分除去施設の管理区域解除まで
	ガンマ線エリアモニタ			放出廃液油分除去施設の管理区域解除まで
ウラン貯蔵所 (UO3)	ガンマ線エリアモニタ	放射線管理施設 (放射線測定機能)	<ul style="list-style-type: none"> 感度及び指示精度が正常であること。 警報が正常に作動すること。 	ウラン貯蔵所の管理区域解除まで
	ガンマ線エリアモニタ			ウラン貯蔵所の管理区域解除まで
性能維持施設の追加に伴う表番号の変更記載の適正化				